

目 次

津市条例

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う公の施設の使用料等の改定に係る関係条例の整備に関する条例

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

津市森林環境基金条例

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

津市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例

津市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市公共下水道条例の一部を改正する条例

津市規則

津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則

津市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

津市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

津市告示

公示送達

公示送達

障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定

特定子ども・子育て支援施設等の確認

特定子ども・子育て支援施設等の確認

地籍調査の実施

放置自転車の撤去及び保管

財政公表

津市公告

開発行為に係る工事の完了

津都市計画事業津駅前北部土地区画整理審議会委員選挙に係る候補者の氏名及び住所

津都市計画事業津駅前北部土地区画整理審議会委員の選挙のうち宅地の所有者のうちから選挙される委員の選挙に係る投票を行わない旨の公告

津都市計画事業津駅前北部土地区画整理審議会委員の選挙のうち宅地について借地権を有する者のうちから選挙される委員の選挙に係る投票を行わない旨の公告

犬の抑留
負傷動物の収容
開発行為に係る工事の完了
条件付一般競争入札の執行
建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行
津都市計画事業津駅前北部土地区画整理審議会委員選挙に係る当選人の氏名又は名称及び住所又は所在地
津市上下水道事業管理規程
津市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程
津市工業用水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程
津市上下水道事業告示
津市水道局指定給水装置工事事業者の指定
津市水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止
津市水道局指定給水装置工事事業者の事業の休止
津市水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止
津市上下水道事業公告
建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行
※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う公の施設の使用料等の改定に係る関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 12 号

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う公の施設の使用料等の改定に係る関係条例の整備に関する条例

(津市橋南市民センター等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 津市橋南市民センター等の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 79 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 から別表第 4 までを次のように改める。

別表第 1（第 14 条関係）

津市橋南市民センターの利用料金

1 施設の利用料金

単位 円

時間区分 使用区分	午前 9 時から 午後 0 時 30 分まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで
大ホール	2,930	2,930	3,560	7,430
小ホール	940	940	1,150	2,400
会議室	410	410	520	1,040
和室	830	830	1,150	2,200
調理室	1,150	1,150	1,360	3,030
〔備考〕 冷暖房時の利用料金については、当該利用料金の 10 分の 3 の額（10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。				

2 設備器具の利用料金

単位 円

名称	区分	利用料金
拡声装置	一式	730
〔備考〕 利用料金は、午前9時から午後0時30分まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後9時30分までを単位とする。		

別表第2（第14条関係）

津市雲出市民センターの利用料金

1 施設の利用料金

単位 円

時間区分 使用区分	午前9時から 午後0時30 分まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30 分まで	午前9時から 午後9時30 分まで
ホール	2,930	2,930	3,560	7,430
会議室	410	410	520	1,040
和室	830	830	1,150	2,200
調理実習室	1,150	1,150	1,360	3,030
〔備考〕 冷暖房時の利用料金については、当該利用料金の10分の3の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。				

2 設備器具の利用料金

単位 円

名称	区分	利用料金
拡声装置	一式	730
〔備考〕 利用料金は、午前9時から午後0時30分まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後9時30分までを単位とする。		

別表第3（第14条関係）

津市白塚市民センターの利用料金

1 施設の利用料金

単位 円

時間区分 使用区分	午前 9 時から 午後 0 時 3 0 分まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時 3 0 分まで	午前 9 時から 午後 9 時 3 0 分まで
大ホール	2,930	2,930	3,560	7,430
大会議室	940	940	1,150	2,400
小会議室	410	410	520	1,040
和室	830	830	1,150	2,200
調理実習室	1,150	1,150	1,360	3,030
〔備考〕 冷暖房時の利用料金については、当該利用料金の 10 分の 3 の額 （10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額） を加算する。				

2 設備器具の利用料金

単位 円

名称	区分	利用料金
拡声装置	一式	730
〔備考〕 利用料金は、午前 9 時から午後 0 時 3 0 分まで、午後 1 時から午後 5 時まで又は午後 6 時から午後 9 時 3 0 分までを単位とする。		

別表第 4（第 14 条関係）

津市高茶屋市民センターの利用料金

1 施設の利用料金

単位 円

時間区分 使用区分	午前 9 時から 午後 0 時 3 0 分まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時 3 0 分まで	午前 9 時から 午後 9 時 3 0 分まで
大ホール	4,190	4,190	5,340	10,890
大会議室	940	940	1,150	2,400
小会議室	410	410	520	1,040
和室	830	830	1,150	2,200
〔備考〕 冷暖房時の利用料金については、当該利用料金の 10 分の 3 の額 （10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）				

を加算する。

2 設備器具の利用料金

単位 円

名称	区分	利用料金
拡声装置	一式	730
〔備考〕 利用料金は、午前9時から午後0時30分まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後9時30分までを単位とする。		

(津市北部市民センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 津市北部市民センターの設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第80号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第17条関係）

1 北部コミュニティセンター施設の利用料金

単位 円

時間区分 使用区分	午前9時から 午後0時30 分まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30 分まで	午前9時から 午後9時30 分まで
大会議室	2,930	2,930	3,560	7,430
小会議室	940	940	1,150	2,400
調理実習室	1,150	1,150	1,360	3,030
〔備考〕 冷暖房時の利用料金については、当該利用料金の10分の3の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。				

2 北部コミュニティセンター設備器具の利用料金

単位 円

名称	区分	利用料金
拡声装置	一式	730
〔備考〕 利用料金は、午前9時から午後0時30分まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後9時30分までを単位とする。		

(津市西部市民センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 津市西部市民センターの設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第81号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第17条関係）

1 西部コミュニティセンター施設の利用料金

単位 円

時間区分 使用区分	午前9時から 午後0時30 分まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30 分まで	午前9時から 午後9時30 分まで
大会議室	2,930	2,930	3,560	7,430
小会議室	940	940	1,150	2,400
調理実習室	1,150	1,150	1,360	3,030
〔備考〕 冷暖房時の利用料金については、当該利用料金の10分の3の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。				

2 西部コミュニティセンター設備器具の利用料金

単位 円

名称	区分	利用料金
拡声装置	一式	730
〔備考〕 利用料金は、午前9時から午後0時30分まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後9時30分までを単位とする。		

（津市市民活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第4条 津市市民活動センターの設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第82号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「5,000」を「5,230」に、「600」を「620」に、「300」を「310」に改める。

別表第2中「600」を「620」に、「300」を「310」に、「400」を「410」に、「1,000」を「1,040」に、「500」を「520」に、「1,300」を「1,360」に、「650」を「680」に改め、同表備考中「100円未満」を「10円未満」に改める。

（津市会館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第5条 津市会館の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第84号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

会館の使用料

単位 円

時間区分 使用区分	午前9時から 午後0時30分まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分まで
大会議室	1,250	1,250	1,570	3,240
小会議室・和室	830	830	1,150	2,200
実習室	1,570	1,570	2,090	4,190
研修室1・研修室2	1,250	1,250	1,570	3,240
研修室3	830	830	1,150	2,200
〔備考〕				
1 冷暖房時の使用料については、当該使用料の10分の3の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。				
2 大会議室及び和室については津市豊が丘おおぞら会館以外の会館について適用し、小会議室については津市南が丘会館及び津市豊が丘おおぞら会館以外の会館について適用する。				
3 実習室については、津市新町会館及び津市南が丘会館に限り適用する。				
4 研修室1、研修室2及び研修室3については、津市南が丘会館及び津市豊が丘おおぞら会館に限り適用する。				

（津市アストプラザの設置及び管理等に関する条例の一部改正）

第6条 津市アストプラザの設置及び管理等に関する条例（平成18年津市条例第85号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

アストホールの施設使用料

単位 円

使用区分			時間区分	午前 9 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 1 0時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 1 0時まで	午前 9 時から 午後 1 0時まで
ア ス ト ホ ー ル	平日の使用	入場料等を徴収しない場合	営利又は宣伝を目的とする場合	16,130	21,370	21,370	37,500	42,740	58,870
		又は入場料等を徴収する場合で入場料等の額が1,000円以下のとき。	その他の場合	8,060	10,680	10,680	18,750	21,370	29,430
		入場料等を徴収する場合で入場料等の額が1,000円を超えるとき。	営利又は宣伝を目的とする場合	20,950	27,650	27,650	48,600	55,310	76,260
			その他の場合	10,470	13,820	13,820	24,300	27,650	38,130
	土曜、日曜日の使用	入場料等を徴収しない場合	営利又は宣伝を目的とする場合	21,580	28,700	28,700	50,280	57,400	78,990
		又は入場料等を徴収する場合で入場料等の額が1,000円以下のとき。	その他の場合	10,790	14,350	14,350	25,140	28,700	39,490
		入場料等を徴収する場合で入場料等の額が1,000円を超えるとき。	営利又は宣伝を目的とする場合	28,070	37,290	37,290	65,370	74,590	102,660
			その他の場合	14,030	18,640	18,640	32,680	37,290	51,330

用	の場合						
楽屋 1	営利又は宣伝を目的とする場合	620	830	830	1,460	1,670	2,300
	その他の場合	310	410	410	730	830	1,150
楽屋 2	営利又は宣伝を目的とする場合	830	1,040	1,040	1,880	2,090	2,930
	その他の場合	410	520	520	940	1,040	1,460
楽屋 3	営利又は宣伝を目的とする場合	1,040	1,460	1,460	2,510	2,930	3,980
	その他の場合	520	730	730	1,250	1,460	1,990
主催 者控 室	営利又は宣伝を目的とする場合	200	410	410	620	830	1,040
	その他の場合	100	200	200	310	410	520
シャ ワー 室1	営利又は宣伝を目的とする場合	410	620	620	1,040	1,250	1,670
	その他の場合	200	310	310	520	620	830
シャ ワー 室2	営利又は宣伝を目的とする場合	410	620	620	1,040	1,250	1,670
	その他の場合	200	310	310	520	620	830

〔備考〕

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 3 入場料等の額とは、1人ごとの入場料等の額のうち最高の金額をいう。
- 4 アストホールをその使用区分に係る準備若しくは原状回復又はリハーサルのために使用する場合における使用料は、当該使用区分に係る時間区分の使用料の2分の1の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。
- 5 冷暖房時の使用料については、アストホールにあっては1時間

（使用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。）につき
1,780円、その他の施設（シャワー室を除く。）にあっては
それぞれ当該施設使用料の10分の3の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。

別表第2中「3,000」を「3,140」に、「2,000」を「2,090」に、「1,000」を「1,040」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第7条関係）

会議施設等の使用料

単位 円

使用区分			時間区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
			使用区分						
ギャラリー1	平日	入場料等を徴収しない場合又は入場料等を徴収する場合で入場料等の額が1,000円以下のとき	営利又は宣伝を目的とする場合	6,700	9,000	9,000	15,710	18,010	24,720
			その他の場合	3,350	4,500	4,500	7,850	9,000	12,360
		入場料等を徴収する場合で入場料等の額が1,000円を超えるとき	営利又は宣伝を目的とする場合	8,590	11,520	11,520	20,110	23,040	31,630
			その他の場合	4,290	5,760	5,760	10,050	11,520	15,810
	土曜、日	入場料等を徴収しない場合又は入場料等を徴収する場合	営利又は宣伝を目的とする場合	9,000	12,150	12,150	21,160	24,300	33,310

ギャラリー ー 2	日曜 日	合で入場料等 の額が1,000 円以下のとき	その他の 場合	4,500	6,070	6,070	10,580	12,150	16,650
	又 は 休 日 の 使 用	入場料等を徴 収する場合で 入場料等の額 が1,000円を 超えるとき。	営利又は 宣伝を目 的とする 場合	11,730	15,710	15,710	27,440	31,420	43,160
			その他の 場合	5,860	7,850	7,850	13,720	15,710	21,580
	平 日 の 使 用	入場料等を徴 収しない場合 又は入場料等 を徴収する場 合で入場料等 の額が1,000 円以下のとき	営利又は 宣伝を目 的とする 場合	2,720	3,770	3,770	6,490	7,540	10,260
			その他の 場合	1,360	1,880	1,880	3,240	3,770	5,130
		入場料等を徴 収する場合で 入場料等の額 が1,000円を 超えるとき。	営利又は 宣伝を目 的とする 場合	3,350	4,810	4,810	8,170	9,630	12,990
			その他の 場合	1,670	2,400	2,400	4,080	4,810	6,490
	土 曜 日 、 日 曜 日	入場料等を徴 収しない場合 又は入場料等 を徴収する場 合で入場料等 の額が1,000 円以下のとき	営利又は 宣伝を目 的とする 場合	3,560	5,020	5,020	8,590	10,050	13,610
			その他の 場合	1,780	2,510	2,510	4,290	5,020	6,800
	又 は 休 日	入場料等を徴 収する場合で 入場料等の額 が1,000円を 超えるとき。	営利又は 宣伝を目 的とする 場合	4,600	6,490	6,490	11,100	12,990	17,600

	日が1,000円を超えるとき。	場合 その他の 場合						
			2,300	3,240	3,240	5,550	6,490	8,800
会議 室 1	営利又は宣伝を目的とする場合		7,750	9,630	9,630	17,390	19,270	27,020
	その他の場合		3,870	4,810	4,810	8,690	9,630	13,510
会議 室 2	営利又は宣伝を目的とする場合		5,020	5,860	5,860	10,890	11,730	16,760
	その他の場合		2,510	2,930	2,930	5,440	5,860	8,380
会議 室 3	営利又は宣伝を目的とする場合		4,190	5,020	5,020	9,210	10,050	14,240
	その他の場合		2,090	2,510	2,510	4,600	5,020	7,120
会議 室 4	営利又は宣伝を目的とする場合		4,190	5,020	5,020	9,210	10,050	14,240
	その他の場合		2,090	2,510	2,510	4,600	5,020	7,120
レク リエ ーシ ョン 室	営利又は宣伝を目的とする場合		6,700	8,800	8,800	15,500	17,600	24,300
	その他の場合		3,350	4,400	4,400	7,750	8,800	12,150
スタ ジオ	営利又は宣伝を目的とする場合		3,350	4,600	4,600	7,960	9,210	12,570
	その他の場合		1,670	2,300	2,300	3,980	4,600	6,280

〔備考〕

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 2 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 3 入場料等の額とは、1人ごとの入場料等の額のうち最高の金額をいう。
- 4 ギャラリーをその使用区分に係る準備若しくは原状回復又はリ

ハースルのために使用する場合には、当該使用区分に係る時間区分の使用料の2分の1の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

5 冷暖房時の使用料については、それぞれ当該施設使用料の10分の3の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。

別表第4中「1,000」を「1,040」に、「500」を「520」に、「300」を「310」に改める。

（津市ポルタひさいふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第7条 津市ポルタひさいふれあいセンターの設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第88号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

文化交流室の使用料

単位 円

時間区分 使用区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
営利又は宣伝を目的とする場合	8,230	10,870	10,870	26,710
その他の場合	2,740	3,620	3,620	8,900
〔備考〕 冷暖房時の使用料については、当該使用料の2分の1の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。				

（津市久居地域地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第8条 津市久居地域地区集会所の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第89号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,050」を「1,100」に、「1,570」を「1,640」に、「3,150」を「3,300」に、「4,720」を「4,940」に改める。

0」に改める。

(津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第92号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「840」を「880」に、「1,050」を「1,100」に、「2,410」を「2,520」に改める。

別表第2中

「	2,000	「	2,090
	2,300		2,400
	2,300		2,400
	4,300		4,500
	4,600		4,810
	5,300		5,550
	800		830
	900		940
	900		940
	1,700		1,780
	1,800		1,880
	2,100		2,200
	1,500	を	1,570
	1,700		1,780
	1,700		1,780
	3,200		3,350
	3,400		3,560
	4,000		4,190
	800		830
	900		940
	900		940
	1,700		1,780
	1,800		1,880
	2,100		2,200
」		」	

に改め、同表備考中「額」の

次に「（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）」

を加える。

別表第 3 中

1,500	1,570
2,000	2,090
1,500	1,570
3,500	3,660
3,500	3,660
5,000	5,230
800	830
1,000	1,040
800	830
1,800	1,880
1,800	1,880
2,500	2,610
1,200	1,250
1,500	1,570
1,200	1,250
2,700	2,820
2,700	2,820
3,800	3,980

を

に改め、同表備考中「額」の

次に「（１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）」を加える。

（津市サンヒルズ安濃の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 10 条 津市サンヒルズ安濃の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 94 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

1 室につき	2,000	1 室につき	2,090
1 室につき	1,000	1 室につき	1,040
1 室につき	3,000	1 室につき	3,140
1 室につき	4,000	1 室につき	4,190
1 室につき	5,000	1 室につき	5,230
1 室につき	1,200	1 室につき	1,250

1室につき	1,500
1室につき	1,800
	1,000
	500
	1,500
	2,000
	2,500
	600
	750
	900
1室につき	1,000
1室につき	500
1室につき	1,500
1室につき	2,000
1室につき	2,500
1室につき	600
1室につき	750
1室につき	900
	4,000
	2,000
	6,000
	8,000
	10,000
	2,400
	3,000
	3,600

を

1室につき	1,570
1室につき	1,880
	1,040
	520
	1,570
	2,090
	2,610
	620
	780
	940
1室につき	1,040
1室につき	520
1室につき	1,570
1室につき	2,090
1室につき	2,610
1室につき	620
1室につき	780
1室につき	940
	4,190
	2,090
	6,280
	8,380
	10,470
	2,510
	3,140
	3,770

に改める。

（津市サンデルタ香良洲の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第11条 津市サンデルタ香良洲の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第96号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条、第8条関係）

津市サンデルタ香良洲施設の使用料

単位 円

使用区分			時間区分	午前 9 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 9 時まで
多 目 的 ホ ー ル	平日 の使 用	入場料等を 徴収しない 場合		5,230	6,800	7,850	12,040	14,660	19,900
		入場料等を 徴収する場 合で入場料 等 の 額 が 1,000円以 下のとき。		7,850	10,210	11,780	18,070	22,000	29,850
		入場料等を 徴収する場 合で入場料 等 の 額 が 1,000円を 超え3,000 円以下のと き。		10,470	13,610	15,710	24,090	29,330	39,800
		入場料等を 徴収する場 合で入場料 等 の 額 が 3,000円を 超えるとき。		10,470	13,610	15,710	24,090	29,330	39,800
	土曜 日、 日曜 日又	入場料等を 徴収しない 場合		6,800	8,900	10,470	15,710	19,380	26,190
		入場料等を		10,210	13,350	15,710	23,570	29,070	39,280

	は休日の使用	徴収する場合で入場料等の額が1,000円以下のとき。						
		入場料等を徴収する場合で入場料等の額が1,000円を超え3,000円以下のとき。	13,610	17,800	20,950	31,420	38,760	52,380
		入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3,000円を超えるとき。	13,610	17,800	20,950	31,420	38,760	52,380
教養娯楽室			2,090	2,720	3,140	4,810	5,860	7,960
控室			1,040	1,360	1,570	2,400	2,930	3,980
シャワー室			520	520	520	1,040	1,040	1,570
〔備考〕								
1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。 2 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。 3 入場料等の額とは、1人ごとの入場料等の額のうち最高の金額をいう。 4 冷暖房時の使用料については、当該施設使用料の10分の3の								

額（１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。

５ 市内居住者及び市内在勤者以外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の３倍の額とする。

別表第２中「５，０００」を「５，２３０」に、「２，０００」を「２，０９０」に、「１，０００」を「１，０４０」に、「５００」を「５２０」に改める。

（津市とことめの里一志の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第１２条 津市とことめの里一志の設置及び管理に関する条例（平成１８年津市条例第９８号）の一部を次のように改正する。

別表第２中

「	250	を	「	260	に改める。
	500			520	
	500			520	
」	1,000		」	1,040	

（津市美杉地域住民センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第１３条 津市美杉地域住民センターの設置及び管理に関する条例（平成１８年津市条例第１０１号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第３条の２、第６条関係）

美杉地域住民センターの施設の使用料

単位 円

時間区分		午前 9 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 1 0 時ま で	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 1 0 時ま で	午前 9 時から 午後 1 0 時ま で
使用区分	和室						
	1 0 畳以下	620	830	1,250	2,090	3,140	4,190
	1 1 畳以上	940	1,250	1,670	3,140	4,190	5,230
	2 0 畳以下						
洋室	2 1 畳以上	1,250	1,670	2,090	4,190	5,230	6,280
	2 5 平方メー トル未満	940	1,250	2,090	3,140	4,190	5,230

	25平方メートル以上50平方メートル未満	1,570	2,090	3,140	4,190	5,230	6,280
	50平方メートル以上	2,200	2,930	4,190	5,230	6,280	7,330
調理室	2グループ以下で使用する場合	1,250	1,670	2,090	4,190	5,230	6,280
	3グループ又は4グループで使用する場合	2,200	2,930	4,190	5,230	6,280	7,330
〔備考〕 1 使用時間が2時間未満の場合の使用料は、その使用時間（使用時間に30分を超えて1時間未満の端数があるとき、又は使用時間が30分を超えて1時間未満であるときは、これらを1時間とし、使用時間に30分以下の端数があるとき、又は使用時間が30分以下であるときは、これらを切り捨てる。）に、その使用に係る時間区分の使用料の1時間当たりの使用料の額（当該時間区分に係る使用料をその時間数で除して得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をいう。）を乗じて得た額とする。 2 この表に定める使用料には、冷暖房の使用料及び当該施設の使用に係る光熱水費等を含むものとする。							

（津市久居総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第14条 津市久居総合福祉会館の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第112号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

1 施設の使用料

単位 円

時間区分 使用区分		午前	午後	夜間
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで
談話室 (1)		880	1,100	1,100
談話室 (2)		880	1,100	1,100
教養娯楽室 (1)		1,100	1,420	1,420
教養娯楽室 (2)		1,100	1,420	1,420
レクリエーシ ョンホール	スポーツ	1,100	1,420	1,420
	集会	5,500	7,140	7,140
レクリエーシ ョンホール半 分使用	スポーツ	540	760	760
	集会	2,740	3,620	3,620
レクリエーシ ョンホール	個人使用	100	100	100
相談室		540	760	760
第一研修室		1,100	1,420	1,420
第二研修室		1,100	1,420	1,420
第三研修室		1,640	2,200	2,200
会議室		1,640	2,200	2,200
体育室	スポーツ	1,100	1,420	1,420
	その他の場合	2,200	3,300	4,400
	個人使用	100	100	100
トレーニング 室	1 人 1 回	220	220	220
	1 人年間	4,400 (年間券)		
〔備考〕				
1 営利又は宣伝を目的とする場合は、当該施設の使用料の 3 倍の額とする。				
2 午前、午後及び夜間の区分を通して施設を使用する場合は、それぞれの区分の使用料を加算した額をその使用料とする。				
3 準備及び原状回復のための時間は、使用料計算の時間に含まれるものとする。				

2 冷暖房の使用料

単位 円

時間区分 使用区分	午前	午後	夜間	全日
	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 9 時まで
談話室 (1)	440	440	440	1,320
談話室 (2)	440	440	440	1,320
教養娯楽室 (1)	540	540	540	1,640
教養娯楽室 (2)	540	540	540	1,640
レクリエー ションホー ル	2,740	3,300	3,300	9,340
レクリエー ションホー ル半分使用	1,320	1,640	1,640	4,620
相談室	320	320	320	980
第一研修室	540	540	540	1,640
第二研修室	540	540	540	1,640
第三研修室	540	540	540	1,640
会議室	540	540	540	1,640

3 設備器具の使用料

単位 円

名称	区分	使用料	摘要
音響装置	1 式	2,740	
液晶プロジェクター	1 台	1,100	スクリーン付き
スクリーン	1 個	540	
ピアノ	1 台	1,640	
舞台照明装置	1 式	1,640	
拡声装置 (ホール)	1 組	1,100	マイク 2 本付き
拡声装置 (ホール以 外)	1 組	540	マイク 2 本付き

ワイヤレスマイク	2 回路	540	
カラオケセット	1 式	2,200	
ビデオカセット	1 式	540	
娯楽用具（囲碁、将棋等）	1 組	220	
パーソナルコンピューター	1 台	540	
体育用具	1 組	220	

〔備考〕

- 1 使用料は、午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで、午後 6 時から午後 9 時までを単位とする。
- 2 午前、午後又は夜間の区分を通して使用する場合は、それぞれの区分の使用料を加算した額をその使用料とする。
- 3 営利又は宣伝の目的で使用する場合における設備器具の使用料は、この表に定める設備器具の使用料の 3 倍の額とする。

（津市河芸ほほえみセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 15 条 津市河芸ほほえみセンターの設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 113 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

単位 円

時間区分 使用区分	午前	午後	夜間	全日
	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時 30 分まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで
創作・軽作業室	1,040	1,040	1,040	2,720
大広間	2,090	2,090	2,090	5,440
第 1 研修室	520	520	520	1,360
第 2 研修室	520	520	520	1,360
交流室	1,570	1,570	1,570	4,080
ボランティア活動支援室	520	520	520	1,360
福祉団体活動支	520	520	520	1,360

援室				
ケース会議室	520	520	520	1,360
〔備考〕				
1 冷暖房時の使用料については、当該使用料の10分の3の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。				
2 本市の住民以外の者が使用する場合の使用料は、当該使用料の2倍の額とする。				

（津市芸濃保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第16条 津市芸濃保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第114号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「2,000」を「2,090」に、「300」を「310」に、「1,000」を「1,040」に、「500」を「520」に、「800」を「830」に改め、同表備考2中「額」の次に「（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）」を加える。

別表第2中「300」を「310」に改める。

（津市美里社会福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第17条 津市美里社会福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第115号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,000」を「1,040」に、「1,500」を「1,570」に、「3,000」を「3,140」に改め、同表備考中「額」の次に「（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）」を加える。

（津市久居老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第18条 津市久居老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第127号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第17条関係）

津市久居老人福祉センター施設の利用料金の上限額

単位 円

時間区分	午前9時から正午ま	午後1時から午後5	午前9時から午後5	
				左記の時間区分によらない場合

使用区分		で	時まで	時まで				
集会室 1		880	1,170	1,760	3 時間以内	1,100	3 時間を	360
集会室 2		1,540	2,050	3,010	3 時間以内	1,980	超え 1 時	660
教養 娯楽 室	全室使 用	2,200	2,930	4,520	3 時間以内	2,860	間（1 時 間未滿は、	950
	2 分の 1 室使 用	1,320	1,760	2,760	3 時間以内	1,760	1 時間と する。） 増すごと に	580

（津市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 19 条 津市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 129 号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,000」を「1,040」に、「2,000」を「2,090」に、「3,000」を「3,140」に改める。

（津市生きがい健康づくり施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 20 条 津市生きがい健康づくり施設の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 130 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 中「300」を「310」に、「400」を「410」に、「600」を「620」に、「800」を「830」に、「1,100」を「1,150」に、「1,500」を「1,570」に改める。

（津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 21 条 津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 135 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「3,150」を「3,300」に、「500」を「520」に、「35,000」を「36,660」に、「27,000」を「28,280」に、「29,000」を「30,380」に改める。

（津市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 22 条 津市保健センターの設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 137 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「800」を「830」に、「1,000」を「1,040」に改め、同表備考 2 中「額」の次に「（10 円未滿の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）」を加える。

別表第 2 の 1 施設使用料の表中「300」を「310」に改め、同表 2 回

数券の表中「３００円券」を「３１０円券」に、「３，０００」を「３，１４０」に、「１，５００」を「１，５７０」に改める。

別表第３の１施設使用料の表中「４，０００」を「４，１９０」に、「２，０００」を「２，０９０」に、「６，０００」を「６，２８０」に、「８，０００」を「８，３８０」に、「１０，０００」を「１０，４７０」に、「２，４００」を「２，５１０」に、「３，０００」を「３，１４０」に、「３，６００」を「３，７７０」に、「７００」を「７３０」に、「５００」を「５２０」に改め、同表２設備器具使用料の表中「１，０００」を「１，０４０」に改める。

別表第４を次のように改める。

別表第４（第７条関係）

津市香良洲保健センターの使用料

単位 円

時間区分 使用区分	午前９時 から正午 まで	午後１時 から午後 ５時まで	午後６時 から午後 ９時まで	午前９時 から午後 ５時まで	午後１時 から午後 ９時まで	午前９時 から午後 ９時まで
栄養実習室	1,040	1,360	1,570	2,400	2,930	3,980
保健会議室	1,040	1,360	1,570	2,400	2,930	3,980
健康相談室	520	620	730	1,150	1,360	1,880
〔備考〕						
１ 冷暖房時の使用料については、当該施設使用料の１０分の３の額（１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。						
２ 市内居住者等及び市内在勤者以外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の３倍の額とする。						

別表第５中「５００」を「５２０」に改める。

（津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第２３条 津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（平成１８年津市条例第１４５号）の一部を次のように改正する。

第５条の表中「３００円」を「３１０円」に改める。

（津市長谷山ハイツ污水处理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第２４条 津市長谷山ハイツ污水处理施設の設置及び管理に関する条例（平成１８年津市条例第１４６号）の一部を次のように改正する。

別表中「２，１００円」を「２，２００円」に、「３１５円」を「３３０円」に、「４２円」を「４４円」に改める。

（津市白山生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第２５条 津市白山生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成１８年津市条例第１４７号）の一部を次のように改正する。

第１４条第２項中「５，０００円」を「５，２３０円」に改める。

（津市勤労者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第２６条 津市勤労者福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成１８年津市条例第１４９号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第６条関係）

１ 施設の利用料金

単位 円

時間区分 使用区分		午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 6 時 から午後 9 時まで	午前 9 時 から午後 9 時まで
大会議室	平常時	7,850	9,420	11,000	25,450
	冷暖房時	10,260	12,250	14,350	33,100
研修室	平常時	3,030	3,660	4,290	9,950
	冷暖房時	3,980	4,810	5,550	12,990
第 1 会議室	平常時	3,450	4,190	4,810	11,200
	冷暖房時	4,500	5,440	6,280	14,560
第 2 会議室	平常時	2,510	3,030	3,560	8,170
第 3 会議室	冷暖房時	3,240	3,980	4,600	10,580
第 4 会議室					
第 5 会議室					
第 6 会議室					
第 1 和室	平常時	1,040	1,250	1,460	3,350
第 2 和室	冷暖房時	1,360	1,670	1,880	4,400
テニスコート	専用使用	1 時間当たり 410			
〔備考〕					
1 営利又は宣伝の目的で使用する場合における施設利用料金は、この表に定める施設利用料金の 10 分の 5 の額（10 円未満の端					

数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算する。

- 2 使用許可を受けた時間を超える使用については、午後9時を超えて使用する場合その他施設の使用に関し支障がある場合を除き、1時間を限度として認めることとし、その超過に係る施設利用料金については、当該使用許可に係る時間区分の施設利用料金の10分の3の額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

2 設備器具の利用料金

単位 円

名称	区分	利用料金
映像装置	一式	1,040
音響装置	一式	1,040
〔備考〕 利用料金は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後9時までを単位とする。		

(津市センターパレスホールの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第27条 津市センターパレスホールの設置及び管理に関する条例(平成18年津市条例第151号)の一部を次のように改正する。

別表1施設の使用料の表中「20,000」を「20,950」に、「27,000」を「28,280」に、「42,000」を「44,000」に、「48,000」を「50,280」に、「66,000」を「69,140」に改め、同表2設備器具の使用料の表中「1,000」を「1,040」に、「2,000」を「2,090」に、「500」を「520」に、「300」を「310」に、「600」を「620」に、「900」を「940」に改める。

(津市七栗産業会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第28条 津市七栗産業会館の設置及び管理に関する条例(平成18年津市条例第153号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,570」を「1,640」に、「2,100」を「2,200」に、「4,720」を「4,940」に、「840」を「880」に、「1,050」を「1,100」に、「2,410」を「2,520」に改める。

(津市桃園情報センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第29条 津市桃園情報センターの設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第154号）の一部を次のように改正する。

別表中「840」を「880」に、「1,050」を「1,100」に、「2,410」を「2,520」に、「1,570」を「1,640」に、「2,100」を「2,200」に、「4,720」を「4,940」に改める。

（津市安濃工業会館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第30条 津市安濃工業会館の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第156号）の一部を次のように改正する。

別表中「250」を「260」に、「1,000」を「1,040」に、「1,200」を「1,250」に改める。

（津市阿漕塚記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第31条 津市阿漕塚記念館の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第157号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,100」を「1,150」に、「1,400」を「1,460」に、「2,800」を「2,930」に、「600」を「620」に改める。

（津市錫杖湖水荘の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第32条 津市錫杖湖水荘の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第161号）の一部を次のように改正する。

別表第1 錫杖湖水荘の項中「4,250」を「4,450」に、「3,250」を「3,400」に、「1,550」を「1,620」に、「300」を「310」に、「2,500」を「2,610」に、「3,500」を「3,660」に、「2,000」を「2,090」に、「1,500」を「1,570」に改め、同表ふれあい公園の項中「400」を「410」に改め、同表備考5中「850円」を「890円」に、「650円」を「680円」に、「2,000円」を「2,090円」に改め、同表備考6中「額」の次に「（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）」を加える。

別表第2中「5,000」を「5,230」に、「1,000」を「1,040」に、「500」を「520」に、「2,000」を「2,090」に改める。

（津市落合の郷の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 3 3 条 津市落合の郷の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 1 6 2 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

津市落合の郷の施設の使用料

単位 円

使用区分				使用料		超過使用料	
管理棟	教室（ホール）			4 時間以内	3,140	1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）増すごとに	780
	会議室（和室）			4 時間以内	2,090		520
	調理室			4 時間以内	5,230		1,300
屋外工房				1 人 1 回につき	310		
親水公園	あまご・ますのつかみ取り池	魚 1 キログラム以上 3 キログラム未満	3 0 分以内	1 キログラムにつき	2,610		
		魚 3 キログラム以上	1 時間以内				
	釣り池	釣った魚		1 0 0 グラムにつき	260（買取り）		
		さお（えさ込み）		1 式につき	520		
	バーベキュー施設			1 人 1 回につき	310		
〔備考〕							
1 屋外工房の教材費については、別途実費を徴収する。							
2 冷暖房時の教室、会議室及び調理室の使用料については、当該使用料の 1 0 分の 3 の額（1 0 円未満の端数があるときは、							

その端数金額を切り捨てた額)を加算する。

(津市矢頭中宮キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第34条 津市矢頭中宮キャンプ場の設置及び管理に関する条例(平成18年津市条例第163号)の一部を次のように改正する。

別表1施設の使用料の表ログハウスの項中「2,000」を「2,090」に改め、同表備考2中「2,000円」を「2,090円」に改め、同表2設備器具の使用料の表中「500」を「520」に改める。

(津市青山高原保健休養地の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第35条 津市青山高原保健休養地の設置及び管理に関する条例(平成18年津市条例第164号)の一部を次のように改正する。

別表中「400」を「410」に、「700」を「730」に、「1,500」を「1,570」に、「1,000」を「1,040」に、「1,200」を「1,250」に、「21,000」を「22,000」に、「10,500」を「11,000」に、「8,400」を「8,800」に、「4,200」を「4,400」に、「15,750」を「16,500」に、「7,875」を「8,250」に、「26,250」を「27,500」に、「13,125」を「13,750」に、「3,150」を「3,300」に、「315」を「330」に、「420」を「440」に、「1,050」を「1,100」に、「2,100」を「2,200」に、「4,200」を「4,400」に、「5,250」を「5,500」に改める。

(津市美し郷霧山の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第36条 津市美し郷霧山の設置及び管理に関する条例(平成18年津市条例第165号)の一部を次のように改正する。

別表(1)コテージの利用料金(宿泊)の表中「5,250」を「5,500」に、「6,300」を「6,600」に、「4,200」を「4,400」に改め、同表備考1及び2中「1,050円」を「1,100円」に改め、同表(2)コテージの利用料金(会議で使用する場合)の表中「1,050」を「1,100」に改める。

(津市スカイランドおおぼらの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第37条 津市スカイランドおおぼらの設置及び管理に関する条例(平成18年津市条例第166号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「500」を「520」に、「1,000」を「1,040」に、「2,000」を「2,090」に、「1,500」を「1,570」

に、「６００」を「６２０」に、「３００」を「３１０」に、「８００」を「８３０」に、「８，０００」を「８，３８０」に、「１０，０００」を「１０，４７０」に改め、同表備考２中「額」の次に「（１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）」を加える。

別表第２中「４００」を「４１０」に、「３００」を「３１０」に、「５００」を「５２０」に、「１，０００」を「１，０４０」に改める。

（津市レークサイド君ヶ野の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第３８条 津市レークサイド君ヶ野の設置及び管理に関する条例（平成１８年津市条例第１６７号）の一部を次のように改正する。

別表中「４，７００」を「４，９２０」に、「３，６００」を「３，７７０」に、「４，０００」を「４，１９０」に、

「 <table><tr><td>1 式</td><td>5,000</td></tr><tr><td>1 卓</td><td>1,000</td></tr><tr><td>1 面</td><td>500</td></tr><tr><td>1 面</td><td>500</td></tr></table> 」	1 式	5,000	1 卓	1,000	1 面	500	1 面	500	を	「 <table><tr><td>1 式</td><td>5,230</td></tr><tr><td>1 卓</td><td>1,040</td></tr><tr><td>1 面</td><td>520</td></tr><tr><td>1 面</td><td>520</td></tr></table> 」	1 式	5,230	1 卓	1,040	1 面	520	1 面	520	に改め、同表備考中
1 式	5,000																		
1 卓	1,000																		
1 面	500																		
1 面	500																		
1 式	5,230																		
1 卓	1,040																		
1 面	520																		
1 面	520																		

「８００円」を「８３０円」に改める。

（津市ヒストリーパーク塚原の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第３９条 津市ヒストリーパーク塚原の設置及び管理に関する条例（平成１８年津市条例第１６８号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「５，０００」を「５，２３０」に、「４，５００」を「４，７１０」に、「３，０００」を「３，１４０」に、「３００」を「３１０」に改める。

別表第２中「２，０００」を「２，０９０」に、「１，５００」を「１，５７０」に、「３００」を「３１０」に改める。

（津市美杉地域産物加工販売施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第４０条 津市美杉地域産物加工販売施設の設置及び管理に関する条例（平成１８年津市条例第１６９号）の一部を次のように改正する。

別表中「３０，０００」を「３１，４２０」に、「５００」を「５２０」に改める。

（津市モーターボート競走場ツッキードームの使用に関する条例の一部改正）

第４１条 津市モーターボート競走場ツッキードームの使用に関する条例（平成１８年津市条例第１７０号）の一部を次のように改正する。

別表１施設使用料の表中「５，５００」を「５，７６０」に、「２，７０

0」を「2,820」に、「7,100」を「7,430」に、「3,500」を「3,660」に、「7,400」を「7,750」に、「3,600」を「3,770」に、「9,500」を「9,950」に、「4,700」を「4,920」に改め、同表備考4中「100円未満」を「10円未満」に改め、同表2設備器具使用料の表中「1,000」を「1,040」に、「1,200」を「1,250」に、「3,300」を「3,450」に改める。

(津市榊原農民研修所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第42条 津市榊原農民研修所の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第174号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

津市榊原農民研修所の使用料

単位 円

時間区分 使用区分	午前	午後	夜間	終日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
第1研修室	520	520	620	1,250
第2研修室	1,040	1,040	1,300	2,610
第3研修室	1,040	1,040	1,300	2,610
第4研修室	2,090	2,090	2,610	5,230
[備考] 冷暖房時の使用料については、当該使用料の10分の3の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。				

(津市須ヶ瀬構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第43条 津市須ヶ瀬構造改善センターの設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第175号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,000」を「1,040」に、「1,250」を「1,300」に、「2,500」を「2,610」に改め、同表備考中「額」の次に「（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）」を加える。

(津市久居農村婦人の家の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第44条 津市久居農村婦人の家の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第176号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,000」を「1,040」に、「1,250」を「1,300」に、「2,500」を「2,610」に改め、同表備考中「額」の次に「（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）」を加える。

(津市農村集落多目的共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第45条 津市農村集落多目的共同利用施設の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第177号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,000」を「2,090」に、「2,500」を「2,610」に、「5,000」を「5,230」に、「1,000」を「1,040」に、「1,250」を「1,300」に改め、同表備考中「額」の次に「（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）」を加える。

(津市美里農業研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第46条 津市美里農業研修センターの設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第178号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,000」を「1,040」に、「1,250」を「1,300」に、「2,500」を「2,610」に改め、同表備考中「額」の次に「（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）」を加える。

(津市美里農産物加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第47条 津市美里農産物加工センターの設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第179号）の一部を次のように改正する。

別表中「3,600」を「3,770」に、「600」を「620」に、「400」を「410」に改める。

(津市北長野共同ライスセンター等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第48条 津市北長野共同ライスセンター等の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第180号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,000円」を「2,090円」に、「850円」を「890円」に、「500円」を「520円」に改める。

(津市一志農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 4 9 条 津市一志農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 1 8 1 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

津市一志農村環境改善センター施設の使用料

単位 円

使用料の区分		使用料				超過使用料	冷暖房使用料
時間区分 使用区分		午前 9 時から正午まで	正午から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 1 0 時まで	午前 9 時から午後 1 0 時まで	1 時間増すごとに	使用時間 1 時間につき
多目的ホール	平日の使用	5,230	5,230	8,380	10,470	1,040	1,040
	土曜日、日曜日又は休日の使用	10,470	10,470	15,710	20,950	2,090	1,040
大会議室		2,090	2,090	3,140	5,230	—	310
小会議室							
和室							
調理実習室							
健康管理室							
農業研修室		1,040	1,040	1,040	2,090	—	310
〔備考〕							
1 本市の住民以外の者が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の 2 倍の額とする。							
2 使用者が入場料等を徴収する場合は、次に定める額を加算する。 この場合において、当該額に 1 0 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。							
(1) 入場料等の額が 5 0 0 円未満の場合は、当該使用料の 3 割の額							

(2)	入場料等の額が５００円以上１，０００円未満の場合は、当該使用料の５割の額
(3)	入場料等が１，０００円以上の場合は、当該使用料の１０割の額
3	使用時間に１時間未満の端数があるとき、又は使用時間が１時間未満であるときは、これらを１時間とする。
4	休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日をいう。

（津市白山農民研修所の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第５０条 津市白山農民研修所の設置及び管理に関する条例（平成１８年津市条例第１８２号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第７条関係）

津市白山農民研修所の使用料

単位 円

時間区分 使用区分	午前	午後	夜間	終日
	午前９時から 正午まで	午後１時から 午後５時まで	午後６時から 午後１０時まで	午前９時から 午後１０時まで
農民研修室	1,570	1,570	1,930	3,870
研修室	1,040	1,040	1,300	2,610
集会室	1,040	1,040	1,300	2,610
〔備考〕 冷暖房時の使用料については、当該使用料の１０分の３の額（１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。				

（津市リバーパーク真見の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第５１条 津市リバーパーク真見の設置及び管理に関する条例（平成１８年津市条例第１８３号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

500,000	を	523,800	に改める。
15,000		15,710	
600,000		628,570	

20,000	20,950
5,000	5,230

別表第2中「700」を「730」に、「300」を「310」に改める。

（津市美杉農産物加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第52条 津市美杉農産物加工センターの設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第184号）の一部を次のように改正する。

別表中

1,500	2,000	500
-------	-------	-----

を

1,570	2,090	520
-------	-------	-----

に、

1時間当たり 500円

を

1時間当たり 520円

に改める。

（津市錫杖湖畔キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第53条 津市錫杖湖畔キャンプ場の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第188号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

500	520
500	520
500	520
500	520
500	520
500	520
500	520
300	310
10,000	10,470
6,000	6,280
2,000	2,090
2,000	2,090

を

に、

5,000	5,230
3,500	3,660

を

に改める。

別表第2中

5,000	5,230
-------	-------

1,500	を	1,570	に、
1,000		1,040	
500		520	
300		310	
300		310	
300	を	310	に改める。
300		310	
300		310	

（津市わかすぎの里の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第54条 津市わかすぎの里の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第189号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「400」を「410」に、「12,000」を「12,570」に、「15,000」を「15,710」に、「8,000」を「8,380」に、「10,000」を「10,470」に、「2,500」を「2,610」に、「250」を「260」に、「4,500」を「4,710」に、「1,000」を「1,040」に改める。

別表第2中「1,000」を「1,040」に、「300」を「310」に、「500」を「520」に改める。

（津市美杉林業研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第55条 津市美杉林業研修集会施設の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第190号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第14条関係）

津市美杉林業研修集会施設の利用料金

単位 円

時間区分		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
使用区分							
林業相談室 兼会議室1	和室8畳	410	520	1,040	1,250	1,570	2,090

林業相談室 兼会議室 2	和室 8 畳	410	520	1,040	1,250	1,570	2,090
小研修室	洋室 1 2 席	310	410	830	1,040	1,250	1,570
図書室兼資 料展示室	洋室 1 4 席	310	410	830	1,040	1,250	1,570
研修集会室	洋室 3 4 席	940	1,250	2,090	3,140	4,190	5,230

(津市都市公園条例の一部改正)

第 5 6 条 津市都市公園条例（平成 1 8 年津市条例第 1 9 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中「6 1 0 円」を「6 3 0 円」に、「1, 0 0 0 円」を「1, 0 4 0 円」に、「5 0 0 円」を「5 2 0 円」に改める。

(津なぎさまち内旅客船ターミナルの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 5 7 条 津なぎさまち内旅客船ターミナルの設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 1 9 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中「2 3 1, 0 0 0」を「2 4 2, 0 0 0」に、「5 0 0」を「5 2 0」に改める。

(津市伊勢湾ヘリポートの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 5 8 条 津市伊勢湾ヘリポートの設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「1, 5 0 0 円」を「1, 5 7 0 円」に、「3, 0 0 0 円」を「3, 1 4 0 円」に、「1, 0 0 0 円」を「1, 0 4 0 円」に、「1 0, 0 0 0 円」を「1 0, 4 7 0 円」に改め、「相当する額」の次に「（1 0 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）」を加える。

別表第 2 中「3 0 0 円」を「3 1 0 円」に改める。

(津市準用河川の流水占用料等に関する条例の一部改正)

第 5 9 条 津市準用河川の流水占用料等に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「3, 6 6 4 円」を「3, 8 3 0 円」に改める。

別表第 3 中「2 1 0 円」を「2 2 0 円」に、「2, 1 0 0 円」を「2, 2 0 0 円」に改める。

(津市芸濃総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第60条 津市芸濃総合文化センターの設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第239号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

津市芸濃総合文化センター施設の使用料

単位 円

使用区分					時間区分		①	②	③	④	⑤	⑥
							午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
市民ホール（第1セッティング）	平日の使用	入場料等を徴収しない場合	営利又は宣伝を目的とする場合				15,710	20,950	23,040	41,900	49,230	70,190
			その他の場合				7,850	10,470	11,520	20,950	24,610	35,090
		入場料等を徴収する場合で入場料等の額が1,000円以下のとき。	営利又は宣伝を目的とする場合				23,570	31,420	34,570	62,850	73,850	105,280
			その他の場合				9,420	12,570	13,820	25,140	29,540	42,110

		入場料等を徴収する場合で入場料等の額が1,000円を超え3,000円以下のとき。	営利又は宣伝を目的とする場合	31,420	41,900	46,090	83,800	98,470	140,380
			その他の場合	11,780	15,710	17,280	31,420	36,920	52,640
		入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3,000円を超えるとき。	営利又は宣伝を目的とする場合	39,280	52,380	57,610	104,760	123,090	175,470
			その他の場合	14,140	18,850	20,740	37,710	44,310	63,170
	土曜日、日曜日又は	入場料等を徴収しない場合	営利又は宣伝を目的とする場合	20,420	27,230	29,960	54,470	64,000	91,240
			その他の場合	10,210	13,610	14,980	27,230	32,000	45,620

		休日等の使用	入場料等を徴収する場合で入場料等の額が1,000円以下のとき。	営利又は宣伝を目的とする場合	30,640	40,850	44,940	81,710	96,010	136,870
				その他の場合	12,250	16,340	17,970	32,680	38,400	54,740
			入場料等を徴収する場合で入場料等の額が1,000円を超え3,000円以下のとき。	営利又は宣伝を目的とする場合	40,850	54,470	59,920	108,950	128,010	182,490
				その他の場合	15,320	20,420	22,470	40,850	48,000	68,430

		入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3,000円を超えるとき。	営利又は宣伝を目的とする場合	51,070	68,090	74,900	136,190	160,020	228,110
			その他の場合	18,380	24,510	26,960	49,020	57,600	82,120
ホール（第2セッティング）	平日の使用	入場料等を徴収しない場合	営利又は宣伝を目的とする場合	12,570	16,760	18,430	33,520	39,390	56,150
			その他の場合	6,280	8,380	9,210	16,760	19,690	28,070
		入場料等を徴収する場合で入場料等の額が1,000円以下のとき。	営利又は宣伝を目的とする場合	18,850	25,140	27,650	50,280	59,080	84,220
			その他の場合	7,540	10,050	11,060	20,110	23,630	33,690

		入場料等を徴収する場合で入場料等の額が1,000円を超え3,000円以下のとき。	営利又は宣伝を目的とする場合	25,140	33,520	36,870	67,040	78,780	112,300
			その他の場合	9,420	12,570	13,820	25,140	29,540	42,110
		入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3,000円を超えるとき。	営利又は宣伝を目的とする場合	31,420	41,900	46,090	83,800	98,470	140,380
			その他の場合	11,310	15,080	16,590	30,170	35,450	50,530
	土曜日、日曜日又は	入場料等を徴収しない場合	営利又は宣伝を目的とする場合	16,340	21,790	23,960	43,580	51,200	72,990
			その他の場合	8,170	10,890	11,980	21,790	25,600	36,490

		休日等の使用	入場料等を徴収する場合で入場料等の額が1,000円以下のとき。	営利又は宣伝を目的とする場合	24,510	32,680	35,950	65,370	76,810	109,490
				その他の場合	9,800	13,070	14,380	26,140	30,720	43,790
			入場料等を徴収する場合で入場料等の額が1,000円を超え3,000円以下のとき。	営利又は宣伝を目的とする場合	32,680	43,580	47,930	87,160	102,410	145,990
				その他の場合	12,250	16,340	17,970	32,680	38,400	54,740

		入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3,000円を超えるとき。	営利又は宣伝を目的とする場合	40,850	54,470	59,920	108,950	128,010	182,490
			その他の場合	14,700	19,610	21,570	39,220	46,080	65,690
リハーサル室	平日の使用	入場料等を徴収しない場合	営利又は宣伝を目的とする場合	3,140	4,190	4,600	8,380	9,840	14,030
			その他の場合	1,570	2,090	2,300	4,190	4,920	7,010
		入場料等を徴収する場合で入場料等の額が1,000円以下のとき。	営利又は宣伝を目的とする場合	4,710	6,280	6,910	12,570	14,770	21,050
			その他の場合	1,880	2,510	2,760	5,020	5,900	8,420

		入場料等を徴収する場合で入場料等の額が1,000円を超え3,000円以下のとき。	営利又は宣伝を目的とする場合	6,280	8,380	9,210	16,760	19,690	28,070
			その他の場合	2,350	3,140	3,450	6,280	7,380	10,520
		入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3,000円を超えるとき。	営利又は宣伝を目的とする場合	7,850	10,470	11,520	20,950	24,610	35,090
			その他の場合	2,820	3,770	4,140	7,540	8,860	12,630
	土曜日、日曜日又は	入場料等を徴収しない場合	営利又は宣伝を目的とする場合	4,080	5,440	5,990	10,890	12,800	18,240
			その他	2,040	2,720	2,990	5,440	6,400	9,120

		休日 の使用	入場料 等を徴 収する 場合で 入場料 等の額 が1,000 円以下 のとき。	の場合						
				営利又 は宣伝 を目的 とする 場合	6,120	8,170	8,980	16,340	19,200	27,370
			入場料 等を徴 収する 場合で 入場料 等の額 が1,000 円を超 え3,000 円以下 のとき。	その他 の場合	2,450	3,260	3,590	6,530	7,680	10,940
				営利又 は宣伝 を目的 とする 場合	8,170	10,890	11,980	21,790	25,600	36,490
				その他 の場合	3,060	4,080	4,490	8,170	9,600	13,680

		入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3,000円を超えるとき。	営利又は宣伝を目的とする場合	10,210	13,610	14,980	27,230	32,000	45,620
			その他の場合	3,670	4,900	5,390	9,800	11,520	16,420
楽 屋	平 日 の 使 用	入場料等を徴収しない場合	営利又は宣伝を目的とする場合	620	830	1,040	1,670	2,090	2,930
			その他の場合	310	410	520	830	1,040	1,460
		入場料等を徴収する場合で入場料等の額が1,000円以下のとき。	営利又は宣伝を目的とする場合	940	1,250	1,570	2,510	3,140	4,400
			その他の場合	370	500	620	1,000	1,250	1,760

		入場料等を徴収する場合で入場料等の額が1,000円を超え3,000円以下のとき。	営利又は宣伝を目的とする場合	1,250	1,670	2,090	3,350	4,190	5,860
			その他の場合	470	620	780	1,250	1,570	2,200
		入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3,000円を超えるとき。	営利又は宣伝を目的とする場合	1,570	2,090	2,610	4,190	5,230	7,330
			その他の場合	560	750	940	1,500	1,880	2,640
	土曜日、日曜日又は	入場料等を徴収しない場合	営利又は宣伝を目的とする場合	810	1,080	1,360	2,170	2,720	3,810
			その他の場合	400	540	680	1,080	1,360	1,900

		休日等の使用	入場料等を徴収する場合で入場料等の額が1,000円以下のとき。	営利又は宣伝を目的とする場合	1,220	1,630	2,040	3,260	4,080	5,720
				その他の場合	490	650	810	1,300	1,630	2,280
		休日等の使用	入場料等を徴収する場合で入場料等の額が1,000円を超え3,000円以下のとき。	営利又は宣伝を目的とする場合	1,630	2,170	2,720	4,350	5,440	7,620
				その他の場合	610	810	1,020	1,630	2,040	2,860

		入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3,000円を超えるとき。	営利又は宣伝を目的とする場合		2,040	2,720	3,400	5,440	6,800	9,530
			その他の場合		730	980	1,220	1,960	2,450	3,430
大研 修室	平日 の 使用	入場料等を徴収しない場合	営利又は宣伝を目的とする場合	3分の1室使用	3,140	4,190	4,600	8,380	9,420	13,610
				3分の2室使用	4,400	5,860	6,490	11,730	13,200	19,060
			全室使用		6,280	8,380	9,210	16,760	18,850	27,230
			その他の場合	3分の1室使用	1,570	2,090	2,300	4,190	4,710	6,800
				3分の2室使用	2,200	2,930	3,240	5,860	6,600	9,530

		全室 使用	3,140	4,190	4,600	8,380	9,420	13,610
入場料 等を徴 収する 場合で 入場料 等の額 が1,000 円以下 のとき。	営 利 又 は 宣 伝 を 目 的 と す る 場 合	3分 の1 室使 用	4,710	6,280	6,910	12,570	14,140	20,420
		3分 の2 室使 用	6,600	8,800	9,740	17,600	19,800	28,600
		全室 使用	9,420	12,570	13,820	25,140	28,280	40,850
	そ の 他 の 場 合	3分 の1 室使 用	1,880	2,510	2,760	5,020	5,650	8,170
		3分 の2 室使 用	2,640	3,520	3,890	7,040	7,920	11,440
		全室 使用	3,770	5,020	5,530	10,050	11,310	16,340
入場料 等を徴 収する 場合で 入場料 等の額 が1,000	営 利 又 は 宣 伝 を	3分 の1 室使 用	6,280	8,380	9,210	16,760	18,850	27,230
		3分	8,800	11,730	12,990	23,460	26,400	38,130

円を超え3,000円以下のとき。	目的とする場合	の2室使用						
		全室使用	12,570	16,760	18,430	33,520	37,710	54,470
		その他の1室使用	2,350	3,140	3,450	6,280	7,070	10,210
		その他の2室使用	3,300	4,400	4,870	8,800	9,900	14,300
		全室使用	4,710	6,280	6,910	12,570	14,140	20,420
入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3,000円を超えるとき。	営利的又は宣伝を目的とする場合	3分の1室使用	7,850	10,470	11,520	20,950	23,570	34,040
		3分の2室使用	11,000	14,660	16,230	29,330	33,000	47,660
		全室使用	15,710	20,950	23,040	41,900	47,140	68,090
		その他の1室使用	2,820	3,770	4,140	7,540	8,480	12,250

		他の場合	室使用						
			3分の2室使用	3,960	5,280	5,840	10,560	11,880	17,160
			全室使用	5,650	7,540	8,290	15,080	16,970	24,510
土曜日、日曜日又は休日の使用	入場料等を徴収しない場合	営利又は宣伝を目的とする場合	3分の1室使用	4,080	5,440	5,990	10,890	12,250	17,700
			3分の2室使用	5,720	7,620	8,440	15,250	17,160	24,780
			全室使用	8,170	10,890	11,980	21,790	24,510	35,400
		その他の場合	3分の1室使用	2,040	2,720	2,990	5,440	6,120	8,850
			3分の2室使用	2,860	3,810	4,220	7,620	8,580	12,390
			全室使用	4,080	5,440	5,990	10,890	12,250	17,700
	入場料	営	3分	6,120	8,170	8,980	16,340	18,380	26,550

等を徴収する場合で入場料等の額が1,000円以下のとき。	利又は宣伝を目的とする場合	の1室使用						
		3分の2室使用	8,580	11,440	12,660	22,880	25,740	37,180
		全室使用	12,250	16,340	17,970	32,680	36,770	53,110
	その他の場合	3分の1室使用	2,450	3,260	3,590	6,530	7,350	10,620
		3分の2室使用	3,430	4,570	5,060	9,150	10,290	14,870
		全室使用	4,900	6,530	7,190	13,070	14,700	21,240
入場料等を徴収する場合で入場料等の額が1,000円を超え3,000円以下	営利又は宣伝を目的とする場合	3分の1室使用	8,170	10,890	11,980	21,790	24,510	35,400
		3分の2室使用	11,440	15,250	16,880	30,500	34,320	49,570

	のとき。	使用する 場合	用							
			全室 使用	16,340	21,790	23,960	43,580	49,020	70,810	
			その他の 場合	3分 の1 室使 用	3,060	4,080	4,490	8,170	9,190	13,270
				3分 の2 室使 用	4,290	5,720	6,330	11,440	12,870	18,590
				全室 使用	6,120	8,170	8,980	16,340	18,380	26,550
				入場料 等を徴 収する 場合で 入場料 等の額 が3,000 円を超 えると き。	営 利 又 は 宣 伝 を 目 的 と す る 場 合	3分 の1 室使 用	10,210	13,610	14,980	27,230
3分 の2 室使 用	14,300	19,060	21,100			38,130	42,900	61,960		
全室 使用	20,420	27,230	29,960			54,470	61,280	88,520		
その他の 場合	3分 の1 室使 用	3,670	4,900			5,390	9,800	11,030	15,930	
	3分	5,140	6,860			7,590	13,720	15,440	22,300	

			合	の 2						
				室使						
				用						
				全室	7,350	9,800	10,780	19,610	22,060	31,860
				使用						

〔備考〕

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。
- 2 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 3 入場料等の額とは、1 人ごとの入場料等の額のうち最高の金額をいう。
- 4 使用許可を受けた時間区分を超えて施設を使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、その超えて使用した 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）ごとに、次の各号に掲げる時間区分を超える使用に応じて、当該各号に定める額を加算する。
この場合において、当該額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
 - (1) 時間区分① 時間区分①の使用料の 10 分の 3 の額
 - (2) 時間区分②及び④ 時間区分②の使用料の 10 分の 3 の額
 - (3) 時間区分③、⑤及び⑥ 時間区分③の使用料の 10 分の 3 の額
- 5 冷暖房時の使用料については、当該施設の使用に係る時間区分の基本使用料（平日の使用における入場料等を徴収しない場合で、その他の場合（営利又は宣伝を目的としない場合をいう。）に該当するときの使用料をいう。）の 10 分の 3 の額（10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。
- 6 市民ホール使用区分において、第 1 セットアップとは舞台を用いて使用する場合をいい、第 2 セットアップとは舞台を用いず多目的に使用する場合をいう。

別表第 2 中

500	を	520	に、
500		520	
500		520	
500		520	
500		520	
700		730	
300		310	

2,000	を	2,090	に、
200		200	
300		310	

10,000	を	10,470	に、
500		520	
500		520	
1,000		1,040	
1,000		1,040	
800		830	
800		830	
1,000		1,040	
1,000		1,040	
500		520	
1,500		1,570	
5,000		5,230	
1,000		1,040	

3,000	を	3,140	に、
5,000		5,230	
1,000		1,040	

1,000	を	1,040	に改める。
1,000		1,040	

100 100

(津市美里文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第61条 津市美里文化センターの設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第240号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「5,000」を「5,230」に、「2,500」を「2,610」に、「10,000」を「10,470」に改め、同表備考中「750円」を「780円」に改める。

別表第2中「2,000」を「2,090」に、「1,000」を「1,040」に、「3,000」を「3,140」に、「4,000」を「4,190」に改める。

(津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第62条 津市公民館の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第242号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

単位 円

館名	区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
	施設又は設備器具			
津市中央公民館	ホール	4,190	5,230	5,230
	会議室	1,250	1,670	1,670
	研修室	730	940	940
	創作室	1,360	1,780	1,780
	和室	1,250	1,670	1,670
	調理実習室	2,610	3,560	3,560
	情報研修室	1,360	1,780	1,780
	情報研修室機器1式	2,090	2,090	2,090
津市橋北公民館	研修室A	3,560	4,400	4,400
	研修室B	1,250	1,780	1,780
	研修室C	940	1,250	1,250
	実習室	2,820	3,870	3,870
	食工房	2,610	3,560	3,560

	和室	1,670	2,300	2,300
津市橋南公民館	会議室	940	1,250	1,250
	研修室	730	940	940
	実習室	1,250	1,570	1,570
	和室	620	830	830
津市一身田公民館	多目的室 A	410	520	520
	多目的室 B	410	520	520
	多目的室 C	410	520	520
	研修室	410	520	520
津市白塚公民館	会議室	940	1,150	1,150
津市片田公民館	研修室	730	940	940
津市南郊公民館	実習室	1,040	1,360	1,360
津市豊里公民館	和室	620	730	730
津市敬和公民館	大会議室	1,780	2,300	2,300
	会議室	940	1,250	1,250
	研修室	730	940	940
	実習室	1,250	1,570	1,570
	和室	620	830	830
	ピアノ	1 台 1,040		
	拡声装置	1 式 730		
津市久居公民館	講座室	1,250	1,570	1,570
	調理室	1,670	2,200	2,200
	大会議室 2	2,090	2,720	2,720
	大会議室 3	全室使用	3,350	4,400
		2 分の 1 使用	2,090	2,720
	中会議室	1,250	1,570	1,570
	小会議室 2	830	1,040	1,040
	小会議室 3	620	830	830
	茶華道室	1,670	2,200	2,200
	講座室 3	1,250	1,570	1,570
	研修室	830	1,040	1,040
津市桃園公民館	会議室等（一室当た	310	310	310

	り)				
津市戸木公民館	第 1 講座室		620	830	830
	第 2 講座室	全室使用	1,250	1,570	1,570
		2 分の 1 使用	620	830	830
	調理室		620	830	830
津市七栗公民館	研修室		620	830	830
	大会議室 1		620	830	830
	大会議室 2		620	830	830
	小会議室		620	830	830
	調理実習室		620	830	830
津市稲葉公民館 津市榊原公民館 津市立成公民館	会議室等（一室当たり）		310	310	310
津市河芸公民館	大ホール		6,280	7,330	7,330
	第 1 研修室		830	1,040	1,040
	第 2 研修室		830	1,040	1,040
	第 3 研修室		830	1,040	1,040
	第 1 会議室		830	1,040	1,040
	第 2 会議室		830	1,040	1,040
	和室 1		410	520	520
	和室 2		410	520	520
	大広間 （和室）	第 1 和室	830	1,040	1,040
		第 2 和室	830	1,040	1,040
		第 3 和室	830	1,040	1,040
	多目的室		830	1,040	1,040
	中会議室		830	1,040	1,040
	料理教室		1,570	2,090	2,090
	創作室		830	1,040	1,040
	陶芸室		830	1,040	1,040
	茶室		1,570	2,090	2,090
津市豊津公民館	会議室		410	520	520
	第 1 研修室		410	520	520

津市上野公民館	第 2 研修室	410	520	520
	第 1 会議室（和室）	410	520	520
	第 2 会議室（和室）	410	520	520
	料理教室	1,250	1,570	1,570
津市黒田公民館	会議室	410	520	520
津市千里ヶ丘公民館	ホール	830	1,040	1,040
	第 1 研修室	410	520	520
	第 2 研修室	410	520	520
	第 1 会議室（和室）	410	520	520
	第 2 会議室（和室）	410	520	520
	第 3 会議室（和室）	410	520	520
	料理教室	1,250	1,570	1,570
津市芸濃公民館	和室	1,570	2,090	2,090
津市棕本公民館 津市明公民館 津市安西公民館 津市雲林院公民館 津市長野公民館	会議室	410	520	520
津市高宮公民館	研修室	620	830	830
	会議室	620	830	830
	和室	940	1,250	1,250
	実習室	940	1,250	1,250
津市辰水公民館	会議室	410	520	520
津市安濃中公民館	調理室	1,250	1,670	1,670
	美術室	940	1,250	1,250
	工芸室	940	1,250	1,250
	研修室 1	1,880	2,510	2,510
	研修室 2	1,250	1,670	1,670
	研修室 3	940	1,250	1,250
	大広間	2,510	3,350	3,350
	和室 1	940	1,250	1,250

	和室 2	940	1,250	1,250
	多目的ホール	2,510	3,350	3,350
津市草生公民館	研修室 1	620	830	830
	研修室 2	620	830	830
津市村主公民館	生活実習室	940	1,250	1,250
津市安濃公民館	多目的ホール	1,880	2,510	2,510
津市明合公民館	会議室	620	830	830
	料理教室	940	1,250	1,250
	研修室	1,880	2,510	2,510
津市香良洲公民館	大会議室	1,570	2,090	2,090
	小会議室（和室）	830	1,040	1,040
	研修室	1,250	1,570	1,570
津市大井公民館	大研修室	1,570	2,090	2,090
	研修室・会議室（和室）	830	1,040	1,040
	調理実習室	1,250	1,570	1,570
津市波瀬公民館	研修室	1,570	2,090	2,090
	実習室	1,250	1,570	1,570
	和室	830	1,040	1,040
津市川合公民館	会議室	830	1,040	1,040
	研修室	1,570	2,090	2,090
	実習室	1,250	1,570	1,570
	和室	830	1,040	1,040
津市一志高岡公民館	ホール	5,230	5,230	8,380
	会議室 1	2,090	2,090	3,140
	会議室 2	2,090	2,090	3,140
	研修室 A	1,040	1,040	1,040
	実習室 1	2,090	2,090	3,140
	和室	2,090	2,090	3,140
津市白山公民館	婦人教室	830	1,040	1,040
	講義室	830	1,040	1,040
	和室	830	1,040	1,040

津市元取公民館	多目的ホール	3,140	3,140	3,660
	研修室	2,090	2,090	2,610
	会議室	1,040	1,040	1,300
	和室	1,040	1,040	1,300
	実習室	1,040	1,040	1,300
津市家城公民館	多目的ホール	2,090	2,090	2,610
	研修室（和室）	1,040	1,040	1,300
	生活実習室	1,040	1,040	1,300
津市川口公民館	多目的ホール	2,090	2,090	2,610
	和室	1,040	1,040	1,300
	生活実習室	1,040	1,040	1,300
津市大三公民館	多目的ホール	2,090	2,090	2,610
	研修室（和室）	1,040	1,040	1,300
	生活実習室	1,040	1,040	1,300
津市倭公民館	多目的ホール	2,090	2,090	2,610
	会議室	1,040	1,040	1,300
	和室	1,040	1,040	1,300
	実習室	1,040	1,040	1,300
津市八ッ山公民館	多目的ホール	2,090	2,090	2,610
	研修室（和室）	1,040	1,040	1,300
	生活実習室	1,040	1,040	1,300
津市竹原公民館	健康相談室	1,670	2,200	3,140
	会議室 和室	620	940	1,250
	会議室 洋室	620	940	1,570
	ふれあい実習室	1,670	2,200	3,140
	調理実習室	940	1,250	1,570
	和室	940	1,250	1,570
	洋室	1,670	2,200	3,140
津市八知公民館	和室	410	620	940
	調理室	940	1,250	1,570
津市太郎生公民	会議室	1,670	2,200	3,140
	小会議室	1,150	1,570	2,400

館	和室	620	940	1,250
	多目的ホール	1,670	2,200	3,140
津市伊勢地公民館	研修室	1,670	2,200	3,140
	調理室	940	1,250	1,570
	和室	620	940	1,250
津市八幡公民館	会議室	1,670	2,200	3,140
	小会議室	1,150	1,570	2,400
	和室	410	620	940
津市多気公民館	研修室	1,670	2,200	3,140
	実習室	1,670	2,200	3,140
	調理室	940	1,250	1,570
	相談室	620	940	1,250
津市下之川公民館	実習室	1,670	2,200	3,140
	会議室	1,150	1,570	2,400
	和室	620	940	1,250
	調理室	940	1,250	1,570
〔備考〕 冷暖房時の施設使用料については、当該施設使用料の10分の3の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。				

（津市一身田寺内町の館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第63条 津市一身田寺内町の館の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第248号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第16条関係）

津市一身田寺内町の館内会議施設の利用料金

単位 円

時間区分 使用区分	午前9時30分 から午後0時30分まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで	午前9時30分 から午後9時30分まで
和室1	620	830	730	2,200
和室2	310	410	410	1,150

〔備考〕

冷暖房時の利用料金については、当該利用料金の１０分の３の額（１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。

（津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第６４条 津市運動施設の設置及び管理に関する条例（平成１８年津市条例第２５０号）の一部を次のように改正する。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第６条関係）

津市久居体育館施設の使用料

単位 円

時間区分 使用区分			①	②	③
			午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時 3 0 分まで
アリーナ	入場 料等 を徴 収し ない 場合	スポーツのため に使用する場合	2,090	3,140	4,190
		その他の場合	4,190	6,280	8,380
	入場 料等 を徴 収す る場 合	スポーツのため に使用する場合	6,280	9,420	12,570
		その他の場合	10,470	15,710	20,950
	営利又は宣伝を目的と する場合		20,950	31,420	41,900
	アリーナ照明		1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。） 当たり 520		
一般					

	公開 日 に お け る 個 人 使 用	中学生以下		100	100	100
		高校生以上・一 般		200	200	200
会議室				1,570	1,570	2,090
指導員室				1,570	1,570	2,090
卓 球 室	一般 公開 日 に お け る 個 人 使 用	中学生以下		50	50	50
		高校生以上・一 般		100	100	100
	回数券 (12 回)	中学生以下	520			
		高校生以上・一般	1,040			
シャ ワ ー 室	入場料等を徴収しない 場合			1人1回につき 100		
	入場料等を徴収する場 合			1人1回につき 200		

〔備考〕

- 1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、全てに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該使用料に乗じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を各々の場合の使用料とする（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。
- (1) アリーナの使用面積がその床面積の2分の1（中央で区分する。）以下のとき。
- (2) 使用時間が定められた時間区分の2分の1（午前10時30分、午後3時又は午後7時45分を基準時間として区分する。）以下のとき。
- (3) 使用の準備のために使用するとき。
- 2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の

使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。

3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。

4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。

5 冷暖房時の会議室及び指導員室の使用料については、当該施設使用料の10分の3の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。

6 一般公開日における個人使用の場合のアリーナ照明の使用料は、無料とする。

7 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第3中「520」を「540」に、「210」を「220」に改める。

別表第4及び別表第5を次のように改める。

別表第4（第6条関係）

津市河芸体育館施設の使用料

単位 円

時間区分 使用区分			①	②	③
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで
入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合		2,090	3,140	4,190
	その他の場合		4,190	6,280	8,380

アリーナ	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	6,280	9,420	12,570
		その他の場合	10,470	15,710	20,950
	営利又は宣伝を目的とする場合		20,950	31,420	41,900
	アリーナ照明		1時間（1時間未満は、1時間とする。） 当たり 520		
	一般公開日における個人使用	中学生以下	100	100	100
		高校生以上・一般	200	200	200

〔備考〕

- 1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、全てに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該使用料に乗じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を各々の場合の使用料とする（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。
 - (1) 使用面積がアリーナの床面積の2分の1（中央で区分する。）以下のとき。
 - (2) 使用時間が定められた時間区分の2分の1（午前10時30分、午後3時又は午後7時45分を基準時間として区分する。）以下のとき。
 - (3) 使用の準備のために使用するとき。
- 2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、

次項の規定による。

- 3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。
- 4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 5 一般公開日における個人使用の場合のアリーナ照明の使用料は、無料とする。
- 6 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第5（第6条関係）

津市芸濃総合文化センター内アリーナ施設の使用料（その1）

単位 円

時間区分 使用区分			①	②	③
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで
アリーナ	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	2,090	3,140	4,190
		その他の場合	4,190	6,280	8,380
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	6,280	9,420	12,570
		その他の場合	10,470	15,710	20,950
	営利又は宣伝を目的とする場合		20,950	31,420	41,900
	アリーナ照明		1時間（1時間未満は、1時間とする。当たり 520		

	一般公開日における個人使用	中学生以下	100	100	100
		高校生以上・一般	200	200	200
剣道場	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	1,570	2,090	4,190
		その他の場合	3,140	4,190	8,380
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	4,710	6,280	12,570
		その他の場合	9,420	12,570	25,140
シャワー室	入場料等を徴収しない場合		1人1回につき 100		
	入場料等を徴収する場合		1人1回につき 200		
トレーニング室			1人1回につき 200		
			1箇月（一般会員）		1,040
			1年（特別会員）		8,380

〔備考〕

- 1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、全てに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該使用料に乗じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を各々の場合の使用料とする（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。
 - (1) アリーナ又は剣道場の使用面積がその床面積の2分の1（中央で区分する。）以下のとき。
 - (2) 使用時間が定められた時間区分の2分の1（午前10時30分、午後3時又は午後7時45分を基準時間として区分する。）以下のとき。
 - (3) 使用の準備のために使用するとき。
- 2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の

4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は次項の規定による。

3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。

4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。

5 一般公開日における個人使用の場合のアリーナ照明の使用料は、無料とする。

6 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

津市芸濃総合文化センター内アリーナ施設の使用料（その2）

単位 円

時間区分 使用区分			①	②	③
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで
会議室	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	1,570	2,090	2,300
		その他の場合	3,140	4,190	4,600
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	1,880	2,510	2,760
		その他の場合	4,710	6,280	6,910
役員室	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	1,570	2,090	2,300
		その他の場合	3,140	4,190	4,600
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	1,880	2,510	2,760

	る場合	その他の場合	4,710	6,280	6,910
来賓室	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	1,570	2,090	2,300
		その他の場合	3,140	4,190	4,600
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	1,880	2,510	2,760
		その他の場合	4,710	6,280	6,910

〔備考〕

- 1 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。
- 2 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。
- 3 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 4 冷暖房時の使用料については、当該施設使用料の10分の3の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。
- 5 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第6中「2,000」を「2,090」に、「1,500」を「1,570」に改める。

別表第7から別表第9までを次のように改める。

別表第7（第6条関係）

津市美里体育館施設の使用料

単位 円

時間区分	①	②	③
------	---	---	---

使用区分			午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時 3 0 分まで
アリーナ	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	1,570	2,090	2,610
		その他の場合	3,140	4,190	5,230
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	4,710	6,280	7,850
		その他の場合	7,850	10,470	13,090
	営利又は宣伝を目的とする場合		15,710	20,950	26,190
	アリーナ照明		1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。） 当たり 310		
	一般公開日における個人使用	中学生以下	100	100	100
		高校生以上・一般	200	200	200
〔備考〕					
1 次の各号の一つに該当する場合は 2 分の 1、二つに該当する場合は 4 分の 1、全てに該当する場合は 8 分の 1 をそれぞれ当該使用料に乗じた額（1 0 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を各々の場合の使用料とする（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。					
(1) 使用面積がアリーナの床面積の 2 分の 1（中央で区分する。）以下のとき。					
(2) 使用時間が定められた時間区分の 2 分の 1（午前 1 0 時 3 0 分、午後 3 時又は午後 7 時 4 5 分を基準時間として区分する。）以下のとき。					
(3) 使用の準備のために使用するとき。					
2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の 4 分の 1 の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1 時					

間未満は、1時間とする。)を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算する(一般公開日における個人使用の場合を除く。)。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。

3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。

4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。

5 一般公開日における個人使用の場合のアリーナ照明の使用料は、無料とする。

6 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第8(第6条関係)

津市香良洲体育館施設の使用料

単位 円

時間区分 使用区分			①	②	③
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30 分まで
アリーナ	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	1,570	2,090	2,610
		その他の場合	3,140	4,190	5,230
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	4,710	6,280	7,850
		その他の場合	7,850	10,470	13,090
	営利又は宣伝を目的とする場合		15,710	20,950	26,190
	アリーナ照明		1時間(1時間未満は、1時間とする。)当たり 310		

一般公開 日におけ る個人使 用	中学生以下	100	100	100
	高校生以上・一 般	200	200	200
〔備考〕				
1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、全てに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該使用料に乗じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を各々の場合の使用料とする（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。 (1) 使用面積がアリーナの床面積の2分の1（中央で区分する。）以下のとき。 (2) 使用時間が定められた時間区分の2分の1（午前10時30分、午後3時又は午後7時45分を基準時間として区分する。）以下のとき。 (3) 使用の準備のために使用するとき。 2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。 3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。 4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。 5 一般公開日における個人使用の場合のアリーナ照明の使用料は、無料とする。 6 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の				

2 倍の額とする。

別表第 9（第 6 条関係）

津市一志体育館施設の使用料

単位 円

時間区分 使用区分			①	②	③
			午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時 3 0 分まで
メイ ン ア リ ー ナ	入場料等 を徴収し ない場合	スポーツのため に使用する場合	2,090	3,140	4,190
		その他の場合	4,190	6,280	8,380
	入場料等 を徴収す る場合	スポーツのため に使用する場合	6,280	9,420	12,570
		その他の場合	10,470	15,710	20,950
	営利又は宣伝を目的とす る場合		20,950	31,420	41,900
	メインアリーナ照明		1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。） 当たり 520		
	一般公開 日におけ る個人使 用	中学生以下	100	100	100
		高校生以上・一 般	200	200	200
サブ ア リ ー ナ	入場料等 を徴収し ない場合	スポーツのため に使用する場合	1,040	1,570	2,090
		その他の場合	2,090	3,140	4,190
	入場料等 を徴収す る場合	スポーツのため に使用する場合	3,140	4,710	6,280
		その他の場合	5,230	7,850	10,470
	営利又は宣伝を目的とす る場合		10,470	15,710	20,950
	サブアリーナ照明		1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。） 当たり		

ナ			310		
	一般公開 日におけ る個人使 用	中学生以下	100	100	100
		高校生以上・一 般	200	200	200
シ ャ ワ ー 室	入場料等を徴収しない場 合		1人1回につき 100		
	入場料等を徴収する場合		1人1回につき 200		
トレーニングルーム			1人1回につき 100		
			回数券（6回） 520		
			1箇月 1,040		
〔備考〕					
1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、全てに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該使用料に乗じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を各々の場合の使用料とする（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。 (1) メインアリーナ又はサブアリーナの使用面積がその床面積の2分の1（中央で区分する。）以下のとき。 (2) 使用時間が定められた時間区分の2分の1（午前10時30分、午後3時又は午後7時45分を基準時間として区分する。）以下のとき。 (3) 使用の準備のために使用するとき。 2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。					

- 3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。
- 4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 5 冷暖房時のサブアリーナの使用料については、当該施設使用料の10分の3の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。
- 6 一般公開日における個人使用の場合のメインアリーナ照明及びサブアリーナ照明の使用料は、無料とする。
- 7 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第10中「2,000」を「2,090」に、「1,000」を「1,040」に、「700」を「730」に改める。

別表第11を次のように改める。

別表第11（第6条関係）

津市白山体育館施設の使用料

単位 円

時間区分 使用区分			①	②	③
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで
ア リ ー ナ	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	1,570	2,090	2,610
		その他の場合	3,140	4,190	5,230
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	4,710	6,280	7,850
		その他の場合	7,850	10,470	13,090
	営利又は宣伝を目的とする場合		15,710	20,950	26,190
	アリーナ照明		1時間（1時間未満は、1時間とする。）		

		当たり		
		310		
一般公開 日におけ る個人使 用	中学生以下	100	100	100
	高校生以上・一 般	200	200	200

〔備考〕

- 1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、全てに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該使用料に乗じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を各々の場合の使用料とする（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。
 - (1) 使用面積がアリーナの床面積の2分の1（中央で区分する。）以下のとき。
 - (2) 使用時間が定められた時間区分の2分の1（午前10時30分、午後3時又は午後7時45分を基準時間として区分する。）以下のとき。
 - (3) 使用の準備のために使用するとき。
- 2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。
- 3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。
- 4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかなを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 5 一般公開日における個人使用の場合のアリーナ照明の使用料は、

無料とする。

6 市外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第12中

1回につき	210	を	1回につき	220	に改める。
1回につき	420		1回につき	440	
	2,100			2,200	
	4,200			4,400	
	8,400			8,800	
	12,600			13,200	
	21,000			22,000	

別表第13中「500」を「520」に、「2,000」を「2,090」に、「10,000」を「10,470」に改める。

別表第14及び別表第15中「400」を「410」に改める。

別表第16中「250」を「260」に、「400」を「410」に改める。

別表第17、別表第18及び別表第20中「400」を「410」に改める。

別表第21中「250」を「260」に、「400」を「410」に改める。

別表第22中「400」を「410」に改める。

別表第23を次のように改める。

別表第23（第6条関係）

津市久居グラウンド、津市河芸第1グラウンド、津市河芸第2グラウンド、津市芸濃グラウンド、津市美里グラウンド、津市香良洲グラウンド、津市一志野球場、津市白山運動場、津市白山家城運動場及び津市フットパーク美杉内多目的グラウンドの施設の使用料

単位 円

使用区分	使用料		超過使用料	
津市久居グラウンド	2時間以内	830	1時間（1時間未満は、1時間とする。）増すごとに	410
	夜間照明	4,190	30分（30分未満は、30分とする。）増すごとに	2,090

	1 時間以内		満は、30 分とする。) 増すごとに	
津市河芸第 1 グラウンド	2 時間以内	1,040	1 時間 (1 時間未満は、1 時間とする。) 増すごとに	520
	夜間照明 1 時間以内	4,190	30 分 (30 分未満は、30 分とする。) 増すごとに	2,090
津市河芸第 2 グラウンド	2 時間以内	830	1 時間 (1 時間未満は、1 時間とする。) 増すごとに	410
	夜間照明 1 時間以内	4,190	30 分 (30 分未満は、30 分とする。) 増すごとに	2,090
津市芸濃グラウンド	2 時間以内	1,040	1 時間 (1 時間未満は、1 時間とする。) 増すごとに	520
	夜間照明 1 時間以内	4,190	30 分 (30 分未満は、30 分とする。) 増すごとに	2,090
津市美里グラウンド	2 時間以内	830	1 時間 (1 時間未満は、1 時間とする。) 増すごとに	410
	夜間照明 1 時間以内	4,190	30 分 (30 分未満は、30 分とする。) 増すごとに	2,090
津市香良洲グラウンド	2 時間以内	1,040	1 時間 (1 時間未満は、1 時間とする。) 増すごとに	520
	夜間照明 (野球全面) 1 時間以内	4,190	30 分 (30 分未満は、30 分とする。) 増すごとに	2,090
	夜間照明 (ソフト	2,090		1,040

	ボール 1 面) 1 時間以内			
	夜間照明 (ソフト ボール 2 面) 1 時間以内	3,140		1,570
津市一志野球場	2 時間以内	830	1 時間 (1 時間未 満は、1 時間とす る。) 増すごとに	410
	夜間照明 1 時間以内	4,190	3 0 分 (3 0 分未 満は、3 0 分とす る。) 増すごとに	2,090
津市白山運動場	2 時間以内	830	1 時間 (1 時間未 満は、1 時間とす る。) 増すごとに	410
	夜間照明 1 時間以内	4,190	3 0 分 (3 0 分未 満は、3 0 分とす る。) 増すごとに	2,090
津市白山家城運 動場	2 時間以内	620	1 時間 (1 時間未 満は、1 時間とす る。) 増すごとに	310
	夜間照明 1 時間以内	2,090	3 0 分 (3 0 分未 満は、3 0 分とす る。) 増すごとに	1,040
津市フットパー ク美杉内多目的 グラウンド	2 時間以内	620	1 時間 (1 時間未 満は、1 時間とす る。) 増すごとに	310
〔備考〕 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の 2 倍の額とする。				

別表第 2 4 中

500	1 時間 (1 時間未満は、1 時	
500	間とする。) 当たり	
500		250 を

1,000
1,500
1,000

520	1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり 260
520	
520	
1,040	
1,570	
1,040	

に改める。

別表第25中「300」を「310」に、「500」を「520」に、

年額	5,000	を	年額	5,230	に改める。
年額	10,000		年額	10,470	

別表第27から別表第29までの規定中「500」を「520」に、「250」を「260」に改める。

別表第30中「500」を「520」に、「10,000」を「10,470」に改める。

別表第31中「3,000」を「3,140」に、「4,000」を「4,190」に、「1,000」を「1,040」に、「2,000」を「2,090」に改め、同表備考1及び2中「額」の次に「（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）」を加え、同表備考3中「その端数」を「その端数金額」に改める。

別表第33及び別表第34を次のように改める。

別表第33（第24条関係）

津市安濃中央総合公園内体育館施設の利用料金

単位 円

時間区分 使用区分			①	②	③
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで
入場料等	スポーツのため	を徴収しに使用する場合	5,230	6,800	8,380

メインアリーナ	ない場合	その他の場合	10,470	13,610	16,760
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	15,710	20,950	26,190
		その他の場合	31,420	41,900	52,380
	営利又は宣伝を目的とする場合		62,850	83,800	104,760
	メインアリーナ照明		1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。） 当たり 1,040		
	一般公開 日における 個人使用	中学生以下	100	100	100
		高校生以上・一般	310	310	310
サブアリーナ	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	2,610	3,450	4,190
		その他の場合	5,230	6,800	8,380
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	7,850	10,470	13,090
		その他の場合	15,710	20,950	26,190
	営利又は宣伝を目的とする場合		31,420	41,900	52,380
	サブアリーナ照明		1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。） 当たり 620		
	一般公開 日における 個人使用	中学生以下	100	100	100
		高校生以上・一般	310	310	310
シャワー	入場料等を徴収しない場合		1 人 1 回につき 100		
	入場料等を徴収する場合		1 人 1 回につき 200		

室			
トレーニングルーム	個人使用	中学生	1 回につき 100
			回数券（6 回） 520
		高校生以上・一般	1 回につき 310
			回数券（6 回） 1,570
	会員使用	中学生	1 箇月 1,040
		高校生以上・一般	1 箇月 3,140
会議室（1 室につき）	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。） 当たり 520
		その他の場合	1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。） 当たり 1,570
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。） 当たり 1,570
		その他の場合	1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。） 当たり 4,710
役員室及び控室	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。） 当たり 310
		その他の場合	1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。） 当たり 940
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。） 当たり 940
		その他の場合	1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。） 当たり

〔備考〕

- 1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、全てに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該利用料金に乗じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を各々の場合の利用料金とする（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。
 - (1) メインアリーナ又はサブアリーナの使用面積がその床面積の2分の1（中央で区分する。）以下のとき。
 - (2) 使用時間が定められた時間区分の2分の1（午前10時30分、午後3時又は午後7時45分を基準時間として区分する。）以下のとき。
 - (3) 使用の準備のために使用するとき。
- 2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の利用料金は、当該時間区分に係る利用料金に、時間区分②の利用料金の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。
- 3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の利用料金は、使用した各時間区分に係る利用料金の合計額とする。
- 4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかなを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 5 冷暖房時の会議室並びに役員室及び控室の利用料金については、当該施設利用料金の10分の3の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。
- 6 一般公開日における個人使用の場合のメインアリーナ照明及びサブアリーナ照明の利用料金は、無料とする。

7 市外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の2倍の額とする。

別表第34（第24条関係）

津市安濃中央総合公園内体育館設備器具の利用料金

単位 円

名称	区分	利用料金		
		入場料等を徴収しない場合で営利又は宣伝を目的としないとき。	入場料等を徴収しない場合で営利又は宣伝を目的とするとき。	入場料等を徴収する場合
放送設備 (メインアリーナ、サブアリーナ)	1式	1,570	4,710	7,850
電源コンセント	1口	100	310	520
フロアーシート	1枚	100	310	520
バスケットゴール	1対	520	1,570	2,610
音響設備(会議室)	1式	520	1,570	2,610
いす・机	1脚	30	90	150

〔備考〕

1 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。

2 市外の者が体育館を使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の2倍の額とする。

別表第36中「400」を「410」に、「300」を「310」に、「700」を「730」に、「500」を「520」に、「600」を「620」に、「1,100」を「1,150」に、「250」を「260」に、

「９００」を「９４０」に、「１，０００」を「１，０４０」に、「１，９００」を「１，９９０」に改め、同表備考３中「は」を「については」に、「３割増しの額とする」を「１０分の３の額（１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する」に改める。

別表第３７中「３００」を「３１０」に改める。

別表第３８中「４００」を「４１０」に改める。

別表第３９中

「	2,000	「	2,090
	4,000		4,190
	12,000		12,570
	2,000		2,090
	3,000	を	3,140
	2,000		2,090
	1,000		1,040
	1,000		1,040
	500		520
」		」	

に改め、同表備考３中「１，０００円」を

「１，０４０円」に、「２，０００円」を「２，０９０円」に改める。

別表第４０中「１，０００」を「１，０４０」に、「５００」を「５２０」に、「４，０００」を「４，１９０」に、「２，０００」を「２，０９０」に、「６００」を「６２０」に、「３００」を「３１０」に、「８００」を「８３０」に、「４００」を「４１０」に改める。

別表第４１中

「	2,000	「	2,090
	4,000		4,190
	12,000		12,570
	2,000	を	2,090
	3,000		3,140
	1,000		1,040
	500		520
」		」	

に改め、同表備考３中「１，０００円」

を「１，０４０円」に、「２，０００円」を「２，０９０円」に改める。

別表第４２中「１，０００」を「１，０４０」に改める。

別表第４３中「６００」を「６２０」に、「３００」を「３１０」に、「４，０００」を「４，１９０」に、「２，０００」を「２，０９０」に改

める。

別表第４４中「１，５００」を「１，５７０」に、「７５０」を「７８０」に、「３００」を「３１０」に改める。

別表第４５中

3,000	4,000	7,000	を	3,140	4,190	7,330	に改め、
6,000	8,000	14,000		6,280	8,380	14,660	
900	1,000	1,900		940	1,040	1,990	
500	600	1,100		520	620	1,150	

同表備考１中「額」の次に「（１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）」を加え、同表備考３中「は」を「については」に、「３割増しの額とする」を「１０分の３の額（１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する」に改める。

別表第４６中「５００」を「５２０」に改める。

（津市スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第６５条 津市スポーツ公園の設置及び管理に関する条例（平成１８年津市条例第２５１号）の一部を次のように改正する。

別表中「１，０００」を「１，０４０」に、「２，０００」を「２，０９０」に改める。

（津市安濃農民研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第６６条 津市安濃農民研修センターの設置及び管理に関する条例（平成１８年津市条例第３０１号）の一部を次のように改正する。

別表中「２，０００」を「２，０９０」に、「２，５００」を「２，６１０」に、「５，０００」を「５，２３０」に、「１，０００」を「１，０４０」に、「１，２５０」を「１，３００」に改め、同表備考中「額」の次に「（１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）」を加える。

（津市賛岐地区防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第６７条 津市賛岐地区防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成１８年津市条例第３０２号）の一部を次のように改正する。

別表中「８００」を「８３０」に、「１，１００」を「１，１５０」に、「２，１００」を「２，２００」に改め、同表備考中「額」の次に「（１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）」を加える。

(津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 6 8 条 津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例（平成 25 年津市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 1 6 条関係）

メッセウイング・みえ施設の利用料金の上限額

単位 円

時間区分 使用区分		①	②	③
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 1 0 時まで
展示場	入場料等を徴収しない場合	125,710	167,610	201,140
	入場料等を徴収する場合	176,000	234,660	280,760
商談室 1	入場料等を徴収しない場合	2,350	3,140	3,770
	入場料等を徴収する場合	3,300	4,400	5,280
商談室 2	入場料等を徴収しない場合	2,350	3,140	3,770
	入場料等を徴収する場合	3,300	4,400	5,280
2 階大研修室	入場料等を徴収しない場合	15,710	20,950	25,140
	入場料等を徴収する場合	22,000	29,330	35,200
2 階中研修室	入場料等を徴収しない場合	6,280	8,380	10,050
	入場料等を徴収する場合	8,800	11,730	14,080
1 階中研修室	入場料等を徴収しない場合	6,280	8,380	10,050

	入場料等を徴収する場合	8,800	11,730	14,080
2 階会議室	入場料等を徴収しない場合	8,640	11,520	13,820
	入場料等を徴収する場合	12,100	16,130	19,360
特別会議室	入場料等を徴収しない場合	11,000	14,660	17,600
	入場料等を徴収する場合	15,400	20,530	24,640
ギャラリー	入場料等を徴収しない場合	11,780	15,710	18,850
	入場料等を徴収する場合	16,500	22,000	26,400

〔備考〕

- 1 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 2 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における利用料金は、当該使用区分に係る時間区分の利用料金の10分の2の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。
- 3 展示場又はギャラリーを準備又は原状回復のために使用する場合における利用料金は、当該使用区分に係る時間区分の利用料金の2分の1の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。
- 4 指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、1時間単位で定められた時間区分を延長し、繰り上げ、又は変更して使用させることができるものとし、この場合における利用料金は、当該時間区分に係る1時間当たりの利用料金に使用する時間数を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。ただし、午後5時から午

後6時までの間の使用については、時間区分②に係る1時間当たりの利用料金とする。

5 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合は、利用料金は、使用した各時間区分に係る利用料金の合計額とする。

6 指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、使用に係る施設を分割して使用させることができるものとし、この場合における利用料金は、当該使用区分に係る時間区分の利用料金に分割割合を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

7 展示場を使用する場合の利用料金には、当該箇所における電気及び水道の使用に係る料金は含まないものとする。

別表第2中「10,000」を「10,470」に、「9,000」を「9,420」に、「1,000」を「1,040」に、「30,000」を「31,420」に、「1,500」を「1,570」に、「3,000」を「3,140」に、「700」を「730」に、「300」を「310」に、「2,000」を「2,090」に改め、同表備考3及び5中「その端数」を「その端数金額」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第16条関係）

サオリーナ施設の利用料金の上限額

単位 円

時間区分 使用区分			①	②	③
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
メインアリーナ	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	10,470	13,970	16,760
		その他の場合	125,710	167,610	201,140
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	31,420	41,900	50,280
		その他の場合	188,570	251,420	301,710

			営利又は宣伝を目的とする場合	188,570	251,420	301,710
			一般公開日における個人使用	小学生・中学生	150	150
				高校生以上・一般	310	310
			回数券（12回）	小学生・中学生	1,570	
				高校生以上・一般	3,140	
サブアリーナ	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合		5,230	6,980	8,380
		その他の場合		62,850	83,800	100,570
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合		15,710	20,950	25,140
		その他の場合		94,280	125,710	150,850
	営利又は宣伝を目的とする場合		94,280	125,710	150,850	
	一般公開日における個人使用	小学生・中学生		150	150	150
		高校生以上・一般		310	310	310
		回数券（12回）	小学生・中学生	1,570		
			高校生以上・一般	3,140		
	プール	25メートルプール	入場料等を徴収しない場合		23,100	30,800
入場料等を徴収する場合			69,300	92,400	110,880	
幼児プール		入場料等を徴収しない場合		3,300	4,400	5,280
		入場料等を徴収する場合		9,900	13,200	15,840
25メートル		一般公開日における個人使用	小学生・中学生	1回につき 200		
			高校生以上・一般	1回につき 410		

	トル 及び 幼児 プー ル	人使用	回数券 （１２ 回）	小学生・ 中学生	2,090		
				高校生以 上・一般	4,190		
トレーニ ングルー ム		個人使用	小学生・中学生		１回につき 200		
			高校生以上・一般		１回につき 410		
			回数券 （１２ 回）	小学生・ 中学生	2,090		
				高校生以 上・一般	4,190		
フリーウ ェイトル ーム		個人使用	小学生・中学生		１回につき 200		
			高校生以上・一般		１回につき 410		
			回数券 （１２ 回）	小学生・ 中学生	2,090		
				高校生以 上・一般	4,190		
フィット ネススタ ジオ		入場料等を 徴収しない 場合	スポーツのために 使用する場合		2,820	3,770	4,520
			その他の場合		33,940	45,250	54,300
		入場料等を 徴収する場 合	スポーツのために 使用する場合		8,480	11,310	13,570
			その他の場合		50,910	67,880	81,460
		営利又は宣伝を目的とする場 合		50,910	67,880	81,460	
多目的室 １		入場料等を 徴収しない 場合	スポーツのために 使用する場合		1,570	2,090	2,510
			その他の場合		18,850	25,140	30,170
		入場料等を 徴収する場 合	スポーツのために 使用する場合		4,710	6,280	7,540
			その他の場合		28,280	37,710	45,250
		営利又は宣伝を目的とする場 合		28,280	37,710	45,250	

多目的室 2	入場料等を 徴収しない 場合	スポーツのために 使用する場合	1,570	2,090	2,510
		その他の場合	18,850	25,140	30,170
	入場料等を 徴収する場 合	スポーツのために 使用する場合	4,710	6,280	7,540
		その他の場合	28,280	37,710	45,250
	営利又は宣伝を目的とする場 合		28,280	37,710	45,250
控室	入場料等を 徴収しない 場合	スポーツのために 使用する場合	2,350	3,140	3,770
		その他の場合	28,280	37,710	45,250
	入場料等を 徴収する場 合	スポーツのために 使用する場合	7,070	9,420	11,310
		その他の場合	42,420	56,570	67,880
	営利又は宣伝を目的とする場 合		42,420	56,570	67,880

〔備考〕

- 1 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 2 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日における利用料金は、当該使用区分に係る時間区分の利用料金の10分の2の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する（一般公開日における個人使用並びにトレーニングルーム及びフリーウエイトルームの使用を除く。）。
- 3 メインアリーナ、サブアリーナ、プール、フィットネススタジオ、多目的室1、多目的室2又は控室を準備又は原状回復のために使用する場合（一般公開日における個人使用を除く。）における利用料金は、当該使用区分に係る時間区分の利用料金の2分の1の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。
- 4 指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承

認を得て、1時間単位で定められた時間区分を延長し、繰り上げ、又は変更して使用させることができるものとし、この場合における利用料金は、当該時間区分に係る1時間当たりの利用料金に使用する時間数を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。ただし、午後5時から午後6時までの間の使用については、時間区分②に係る1時間当たりの利用料金とする。

5 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の利用料金は、使用した各時間区分に係る利用料金の合計額とする。

6 指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、使用（一般公開日における個人使用並びにトレーニングルーム及びフリーウエイトルームの使用を除く。）に係る施設を分割して使用させることができるものとし、この場合における利用料金は、当該使用区分に係る時間区分の利用料金に分割割合を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

別表第4中「5,000」を「5,230」に、「4,000」を「4,190」に、「3,000」を「3,140」に、「1,500」を「1,570」に、「2,000」を「2,090」に、「10,000」を「10,470」に、「3,400」を「3,560」に、「2,700」を「2,820」に、「1,000」を「1,040」に、「7,500」を「7,850」に、「2,500」を「2,610」に、「700」を「730」に、「300」を「310」に、「540」を「560」に、「600」を「620」に、「750」を「780」に、「450」を「470」に改め、同表備考3及び5中「その端数」を「その端数金額」に改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第16条関係）

三重武道館施設の利用料金の上限額

単位 円

時間区分	①	②	③
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時	午後6時から午後10時

使用区分					まで	時まで
柔剣道場	専用使用			6,280	8,380	10,050
	一般公開 日における個人使用	小学生以上高校生以下		100	100	100
		一般		200	200	200
		回数券 (12回)	小学生以上高校生以下	1,040	1,040	1,040
			一般	2,090	2,090	2,090
弓道場	専用使用			3,140	4,190	5,020
	一般公開 日における個人使用	小学生以上高校生以下		100	100	100
		一般		200	200	200
		回数券 (12回)	小学生以上高校生以下	1,040	1,040	1,040
			一般	2,090	2,090	2,090

〔備考〕

- 1 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日における利用料金は、当該使用区分に係る時間区分の利用料金の10分の2の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する（一般公開日における個人使用を除く。）。
- 2 準備又は原状回復のために使用する場合（一般公開日における個人使用を除く。）における利用料金は、当該使用区分に係る時間区分の利用料金の2分の1の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。
- 3 指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、1時間単位で定められた時間区分を延長し、繰り上げ、又は変更して使用させることができるものとし、この場合における利用料金は、当該時間区分に係る1時間当たりの利用料金に使用する時間数を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、

その端数金額を切り捨てた額)とする。ただし、午後5時から午後6時までの間の使用については、時間区分②に係る1時間当たりの利用料金とする。

4 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合は、利用料金は、使用した各時間区分に係る利用料金の合計額とする。

5 指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、使用（一般公開日における個人使用を除く。）に係る施設を分割して使用させることができるものとし、この場合における利用料金は、当該使用区分に係る時間区分の利用料金に分割割合を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

別表第6中「400」を「410」に、「2,000」を「2,090」に、「3,000」を「3,140」に、「600」を「620」に、「1,000」を「1,040」に、「700」を「730」に、「300」を「310」に改め、同表備考3及び5中「その端数」を「その端数金額」に改める。

別表第7中「2,300,000」を「2,409,520」に、「1,000,000」を「1,047,610」に改める。

(津市美杉総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第69条 津市美杉総合文化センターの設置及び管理に関する条例（平成25年津市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「5,000」を「5,230」に、「2,500」を「2,610」に、「10,000」を「10,470」に、「300」を「310」に、「600」を「620」に、「400」を「410」に改める。

別表第2中「750」を「780」に、「500」を「520」に改める。

別表第3中「400」を「410」に改める。

別表第4中「1,400」を「1,460」に、「700」を「730」に、「1,000」を「1,040」に、「500」を「520」に改める。

(津市斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第70条 津市斎場の設置及び管理に関する条例（平成26年津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表中

2,000	20,000	を	2,090	20,950	に改める。
1,400	14,000		1,460	14,660	
3,000	10,000		3,140	10,470	
3,000	9,000		3,140	9,420	
80,000	240,000		83,800	251,420	
50,000	150,000		52,380	157,140	
30,000	90,000		31,420	94,280	
18,000	18,000		18,850	18,850	
9,000	12,000		9,420	12,570	

（津市下之川住民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 7 1 条 津市下之川住民交流センターの設置及び管理に関する条例（平成 27 年津市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 7 条関係）

会議施設の使用料

単位 円

時間区分	①	②	③	④	⑤	⑥
使用区分	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで
大会議室	2,200	2,930	4,190	5,130	7,120	9,320
中会議室	1,570	2,090	3,140	3,660	5,230	6,800
小会議室	940	1,250	2,090	2,200	3,350	4,290

〔備考〕

- 1 使用許可を受けた時間を超える使用は、施設の使用に関し支障がない限り、1 時間を限度として認めることとし、その超過に係る使用料は、次の各号に掲げる時間区分を超える使用にあっては、それぞれ当該各号に定める額（当該額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

- (1) 時間区分①、②及び④ 時間区分①の使用料の 3 分の 1 の額
- (2) 時間区分③、⑤及び⑥ 時間区分③の使用料の 4 分の 1 の額

- 2 この表に定める使用料には、冷暖房の使用料及び当該施設の使

用に係る光熱水費等を含むものとする。

(津市防災物流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 7 2 条 津市防災物流施設の設置及び管理に関する条例（平成 2 7 年津市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

センターの使用料

単位 円

時間区分 使用区分	午前 9 時から 午後 0 時 3 0 分まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時 3 0 分まで	午前 9 時から 午後 9 時 3 0 分まで
研修室 1	2,930	2,930	3,560	7,430
研修室 2	2,930	2,930	3,560	7,430
会議室 1	830	830	1,150	2,200
会議室 2	830	830	1,150	2,200
〔備考〕 冷暖房時の使用料については、この表に定める使用料の 1 0 分の 3 の額（1 0 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。				

(津市津南防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 7 3 条 津市津南防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成 3 1 年津市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

センターの使用料

単位 円

時間区分 使用区分	午前 9 時か ら午後 0 時 3 0 分まで	午後 1 時か ら午後 5 時 まで	午後 6 時か ら午後 9 時 3 0 分まで	午前 9 時か ら午後 9 時 3 0 分まで
大ホール A	2,930	2,930	3,560	7,430
大ホール B	2,930	2,930	3,560	7,430
会議室 A	940	940	1,150	2,400

会議室 B	940	940	1,150	2,400
多目的研修室	830	830	1,150	2,200
〔備考〕 冷暖房時の使用料については、この表に定める使用料の 10 分の 3 の額（10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。				

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
（津市橋南市民センター等の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 第 1 条の規定による改正後の津市橋南市民センター等の設置及び管理に関する条例別表第 1 から別表第 4 までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる使用許可に係る利用料金について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
（津市北部市民センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 第 2 条の規定による改正後の津市北部市民センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る利用料金について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
（津市西部市民センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 第 3 条の規定による改正後の津市西部市民センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る利用料金について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
（津市市民活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 第 4 条の規定による改正後の津市市民活動センターの設置及び管理に関する条例別表第 1 及び別表第 2 の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る利用料金について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る利用料金に

については、なお従前の例による。

（津市会館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 第5条の規定による改正後の津市会館の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（津市アストプラザの設置及び管理等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 7 第6条の規定による改正後の津市アストプラザの設置及び管理等に関する条例別表第1から別表第4までの規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（津市ポルタひさいふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 8 第7条の規定による改正後の津市ポルタひさいふれあいセンターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（津市久居地域地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 9 第8条の規定による改正後の津市久居地域地区集会所の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る利用料金について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

（津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 10 第9条の規定による改正後の津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例別表第1から別表第3までの規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（津市サンヒルズ安濃の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 11 第10条の規定による改正後の津市サンヒルズ安濃の設置及び管理に関する条例別表第3の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料に

ついて適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（津市サンデルタ香良洲の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 1 2 第 1 1 条の規定による改正後の津市サンデルタ香良洲の設置及び管理に関する条例別表第 1 及び別表第 2 の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（津市とことめの里一志の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 1 3 第 1 2 条の規定による改正後の津市とことめの里一志の設置及び管理に関する条例別表第 2 の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（津市美杉地域住民センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 1 4 第 1 3 条の規定による改正後の津市美杉地域住民センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（津市久居総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 1 5 第 1 4 条の規定による改正後の津市久居総合福祉会館の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（津市河芸ほほえみセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 1 6 第 1 5 条の規定による改正後の津市河芸ほほえみセンターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（津市芸濃保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う

経過措置)

- 17 第16条の規定による改正後の津市芸濃保健福祉センターの設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(津市美里社会福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 18 第17条の規定による改正後の津市美里社会福祉センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(津市久居老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 19 第18条の規定による改正後の津市久居老人福祉センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る利用料金について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(津市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 20 第19条の規定による改正後の津市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(津市生きがい健康づくり施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 21 第20条の規定による改正後の津市生きがい健康づくり施設の設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 22 第21条の規定による改正後の津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例別表第1の規定は、施行日以後に行われる診療に係る使用料について適用し、施行日前に行われた診療に係る使用料については、なお従前

の例による。

（津市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 3 第 2 2 条の規定による改正後の津市保健センターの設置及び管理に関する条例別表第 1 から別表第 5 までの規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 4 第 2 3 条の規定による改正後の津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例第 5 条の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（津市長谷山ハイツ污水处理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 5 第 2 4 条の規定による改正後の津市長谷山ハイツ污水处理施設の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（津市白山生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 6 第 2 5 条の規定による改正後の津市白山生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例第 1 4 条第 2 項の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（津市勤労者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 7 第 2 6 条の規定による改正後の津市勤労者福祉センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る利用料金について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

（津市センターパレスホールの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 8 第 2 7 条の規定による改正後の津市センターパレスホールの設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、な

お従前の例による。

（津市七栗産業会館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 29 第28条の規定による改正後の津市七栗産業会館の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る利用料金について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

（津市桃園情報センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 30 第29条の規定による改正後の津市桃園情報センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（津市安濃工業会館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 31 第30条の規定による改正後の津市安濃工業会館の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る利用料金について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

（津市阿漕塚記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 32 第31条の規定による改正後の津市阿漕塚記念館の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（津市錫杖湖水荘の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 33 第32条の規定による改正後の津市錫杖湖水荘の設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（津市落合の郷の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 34 第33条の規定による改正後の津市落合の郷の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（津市矢頭中宮キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

過措置)

- 35 第34条の規定による改正後の津市矢頭中宮キャンプ場の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(津市青山高原保健休養地の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 36 第35条の規定による改正後の津市青山高原保健休養地の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る利用料金について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(津市美し郷霧山の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 37 第36条の規定による改正後の津市美し郷霧山の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る利用料金について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(津市スカイランドおおぼらの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 38 第37条の規定による改正後の津市スカイランドおおぼらの設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(津市レークサイド君ヶ野の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 39 第38条の規定による改正後の津市レークサイド君ヶ野の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(津市ヒストリーパーク塚原の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 40 第39条の規定による改正後の津市ヒストリーパーク塚原の設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る利用料金について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る利

用料金については、なお従前の例による。

（津市美杉地域産物加工販売施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 1 第40条の規定による改正後の津市美杉地域産物加工販売施設の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（津市モーターボート競走場ツッキードームの使用に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 2 第41条の規定による改正後の津市モーターボート競走場ツッキードームの使用に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（津市榊原農民研修所の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 3 第42条の規定による改正後の津市榊原農民研修所の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（津市須ヶ瀬構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 4 第43条の規定による改正後の津市須ヶ瀬構造改善センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る利用料金について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

（津市久居農村婦人の家の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 5 第44条の規定による改正後の津市久居農村婦人の家の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（津市農村集落多目的共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 6 第 4 5 条の規定による改正後の津市農村集落多目的共同利用施設の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（津市美里農業研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 7 第 4 6 条の規定による改正後の津市美里農業研修センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（津市美里農産物加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 8 第 4 7 条の規定による改正後の津市美里農産物加工センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る利用料金について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

（津市北長野共同ライスセンター等の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 9 第 4 8 条の規定による改正後の津市北長野共同ライスセンター等の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る利用料金について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

（津市一志農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 0 第 4 9 条の規定による改正後の津市一志農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（津市白山農民研修所の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 1 第 5 0 条の規定による改正後の津市白山農民研修所の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前

の例による。

（津市リバーパーク真見の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 2 第5 1条の規定による改正後の津市リバーパーク真見の設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る利用料金について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

（津市美杉農産物加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 3 第5 2条の規定による改正後の津市美杉農産物加工センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（津市錫杖湖畔キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 4 第5 3条の規定による改正後の津市錫杖湖畔キャンプ場の設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（津市わかすぎの里の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 5 第5 4条の規定による改正後の津市わかすぎの里の設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る利用料金について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

（津市美杉林業研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 6 第5 5条の規定による改正後の津市美杉林業研修集会施設の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る利用料金について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

（津市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 7 第5 6条の規定による改正後の津市都市公園条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた

使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（津なぎさまち内旅客船ターミナルの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 58 第57条の規定による改正後の津なぎさまち内旅客船ターミナルの設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る利用料金について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

（津市伊勢湾ヘリポートの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 59 第58条の規定による改正後の津市伊勢湾ヘリポートの設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後に行われる届出又は使用許可に係る利用料金について適用し、施行日前に行われた届出又は使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

（津市準用河川の流水占用料等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 60 第59条の規定による改正後の津市準用河川の流水占用料等に関する条例別表第1及び別表第3の規定は、施行日以後に行われる流水の占用又は土石等の採取の許可に係る流水占用料等について適用し、施行日前に行われた流水の占用又は土石等の採取の許可に係る流水占用料等については、なお従前の例による。

（津市芸濃総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 61 第60条の規定による改正後の津市芸濃総合文化センターの設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（津市美里文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 62 第61条の規定による改正後の津市美里文化センターの設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 63 第62条の規定による改正後の津市公民館の設置及び管理に関する条例

別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（津市一身田寺内町の館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 4 第 6 3 条の規定による改正後の津市一身田寺内町の館の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る利用料金について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

（津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 5 第 6 4 条の規定による改正後の津市運動施設の設置及び管理に関する条例別表第 2 から別表第 1 8 まで、別表第 2 0 から別表第 2 5 まで、別表第 2 7 から別表第 3 1 まで、別表第 3 3、別表第 3 4 及び別表第 3 6 から別表第 4 6 までの規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（津市スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 6 第 6 5 条の規定による改正後の津市スポーツ公園の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（津市安濃農民研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 7 第 6 6 条の規定による改正後の津市安濃農民研修センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（津市贅崎地区防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 8 第 6 7 条の規定による改正後の津市贅崎地区防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

う経過措置)

- 69 第68条の規定による改正後の津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例別表第1から別表第7までの規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る利用料金について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(津市美杉総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 70 第69条の規定による改正後の津市美杉総合文化センターの設置及び管理に関する条例別表第1から別表第4までの規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(津市斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 71 第70条の規定による改正後の津市斎場の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(津市下之川住民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 72 第71条の規定による改正後の津市下之川住民交流センターの設置及び管理に関する条例別表第1の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(津市防災物流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 73 第72条の規定による改正後の津市防災物流施設の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(津市津南防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 74 第73条の規定による改正後の津市津南防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 13 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(津市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第 1 条 津市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（平成 18 年津市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第 16 条第 2 号」を「第 16 条第 1 号」に改める。

(津市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 津市職員の給与に関する条例（平成 18 年津市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 32 条第 1 項中「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削る。

第 33 条第 2 号中「（同法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。）」を削り、同条第 3 号及び第 4 号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第 34 条第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第 35 条第 1 項中「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削る。

第 41 条第 6 項中「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削る。

(津市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第 3 条 津市職員等の旅費に関する条例（平成 18 年津市条例第 45 号）の一

部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条各号」に改める。

（津市消防団条例の一部改正）

第4条 津市消防団条例（平成18年津市条例第257号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号を削り、同条第2号中「禁^こ錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例をここに公布する。
令和元年 9 月 27 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 14 号

津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 5 項及び第 204 条第 3 項並びに地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項の規定に基づき、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第 2 条 会計年度任用職員の給与は、法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とし、同項第 1 号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬及び期末手当とする。

(給料)

第 3 条 フルタイム会計年度任用職員の給料の額は、津市職員の給与に関する条例（平成 18 年津市条例第 42 号。以下「給与条例」という。）第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる行政職給料表 3 級の最高号給の額（以下「上限額」という。）の範囲内において市長が定める。

2 前項の規定にかかわらず、職務の性質上これらの規定により難い職にある者の給料の額は、予算の範囲内において市長が定める。

3 前 2 項に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員には、給与条

例に規定する地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当を規則で定めるところにより支給する。

（給料の支給）

第4条 給与条例第14条及び第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第5条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員（規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。

2 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、第3条の規定に基づき定められた給料の額を基礎として規則で定める額に100分の72.5を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給の制限及び支給の一時差止めについては、給与条例別表第1及び別表第2の適用を受ける職員（以下「正規職員」という。）の例による。

4 前3項に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（退職手当）

第6条 フルタイム会計年度任用職員が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に退職手当を支給する。

2 フルタイム会計年度任用職員の退職手当の支給基準、額及び支給方法は、正規職員の例による。

3 前2項に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の退職手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（報酬）

第7条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、月額、日額又は時間額とする。

- 2 月額で定める報酬の額は、上限額の範囲内において市長が定める。
- 3 日額で定める報酬の額は、上限額を 21 で除して得た額の範囲内において市長が定める。
- 4 時間額で定める報酬の額は、上限額を 21 で除し、津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 18 年津市条例第 34 号。以下「勤務時間条例」という。）第 3 条第 2 項に規定する 1 日当たりの勤務時間で除して得た額の範囲内において市長が定める。
- 5 前 3 項の規定にかかわらず、職務の性質上これらの規定により難しい職にある者の報酬の額は、予算の範囲内において市長が定める。
- 6 前各項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員には、給与条例に規定する地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬を規則で定めるところにより支給する。

（報酬の支給）

第 8 条 パートタイム会計年度任用職員が所定の勤務日数及び勤務時間数の全部又は一部について勤務しないときは、規則で定める場合を除き、その勤務しない日数及び時間数の報酬の額を支給しない。

- 2 前項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（費用弁償）

第 9 条 パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

- 2 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償の額及び支給方法は、正規職員の例による。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第 10 条 パートタイム会計年度任用職員の期末手当は、フルタイム会計年度任用職員の例による。

（委任）

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 15 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 1 条 津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 18 年津市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「占める職員」の次に「及び法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員」を加える。

(津市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第 2 条 津市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（平成 18 年津市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

4 法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「3 年を超えない範囲内」とあるのは、「法第 22 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(津市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 3 条 津市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成 18 年津市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和 25 年法律第 261 号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第 3 条中「、当該給料」を「当該給料」に改め、「加算した額」の次に「、法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員にあっては報酬の額（同条例第 2

条に規定する地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する額を除く。）」を加える。

（津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第4条 津市職員の育児休業等に関する条例（平成18年津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第8条中「した職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第19条第2号中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

（津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第5条 津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成18年津市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

（津市職員の給与に関する条例の一部改正）

第6条 津市職員の給与に関する条例（平成18年津市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第44条を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第44条 法第22条の2第1項の規定により採用された職員の給与は、別に条例で定める。

（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第7条 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年津市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

区分	報酬の額
教育委員会委員	月額 76,500円
学校医、学校歯科医、幼稚園医、幼稚園歯科医、 幼保連携型認定こども園医及び幼保連携型認定こども園歯科医	年額 224,000円以内 並びに園児、児童及び生徒１人につき 年額 510円
学校薬剤師	年額 157,000円
幼稚園薬剤師及び幼保連携型認定こども園薬剤師	年額 157,000円以内
学校運営協議会委員	日額 1,000円
社会教育委員	日額 9,000円
スポーツ推進委員	年額 40,000円
選挙管理委員会委員長	月額 41,000円
選挙管理委員会委員	月額 30,600円
選挙長	日額 11,500円
投票所の投票管理者	日額 13,500円
期日前投票所の投票管理者	日額 12,000円
開票管理者	日額 11,500円
投票所の投票立会人	日額 9,000円（７時間を限度とする。）
期日前投票所の投票立会人	日額 10,700円
開票立会人	日額 10,000円
選挙立会人	日額 10,000円
公平委員会委員	日額 9,000円
非常勤監査委員（識見を有する者のうちから選任された者）	月額 200,000円
監査委員（市議会議員のうちから選任された者）	月額 48,000円
農業委員会会長	月額 32,000円
農業委員会会長代理	月額 25,000円
農業委員会部会長	月額 25,000円
農業委員会委員	月額 23,000円

農地利用最適化推進委員	月額 20,000円
固定資産評価審査委員会委員	日額 9,000円
法律顧問	月額 137,000円以内
固定資産評価員	月額 27,500円
保育所医及び保育所歯科医	年額 224,000円以内 及び幼児1人につき 年額 510円
障害者介護給付費等の支給に関する審査会の合議体の長及びその職務を代理した委員	日額 23,600円
障害者介護給付費等の支給に関する審査会委員	日額 20,400円
介護認定審査会の合議体の長及びその職務を代理した委員	日額 23,600円
介護認定審査会委員	日額 20,400円
土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第65条第1項に規定する評価員	日額 9,000円
前各項に掲げる者以外の地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関の委員等	日額 9,000円

附 則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

津市森林環境基金条例をここに公布する。

令和元年9月27日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第16号

津市森林環境基金条例

(設置)

第1条 本市における森林整備及びその促進に関する事業（以下「事業」という。）の実施に必要な財源を確保するため、津市森林環境基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金には、各会計年度において一般会計歳入歳出予算に定める額を積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、事業の経費に充てるほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 17 号

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

津市手数料徴収条例（平成 18 年津市条例第 73 号）の一部を次のように改正する。

別表第 15 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の項及び建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定の項中「1 件」を「1 棟」に改め、「1 棟の」を削り、同表備考に次のように加える。

10 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定の申請について、新たに棟を加える場合の手数料の金額は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の項に掲げる金額とする。

附 則

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 4 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

津市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 18 号

津市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

津市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 18 年津市条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第 6 条第 1 項第 1 号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 26 第 1 項」を「同令第 30 条の 16 第 1 項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第 2 号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第 7 条第 1 項第 3 号を次のように改める。

- (3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記録がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

第 7 条第 1 項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とする。

第 12 条の次に次の 1 条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請及び交付）

第 12 条の 2 前 2 条の規定にかかわらず、登録者であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条の規定により利用者証明用電子証明書の発行を受けたものに限る。以下「個人番号カード」という。）の交付を受けたものは、個人番号

カードを使用し、多機能端末機（本市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、当該端末機の操作により各種証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）を自ら操作することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

第 13 条第 1 項中「第 7 号」を「第 6 号」に改める。

第 15 条第 1 項中「第 6 号及び第 8 号」を「第 5 号及び第 7 号」に改める。

第 16 条第 1 項第 6 号中「、氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記録がされている旧氏を含む。）」を加える。

附 則

この条例中第 12 条の次に 1 条を加える改正規定は令和 2 年 3 月 1 日から、その他の改正規定は令和元年 11 月 5 日から施行する。

津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 19 号

津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

津市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 18 年津市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 20 号

津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正
する条例

津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年津市
条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「適用しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次
の 2 項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携
施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこ
ととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定す
る施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）で
あって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協
力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 第 1 項
の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第 6 条の 3 第 12 項
に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第 6 条の 3 第 12 項及び第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする
施設であって、法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳
児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受け
ているもの

第 16 条第 2 項第 4 号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改め、「附則第
3 項において同じ。」を削る。

第 37 条第 2 号中「（平成 24 年法律第 65 号）」を削る。

第 45 条に次の 1 項を加える。

- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第 4 項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第 6 条第 1 項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第 3 項中「（第 22 条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

附則第 4 項中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5 年」を「10 年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月27日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第21号

津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例

(津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「をいう。）」を「をいう。第42条第3項第1号において同じ。）」に改める。

第42条第4項を同条第9項とし、同条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第2項中「前項本文」を「第1項本文」に改め、同項を同条第6

項とし、同条第1項中「この項」の次に「から第5項まで」を加え、同項第2号中「をいう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

- (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

附則第7項中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者は除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

（津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

第2条 津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中第22号を第27号とし、第12号から第21号までを5号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の5号を加える。

- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第5条第1項中「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第3項中「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第13条第1項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別

利用保育を提供する場合にあっては法第 28 条第 2 項第 2 号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第 3 号に規定する市町村が定める額とする。) 」を「満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第 27 条第 3 項第 2 号に掲げる額」に改め、同条第 2 項中「規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第 28 条第 2 項第 2 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第 3 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を「掲げる額」に改め、同条第 4 項第 3 号を次のように改める。

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の (7) 又は (i) に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ (7) 又は (i) に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(7) 法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77, 101 円

(i) 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。イ (i) において同じ。） 57, 700 円（令第 4 条第 2 項第 6 号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77, 101 円）

イ 次の (7) 又は (i) に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第 1 学年から第 3 学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に 3 人以上いる場合にそれぞれ (7) 又は (i) に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(7) 法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する

教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第14条第1項中「法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において」を「法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」に改める。

第17条中「教育・保育給付認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条及び第19条中「の保護者」を「に係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「教育・保育給付認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第27条第3項中「の保護者」を「に係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第34条第2項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第3項中「を含むものとして、本章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする」に改める。

第36条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条第3項中「を含

むものとして、本章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節」に、「同項第1号」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」を「同項第1号又は第2号」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ⁷⁾中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ⁴⁾中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあってはその」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「」の数を」を「」の数は、家庭的保育事業にあっては」に、「にあってはその利用定員の数を」を「にあっては」に、「附則第6項」を「附則第4項」に改める。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に、「教育・保育給付認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第4項中「教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第3号中「教育・保育給付認定子ども（」を「満3歳未満保育認定子ども（」に、「教育・保育給付認定子どもに」を「満3歳未満保育認定子どもに」に、「当該教育・保育給付認定子ども」を

「当該満３歳未満保育認定子ども」に改め、同条第９項中「教育・保育給付認定子ども」を「満３歳未満保育認定子ども」に改める。

第４３条第１項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第５０条において準用する第１４条において同じ。）」及び「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第３０条第２項第２号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第３号に規定する市町村が定める額とする。）」を削り、同条第２項中「（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第３０条第２項第２号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第３号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）」を削る。

第４６条第５号中「教育・保育給付認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第４３条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第４７条第１項及び第２項中「教育・保育給付認定子ども」を「満３歳未満保育認定子ども」に改める。

第４９条第２項中「教育・保育給付認定子ども」を「満３歳未満保育認定子ども」に改め、同項第２号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第３号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第５０条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第１４条第１項」を「第１１条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第１２条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第１４条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第１項に、「第２８条第１

項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）」を「第２７条第１項の施設型給付費をいう。以下」に、「第３０条第１項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。）」を「第２９条第１項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第１９条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第２項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第１９条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」に改める。

第５１条第２項中「同項第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳未満保育認定子ども」に、「当該特定利用地域型保育」を「、当該特定利用地域型保育」に改め、同条第３項中「特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第３９条第２項及び第４０条第２項を除く。）の規定を適用する」を「特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第３０条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第４０条第２項を除き、前条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３３条までを含む。次条第３項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第３９条第２項中「利用の申込みに係る法第１９条第１項第３号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第１９条第１項第１号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・

保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする」に改める。

第５２条第２項中「当該特別利用地域型保育」を「、当該特別利用地域型保育」に改め、同条第３項中「特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する」を「特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子ども（令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする」に改める。

附則第２項中「（法第２７条第３項第２号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第６条第１項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第１９条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」に、「（法第２７条第３項第１号に規定する額」とあるのは「（法附則第６条第３項の規定により読み替えられた法第２８条第２項第１号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保

育に限る。)を除く。)」に改める。

附則第4項及び第5項を削り、附則第6項を附則第4項とし、附則第7項を附則第5項とする。

(子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正)

第3条 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(令和元年津市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第42条の改正規定中「同条第4項」を「同条第9項」に改める。

附 則

この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和元年10月1日から施行する。

津市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 22 号

津市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
津市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 210 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表を次のように改める。

名称	位置
ポルタひさい公共自転車等駐車場	津市久居新町 3006 番地
久居駅東口公共自転車等駐車場	津市久居新町 905 番地 8

第 4 条中「久居駅前公共自転車駐車場（以下「久居駅前駐車場」という。）
にあつては自転車と、ポルタひさい公共自転車等駐車場にあつては」を削る。

第 5 条を次のように改める。

（使用の方法）

第 5 条 駐車場の使用の方法は、ポルタひさい公共自転車等駐車場にあつては
定期使用（1 箇月、3 箇月又は 6 箇月を単位とする使用（3 箇月及び 6 箇月
を単位とする使用にあつては、使用許可に係る最初の月の初日から 10 日ま
での間に使用を開始する場合に限る。）をいう。以下同じ。）とし、久居駅
東口公共自転車等駐車場（以下「久居駅東口駐車場」という。）にあつては
定期使用及び一時使用（24 時間を単位とする使用をいう。）とする。

第 6 条第 1 項中「定期使用」を「使用」に改める。

第 19 条、第 20 条第 1 号及び第 2 号、第 21 条、第 22 条第 1 号及び第 2
号、第 23 条各号、第 24 条第 1 項第 1 号及び第 3 号、第 25 条並びに第 28
条中「久居駅前駐車場」を「久居駅東口駐車場」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 8 条関係）

ポルタひさい公共自転車等駐車場の駐車料金

単位 円

自転車等の区分	使用区分	定期使用		
		1 箇月	3 箇月	6 箇月
原動機付自転車	一般及び通学	3,140	9,200	18,000
自転車	一般	1,570	4,600	9,000
	通学	1,040	3,050	6,000
〔備考〕 1 箇月の定期使用において、月の途中を使用開始日とする場合の駐車料金は、使用許可に係る月の初日から 10 日までの間に使用を開始する場合にあっては 1 箇月の定期使用に係る駐車料金と同額とし、使用許可に係る月の 11 日から 20 日までの間に使用を開始する場合にあっては 1 箇月の定期使用に係る駐車料金の 3 分の 2 の額とし、使用許可に係る月の 21 日から末日までの間に使用を開始する場合にあっては 1 箇月の定期使用に係る駐車料金の 3 分の 1 の額とする。この場合において、当該駐車料金に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。				

別表第 2（第 28 条関係）

久居駅東口公共自転車等駐車場の駐車料金

単位 円

自転車等の区分	使用区分	一時使用	定期使用		
			1 箇月	3 箇月	6 箇月
原動機付自転車	一般及び通学	200	3,140	9,200	18,000
自転車	一般	100	1,570	4,600	9,000
	通学	100	1,040	3,050	6,000
〔備考〕					
1 一時使用において、24 時間を超えて駐車場を使用した場合の駐車料金は、一時使用に係る駐車料金に、その超えて使用した 24 時間（24 時間未満は、24 時間とする。）ごとに原動機付自転車にあっては 200 円を、自転車にあっては 100 円を加算する。 2 1 箇月の定期使用において、月の途中を使用開始日とする場合の駐車料金は、使用許可に係る月の初日から 10 日までの間に使用を開始する場合にあっては 1 箇月の定期使用に係る駐車料金と同額とし、使用許可に係る月の 11 日から 20 日までの間に使用を開始する場合にあっては 1 箇月の定期使用に係る駐車料金の 3 分の 2 の額とし、使用許可に係る月の 21 日から末日までの間に使用を開始する場合にあっては 1 箇月の定期使用に係る駐車料金の 3 分の 1 の額とする。この場合において、当該駐車料金に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。					

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和２年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、令和元年１０月１日から施行する。

（準備行為）

- 2 指定管理者の指定その他必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 改正後の別表第１の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る駐車料金について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る駐車料金については、なお従前の例による。

津市公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 23 号

津市公共下水道条例の一部を改正する条例

津市公共下水道条例（平成 18 年津市条例第 201 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 4 号アを次のように改める。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第 9 条第 1 項第 4 号イ中「禁錮」を「禁錮」に、同号オ中「エ」を「オ」に改め、同号オを同号カとし、同号エの次に次のように加える。

オ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

附 則

- 1 この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。
- 2 改正後の津市公共下水道条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請及び届出について適用し、同日前の申請及び届出については、なお従前の例による。

津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和元年 9 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 8 号

津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する
規則

津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成 1 8 年津市規則
第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「（会議室に限る。）」を削る。

第 4 条第 1 号を次のように改める。

(1) 第 2 条第 1 号に掲げる施設

ア ミーティングルーム及び会議室 使用しようとする日（以下「使用予
定日」という。）の属する月の 2 月前の月の 8 日から当該使用予定日の
7 日前まで

イ 市民オープンステージ、レクリエーション室及び研修室 使用予定日
の属する月の 1 2 月前の月の 8 日から当該使用予定日の 7 日前まで

附 則

この規則は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

津市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 9 号

津市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 76 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 0 号

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 6 条」を「第 2 8 条」に改める。

第 7 条の 2 第 1 号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第 2 7 条の次に次の 1 条を加える。

（平成 3 1 年 4 月 1 日の前日までの間に支給すべき事由が生じた補償等の特例）

第 2 8 条 平成 3 1 年 4 月 1 日の前日までの間に支給すべき事由が生じた条例の規定による補償及び福祉事業（以下この項において「補償等」という。）のうち、平成 3 1 年 4 月 1 日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた補償等の額（条例の規定による年金たる補償並びに第 1 7 条の規定による年金たる傷病特別給付金、障害特別給付金及び遺族特別給付金（以下この項において「年金たる補償等」という。）にあっては、条例第 1 6 条において例によることとされる法第 4 0 条第 3 項に規定する支払期月（同項ただし書に規定する場合にあっては、同項ただし書の規定により支払うものとされる月。以下この項において「支払期月」という。）にそれぞれ支払われた額の合計額）は、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）及び第 3 号に掲げる額を第 2 号に掲げる額に加えた額とする。

- (1) 平成 3 1 年 4 月 1 日以後に算定された補償基礎額を基礎として支払われる額（年金たる補償等にあっては、支払期月にそれぞれ支払われる額の合計額）
- (2) 平成 3 1 年 4 月 1 日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた額（年金たる補償等にあっては、支払期月にそれぞれ支払われた額の合計

額)

- (3) 次のア又はイに掲げる補償等に関する区分に従い、当該ア又はイに定めるところにより算定される額

ア 年金たる補償等 第1号の支払期月にそれぞれ支払われる額から第2号の支払期月にそれぞれ支払われた額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に、当該年金たる補償等の支給の対象とされた月を基準として市長が定める率を乗じて得た額の合計額

イ 年金たる補償等以外の補償等 第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に、同号に掲げる額が支給された日を基準として市長が定める率を乗じて得た額

- 2 前項に定めるもののほか、同項の規定による支給の実施のために必要な事項は、実施機関が定める。

別表第1第7項中第15号を第16号とし、同項第11号から第14号を1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) オルトートルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第28条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 1 号

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

津市市税条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条の見出し中「軽自動車税の」の次に「種別割の」を加え、同条第 1 項中「軽自動車税額（）」を「種別割額（）」に、「「当該軽自動車税額」を「「当該種別割額」に改め、同項の表中「軽自動車税の」の次に「種別割の」を加え、「寝たきり老人等」を「精神障害者その他介護を要する状態にある者」に、「当該軽自動車税額」を「当該種別割額」に、「前 2 項」を「前 2 号」に改め、同条第 2 項中「軽自動車税額から」を「当該種別割額から」に改め、同項の表中「軽自動車税の」の次に「種別割の」を加え、「未満の者」を「未満のもの」に、「、当該身体障害者若しくは」を「若しくは」に改め、「という。）」の次に「、当該身体障害者等」を加え、「当該軽自動車税額」を「当該種別割額」に改める。

第 1 8 条の次に次の 1 条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の減免）

第 1 8 条の 2 条例附則第 1 5 条の 3 に規定する市長が定める三輪以上の軽自動車は、三重県県税条例第 1 3 7 条の 3 の規定により三重県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車の例による。

別記 1 の項中「第 4 5 0 条第 2 項」を「第 4 4 8 条第 2 項」に改め、同別記 3 8 の項中「第 4 5 7 条」を「第 4 6 3 条の 2 5」に改め、同別記 6 4 の項中「軽自動車税納税通知書」を「軽自動車税種別割納税通知書」に、「第 4 4 6 条第 2 項」を「第 4 6 3 条の 1 8 第 2 項」に改め、同別記 6 8 の項中「軽自動車税減免申請書」を「軽自動車税種別割減免申請書」に改める。

第 5 号様式その 2（表）中「軽自動車税」を「軽自動車税種別割」に改め、同様式（裏）中

「この税金についてのお問い合わせは

市民税・県民税の課税に関すること

電話番号

(名称)課(名称)担当

固定資産税・都市計画税 の課税に関すること	土地については	電話番号	(名称)課(名称)担当
	家屋・償却資産について	電話番号	(名称)課(名称)担当
軽自動車税の課税に関すること		電話番号	(名称)課(名称)担当
納税についての御相談に関すること		電話番号	(名称)課(名称)担当
口座振替に関すること		電話番号	(名称)課(名称)担当

を削る。

第5号様式その3（裏）を次のように改める。

（裏）

- 延滞金
納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の1月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といいます。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」といいます。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額が加算されます。

第 37 号様式その 2 中「軽自動車税車検用納税証明書」を「軽自動車税種別割車検用納税証明書」に改める。

第 37 号様式その 3 中「軽自動車税 車検用納税証明書」を「軽自動車税種別割 車検用納税証明書」に、
「軽自動車税 車検用 納税証明書」を「軽自動車税種別割 車検用 納税証明書」に改める。

第 38 号様式その 1（裏）を次のように改める。

(裏)

○ 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の回数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といいます。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」といいます。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額が加算されます。

○ 滞納処分

この督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。

○ 不服がある場合

この督促状に不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

第38号様式その3（表）中「ときは、」の次に「行き違いですのであしからず御了承ください。」を加え、同様式（裏）<sup>「◎納税に関する問い合わせ先
津市役所（名称） 電話」</sup>

「
問い合わせ先

- 市税の納税に関すること
・納税についての御相談に関すること 電話番号
・市税の口座振替に関すること 電話番号
- 及び ○ 市民税・県民税、軽自動車税の課税内容に関すること を削る。
・市民税・県民税に関すること 電話番号
・軽自動車税に関すること 電話番号
- 固定資産税・都市計画税の課税内容に関すること
・土地に関すること 電話番号
・家屋・償却資産に関すること 電話番号」

第64号様式その1（表）中「軽自動車税領収済通知書」を「軽自動車税種別割領収済通知書」に、「津市保管」を「津市・コンビニ本部保管」に、「軽自動車税納付書」を「軽自動車税種別割納付書」に、「軽自動車税」を
「種別割」に、「軽自動車税 納税通知書兼領収証書」を「軽自動車税種別割 納税通知書兼領収証書」に、「軽自動車税車検用納税証明書」を
「軽自動車税種別割車検用納税証明書」に、「***印」を「***」に改め、同様式（裏）を次のように改める。

(裏)

—納付場所—

- 課税の根拠
この税金は地方税法及び津市市税条例の規定により、4月1日現在に津市内に軽自動車等を所有している人に課税するものです。
- 不服がある場合
この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。
また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。
※この通知書が再発行されたものである場合、新たな課税処分によるものではないため、審査請求の起算日は、再発行した納税通知書を受け取った日の翌日からではありません。
- 延滞金
(1) 延滞金
納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」といいます。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」といいます。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額が加算されます。
- (2) 督促手数料
納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません。
- (3) 滞納処分
督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。

第 6 4 号様式その 2（表）中「年度軽自動車税納税通知書」を「年度軽自動車税種別割納税通知書」に、「この軽自動車税」を「この軽自動車税種別割」に改め、同様式（裏）を次のように改める。

(裏)

■ 課税の根拠

この税金は地方税法及び津州市税条例の規定により、4月1日現在に津市内に軽自動車等を所有している人に課税するものです。

■ 不服がある場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

■ 延滞金等

(1) 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」といいます。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」といいます。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額が加算されます。

(2) 督促手数料

納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません。

(3) 滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。

第 6 7 号様式中「軽自動車税」を「軽自動車税種別割」に改める。

第 6 8 号様式その 1 中「軽自動車税減免申請書」を「軽自動車税種別割減免申請書」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「、軽自動車税」を「、軽自動車税種別割」に改める。

第 6 8 号様式その 2 中「軽自動車税減免申請書」を「軽自動車税種別割減免申請書」に改める。

附 則

この規則は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

津市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第12号

津市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第198号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条中「駐車場を」を「自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）を」に、「久居駅前公共自転車駐車場にあっては午前6時から午後9時まで、ポルタひさい公共自転車等駐車場にあっては午前5時から翌日の午前0時まで」「ポルタひさい公共自転車等駐車場にあっては午前5時から翌日の午前0時まで、久居駅東口公共自転車等駐車場（以下「久居駅東口駐車場」という。）にあっては午前0時から翌日の午前0時まで」に改め、同条を第2条とする。

第4条の見出しを「（定期使用の許可等）」に改め、同条第1項中「使用許可」を「定期使用の許可」に改め、「第1号様式」の次に「。以下「申請書」という。」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、前項の規定による申請により定期使用を許可したときは、使用登録券（第2号様式）（久居駅東口駐車場にあっては、使用登録券及びパスカード（第2号様式の2））を交付するものとする。

第4条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

（一時使用の許可）

第4条 条例第6条第1項の規定により駐車場の一時使用の許可を受けようとする者は、駐車場への入場の際に券売機により一時使用券（第2号様式の3）の交付を受けなければならない。この場合において、当該交付をもって市長への申請及び同項の許可があったものとみなす。

第5条を次のように改める。

（定期使用の更新）

第5条 定期使用の許可を受けた者（以下「定期使用者」という。）は、久居

駅東口駐車場において、当該使用期間の満了後に引き続いて定期使用をしようとするときは、市長が定める期間内に券売機により定期使用を更新し、使用登録券の交付を受けなければならない。この場合において、当該交付をもって第3条第1項の規定による申請及び条例第6条第1項の許可があったものとみなす。

第5条の次に次の1条を加える。

(変更の届出)

第5条の2 定期使用者は、申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかに自転車等駐車場定期使用者住所等変更届（第2号様式の4）により、市長に届け出なければならない。この場合において、自転車等を変更したときは、当該自転車等の使用登録券を添付しなければならない。

第6条の見出し中「使用登録券」を「使用登録券等」に改め、同条中「使用者」を「定期使用者」に改め、「使用登録券」の次に「若しくはパスカード」を加え、「自転車等駐車場使用登録券再交付申請書」を「自転車等駐車場使用登録券等再交付申請書」に改める。

第8条第1項第1号中「条例第10条第2号」を「同条第2号」に改め、同項第3号中「使用許可の取消しの届出があった日の属する月の翌月以後の許可期間に応じた駐車料金の」を「既納の駐車料金を許可期間の月数で除して得た額（10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた額）に使用許可の取消しの届出があった日の属する月の翌月以後の許可期間の月数を乗じて得た」に改める。

第10条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第13条中「久居駅前公共自転車駐車場の」を「久居駅東口駐車場の」に改め、「第2条第2項、」を削り、「第3条」を「第2条」に、「第3号様式」を「第2号様式の4」に改め、「第2条第2項中「市長が駐車場の管理上特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要であると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と」を削り、「久居駅前公共自転車駐車場指定管理者」を「（名称）指定管理者」に改める。

第1号様式中「第4条関係」を「第3条関係」に改め、

「☐久居駅前公共自転車駐車場
☐ポルタひさい公共自転車等駐車場」を削り、

「

使用 者 区 分	☐ 通勤 ☐ 通学 ☐ その他（ ）
----------	---

」を

「

使 用 区 分	☐ 一般 ☐ 通学
---------	---

」に、

- 「（注） 1 引き続き6箇月まで登録できます。
- 2 「使用登録券」と引換えに駐車料金を納付し、駐車場使用のための注意事項等、説明を受けてください。
- 3 通学の場合は、学生証等の提示が必要です。」

を

- 「（注） 1 「使用登録券」と引換えに駐車料金を納付し、駐車場の使用のための注意事項等についての説明を受けてください。
- 2 通学の場合は、学生証等の提示が必要です。」

に改める。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第3条関係）

使用登録券

The diagram shows a rectangular voucher with a width of 4 cm and a height of 5 cm. The top half contains the title '使用登録券' (Use Registration Voucher) and the text '有効期限' (Valid Period) to the left of a large circle. The text '月末日まで' (Until the end of the month) is positioned to the right of the circle. The bottom half contains a rectangular box for the registration number, preceded by 'No.' and followed by '号'. Below this box, the characters '津市' (Tsu City) are printed. Annotations on the right side specify that the circle should be colored in a color other than white, changing by year, and that the registration number box should be white.

4 cm

5 cm

使用登録券

有効期限

月末日まで

No. 号

津市

白以外の色で年度で色を変える

白色

備考 上記の文字、数字、記号、円、線及び登録番号欄の縁取りは、全て黒色とする。

第 2 号様式を第 2 号様式その 1 とし、同様式の次に次の 4 様式を加える。

第2号様式その2（第3条関係）

使用登録券

使用登録券			
（自転車等の種類）			
定期番号			
有効期限	年	月から	
	年	月末まで	
発行日	年	月	日
久居駅東口			
公共自転車等駐車場			
津 市			

第2号様式の2（第3条関係）

パスカード

P	
パスカード	
契約No.	有効期限
	年 月 日
津市 久居駅東口公共自転車等駐車場	

第 2 号様式の 3 （第 4 条関係）

一時使用券

一時使用券 (自転車等の種類)			
No.			
	年	月	日
		時	分
			円
久居駅東口公共自転車等駐車場			
津 市			

第2号様式の4（第5条の2関係）

自転車等駐車場定期使用者住所等変更届

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名

電 話

住所等に変更があったので、次のとおり届け出ます。

駐 車 場 名		
変 更 事 項	変 更 後	変 更 前
住 所		
氏 名		
防 犯 登 録 番 号 又 は 標 識 番 号		
車 体 番 号		
使 用 区 分		

（注）1 変更事項のみ記入してください。

2 自転車等を変更するときは、使用登録券を添付してください。

※ 次の欄は、記入しないでください。

使用登録券交付日	年 月 日
登 録 番 号	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月末日まで

取扱者印

第3号様式中「自転車等駐車場使用登録券再交付申請書」を「自転車等駐車場使用登録券等再交付申請書」に、「使用登録券の」を「使用登録券等の」に改め、「☐久居駅前公共自転車駐車場 ☐ポルタひさい公共自転車等駐車場」を削り、「使用登録券を」を「使用登録券等を」に改める。

第4号様式及び第5号様式中「☐久居駅前公共自転車駐車場 ☐ポルタひさい公共自転車等駐車場」を削る。

第6号様式中「久居駅前公共自転車駐車場」を「（名 称）」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間における改正前の第4条第2項の規定の適用については、同項中「6箇月間」とあるのは、「6箇月間（令和2年3月までの期間に限る。）」とする。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第13号

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(津市子ども・子育て支援法事務取扱規則の一部改正)

第1条 津市子ども・子育て支援法事務取扱規則(平成27年津市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「支給認定」を「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定」に、「及び特定地域型保育事業者」を「、特定地域型保育事業者及び特定子ども・子育て支援施設等」に改める。

第2条第2号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 施設等利用給付認定 法第30条の5第2項に規定する施設等利用給付認定をいう。

第2条に次の1号を加える。

(6) 特定子ども・子育て支援施設等 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。

第3条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条中「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書」を「子どものための教育・保育給付認定申請書」に改める。

第4条、第5条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第6条中「第1条第1号」を「第1条の5第1号」に改める。

第9条の見出し中「支給認定申請」を「教育・保育給付認定申請」に改め、同条中「支給認定申請却下通知書」を「教育・保育給付認定申請却下通知書」に改める。

第10条の見出し中「利用者負担額」を「利用者負担額等」に改め、同条

中「第４号様式」を「第４号様式の１）及び副食費徴収免除等通知書（第４号様式の２）」に改める。

第１１条の見出し並びに同条第２項及び第４項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第１２条中「第１条各号」を「第１条の５各号」に、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第１３条の見出し中「支給認定区分等」を「教育・保育給付認定区分等」に改め、同条中「支給認定の変更認定申請書」を「教育・保育給付認定の変更認定申請書」に改める。

第１４条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条中「支給認定の変更認定通知書」を「教育・保育給付認定の変更認定通知書」に改める。

第１５条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条中「支給認定取消通知書」を「教育・保育給付認定取消通知書」に改める。

第１６条中「支給認定の申請内容変更届出書」を「教育・保育給付認定の申請内容変更届出書」に改める。

第２５条を第３６条とし、第２４条の次に次の１１条を加える。

（施設等利用給付認定の申請等）

第２５条 法第３０条の５第１項又は第３０条の８第１項の規定による申請は、子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書（第１８号様式の１及び第１８号様式の２）により行うものとする。

（保育が必要であることを証する書類）

第２６条 施行規則第２８条の３第２項に規定する書類は、別表に掲げる必要書類その他施設等利用給付認定の審査に必要な書類とする。

（施設等利用給付認定の通知）

第２７条 法第３０条の５第３項の規定による通知は、施設等利用給付認定通知書（第１９号様式）により行うものとする。

（施設等利用給付認定申請の却下の通知）

第２８条 法第３０条の５第４項の規定による通知は、施設等利用給付認定申請却下通知書（第２０号様式）により行うものとする。

（施設等利用給付認定の有効期間）

第２９条 施行規則第２８条の５第４号口の市町村が定める期間は、９０日とする。

2 施行規則第28条の5第6号の市町村が定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 施行規則第1条の5第9号に該当する者 施行規則第28条の5第2号の期間を限度として、施設等利用給付認定が効力を生じた日から育児休業の期間が満了する日までの期間とする。
- (2) 施行規則第1条の5第10号に該当する者 施行規則第28条の5第2号の期間を限度として、市長が必要と認める期間とする。

(就労等に関する現況の届出)

第30条 施行規則第28条の6第1項の届書は、就労状況等届出書によるものとし、施行規則第1条の5各号に掲げる事由に応じて別表に掲げる必要書類その他施設等利用給付認定の審査に必要な書類を添付するものとする。

(施設等利用給付認定の変更認定の通知)

第31条 法第30条の8第3項及び第5項において準用する法第30条の5第3項の規定による通知は、施設等利用給付認定の変更認定通知書(第21号様式)により行うものとする。

(施設等利用給付認定の取消し)

第32条 法第30条の9第2項の通知は、施設等利用給付認定取消通知書(第22号様式)により行うものとする。

(申請内容の変更の届出)

第33条 施行規則第28条の12第1項の届書は、施設等利用給付認定の申請内容変更届出書(第23号様式)により行うものとする。

(特定子ども・子育て支援施設等の確認の申請等)

第34条 法第58条の2の申請は、特定子ども・子育て支援施設等確認(変更)申請書(第24号様式)により行うものとする。

(特定子ども・子育て支援施設等の名称等の変更の届出)

第35条 法第58条の5の規定による届出は、特定子ども・子育て支援施設等の名称等の変更届出書(第25号様式)により行うものとする。

別表の7の項中「第1条第7号イ」を「第1条の5第7号イ」に改める。

第1号様式(表)中「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書」を「子どものための教育・保育給付認定申請書」に、「支給認定を」を「教育・保育給付認定を」に、「支給認定等」を「教育・保育給付認定等」に改め、「利用者負担額」の次に「及び食事の提供に要する費用の支払の免除に

関する事項」を加え、「利用等負担額」を「利用者負担額等」に改め、同様式（裏）中

「-----」

※市記入欄

添付書類の有無（該当する□にレ点、()内は該当するものに○又は記入）

(1)事由について

- ☐就労を証する書類(父:就労証明書・就労申告書 母:就労証明書・就労申告書)
☐出産を証する書類(妊産婦医療受給者証 ・ 母子手帳の写し)
☐診断書(父 ・ 母) ☐介護・看護に係る申立書(父 ・ 母)→☐要介護者の診断書(分)
☐就学を証する書類(父()・母()) ☐求職誓約書(父 ・ 母)

(2)税書類について

- ☐所得・課税証明書(父 ・ 母) ☐公簿で確認できるため必要なし(父 ・ 母)
☐その他添付書類()

※市記入欄

認定の可否	認定者番号	認定区分等
可・否 否とする理由 () 年 月 日 認定		1号 ・ 2号 ・ 3号 (標 ・ 短)
支給(入所)の可否	支給(利用)期間	添付書類保存場所
可・否 否とする理由 ()	自 年 月 日 至 年 月 日	年 園児台帳

※施設記入欄(施設を経由して津市に提出する場合、施設担当で記入してください。)

施設受付年月日	年 月 日
---------	-------

施設(事業者)名	(事業所番号:)
担当者氏名・連絡先	(担当者) (連絡先)
入所契約(内定)の有無	有(契約 ・ 内定【 年 月 日契約(内定)】) ・ 無
備 考	

」

を削る。

第2号様式中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「住所」を「居住地」に、「支給認定区分」を「教育・保育給付認定区分」に改める。

第3号様式中「支給認定申請却下通知書」を「教育・保育給付認定申請却下通知書」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に改める。

第4号様式中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「認定証番号」を「支給認定証番号」に改め、「(階層区分)」

を削り、同様式を第 4 号様式の 1 とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

第4号様式の2（第10条関係）

副食費徴収免除等通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名）様

津市長 （氏 名） 印

あなたの副食費の支払については、下記対象年月から
免除となります
免除となりません

ので通知いたします。

教育・保育給付認定 子どもの氏名・ 支給認定証番号 及び生年月日	年 月 日生
事業所名	
対象年月	年 月

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 5 号様式を次のように改める。

第5号様式（第12条、第30条関係）

施設等名

就労状況等届出書

(宛先) 津市長

年 月 日

保護者住所

電 話①

保護者氏名

電 話②

子ども・子育て支援法第22条又は第30条の7の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

利用継続を希望する教育・保育給付認定子ども、又は認定の継続を希望する施設等利用給付認定子ども				支給認定証番号、又は認定番号
氏名	生年月日	年齢	性別	
(フリガナ)	年		男・女	
	月 日			
(フリガナ)	年		男・女	
	月 日			
(フリガナ)	年		男・女	
	月 日			
(フリガナ)	年		男・女	
	月 日			

保護者及び家族の状況	氏 名	子どもとの続柄	生年月日	勤務先(学校等)	身体の状況
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		

※利用児童本人以外の家族（同居人を含む。）全員を記入してください。

保育の利用を必要とする保護者の理由(該当する箇所に点を入れてください。)	続柄	必要とする理由 ☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 育児休業 ☐ その他()
	続柄	必要とする理由 ☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 育児休業 ☐ その他()

第6号様式中「番号」を「支給認定証番号」に、「支給認定の変更認定申請書」を「教育・保育給付認定の変更認定申請書」に、「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定」を「子どものための教育・保育給付認定」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、

「

氏名	
----	--

」を

「

氏名		個人番号	
----	--	------	--

」に、

「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「認定開始日」を「変更後の認定開始日」に、

「

☐ 保育が必要でなくなった。

」を

「

☐ 保育必要量の変更（ ☐ 保育標準時間・ ☐ 保育短時間）
☐ 保育が必要でなくなった（利用終了（又は取下げ）・区分の変更（2号→1号））

」に、

改める。

第7号様式中「支給認定の変更認定通知書」を「教育・保育給付認定の変更認定通知書」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8号様式中「支給認定取消通知書」を「教育・保育給付認定取消通知書」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第9号様式中「施設名」を「施設等名」に、「番号」を「支給認定証番号」に、「支給認定の申請内容変更届出書」を「教育・保育給付認定の申請内容変更届出書」に、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、

「

支給認定番号		利用施設等名	
支給認定時の届出事項	支給認定子ども	氏名	生年月日 年 月 日
	保護者	氏名	保護者との続柄 年 月 日
	保護者の居住地及び連絡		

」を

変更する 届出事項	支 給 認 定 子 ど も	氏 名		生 年 月 日	年 月 日
				保護者との 続 柄	
	保 護 者	氏 名		生 年 月 日	年 月 日
	保 護 者 の 居 住 地 及 び 住 絡				

」

支給認定証番号				利用施設等名			
認定時の 届出事項	教育・保育 給 付 認 定 子 ども	氏 名		生 年 月 日	年 月 日		
		保護者との 続 柄		個人番号			
	保 護 者	氏 名		生 年 月 日	年 月 日		
				個人番号			
	保 護 者 の 居 住 地 及 び 住 絡						
変更する 届出事項	教育・保育 給 付 認 定 子 ども	氏 名		生 年 月 日	年 月 日		
		保護者との 続 柄					
	保 護 者	氏 名		生 年 月 日	年 月 日		
				個人番号			
	保 護 者 の 居 住 地 及 び 住 絡						

に

」

改める。

第10号様式中「番号」を「支給認定証番号」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「認定有効期間」を「有効期間」に改める。

第11号様式付表1から付表4までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第12号様式中「特定保育・教育施設」を「特定教育・保育施設」に改める。

第14号様式中

☐ 小規模保育事業
☐ 家庭的保育事業

を

☐ 家庭的保育事業
☐ 小規模保育事業

に改める。

第16号様式中「施設の名称、教育・保育施設の」を「事業所の名称、」

に改める。

第 17 号様式の次に次の 9 様式を加える。

第 1 8 号様式の 1 （第 2 5 条関係）

子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書
（法第 3 0 条の 4 第 1 号）

年 月 日

（宛先）津市長

【申請に当たって同意いただく事項】

1

子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。

2

申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者提供することがあります。

3

子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。

4

新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日にかかわらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。

5

申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。

6

認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、幼稚園（子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園）、特別支援学校幼稚部の施設等利用給付認定を希望（幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業（※1）は利用しない。）するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満又は②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

				認 定 希 望 日 （ 施 設 利 用 開 始 日 ）		年 月 日	
保 護 者	フリガナ		申請子ども との続柄		居住地	〒	
	氏 名	印			現住所が市外の場合 市内転入後の住所	〒	
	日中の連絡先（電話番号） ※確実に連絡の取れる順に記入してください。					生年月日	年 月 日
	①	父 携 帯 ・ 母 携 帯 父 勤 務 先 ・ 母 勤 務 先 自宅・その他（ ）	②	父 携 帯 ・ 母 携 帯 父 勤 務 先 ・ 母 勤 務 先 自宅・その他（ ）	個 人 番 号 （マイナンバー）		
子 申 ど も 請	フリガナ		現 住 所	〒		個人番号 （マイナンバー）	
	氏 名		申請者と異なる 場合のみ記載				
			生年月日	年 月 日			

利用（予定含む。）する幼稚園（子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園）、特別支援学校幼稚部を記入してください。

フリガナ		所在地	〒 電話番号	
施設名			利用開始予定日	年 月 日

第 1 8 号様式の 2 （第 2 5 条関係）

（表）

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
（法第 3 0 条の 4 第 2 号・第 3 号）

年 月 日

（宛先）津市長

【申請に当たって同意いただく事項】

1 子ども・子育て支援法第 3 0 条の 3 において準用する同法第 1 6 条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。

2 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者提供することがあります。

3 子ども・子育て支援法第 3 0 条の 1 1 第 3 項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。

4 新年度 4 月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日にかかわらず、子ども・子育て支援法第 3 0 条の 5 第 5 項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。

5 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。

6 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第 7 条第 1 0 項第 4 号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校（預かり保育事業も利用する。（※ 1））、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第 3 0 条の 5 第 1 項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※ 1 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が 8 時間未満又は②年間開所日数 2 0 0 日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

		認定希望日（施設利用開始日）		年 月 日	
保 護 者	フリガナ		申請子ども との続柄	居住地	〒
	氏 名			現住所が市外の場合 市内転入後の住所	〒
	※自署の場合は、印は不要です。				
	日中の連絡先（電話番号） ※確実に連絡の取れる順に記入してください。			生 年 月 日	年 月 日
子 申 ど も 請	フリガナ		現 住 所 申請者と異なる 場合のみ記載	父 携 帯 ・ 母 携 帯 父 勤 務 先 ・ 母 勤 務 先 自宅 ・ その他（ ）	個人番号 （マイナンバー）
	氏 名			父 携 帯 ・ 母 携 帯 父 勤 務 先 ・ 母 勤 務 先 自宅 ・ その他（ ）	個人番号 （マイナンバー）
種 認 別 定	☐ 申請子どもは、認定希望日時時点で満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日を経過している（第 2 号）				上記で第 3 号に該当し、市町村非課税世帯に該当する場合は、下の ☐ に点を付けてください。
	☐ 申請子どもは、認定希望日時時点で満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある（第 3 号）				
理 要 保 と 育 す 由 を 必 ず す る	該当する ☐ に点を付けてください。				
	（子から見た続柄） 父・母・その他（ ） ☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害等 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動等 ☐ 就学 ☐ その他（ ）				
	（子から見た続柄） 父・母・その他（ ） ☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害等 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動等 ☐ 就学 ☐ その他（ ）				

上記「認定種別」が（第 3 号）に該当する場合に記入してください。

認定希望日の 当年 1 月 1 日現在の住所	（父親）	☐ 現住所に同じ	（母親）	☐ 現住所に同じ
認定希望日の 前年 1 月 1 日現在の住所	（父親）	☐ 現住所に同じ	（母親）	☐ 現住所に同じ

※個人番号欄は、上記「認定種別」が（第 3 号）に該当する場合に、父母及び生計の中心者のみ記入してください。

（申 請 の 中 心 者 の 番 号 に ○ を 付 け て く だ さ い 。）	フリガナ	申請子ども との続柄	生 年 月 日	就 労 ・ 通 学 ・ 通 園 先 又 は 単 身 赴 任 先	要 介 護 認 定 は 又 障 害 者 手 帳	
	1		個人番号	年 月 日		☐ 有
	2		個人番号	年 月 日		
	3		個人番号	年 月 日		☐ 有
	4		個人番号	年 月 日		
	5		個人番号	年 月 日		☐ 有
	6		個人番号	年 月 日		
	7		個人番号	年 月 日		☐ 有

<必ず裏面も記入してください。>

(裏)

幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部を利用する（予定を含む。）方は記入してください。

フリガナ		所在地	〒	電話番号
施設名		利用開始予定日	年 月 日	

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する（予定を含む。）方は記入してください。

フリガナ	利用するサービスの種類	所在地	利用開始予定日
施設名	認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒	年 月 日
	電話番号		
	認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒	年 月 日
	電話番号		
	認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒	年 月 日
	電話番号		
	認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒	年 月 日
	電話番号		

保育を必要とする理由に応じて記入してください。

		父親の状況		母親の状況	
就 種 別	就 労 別	☐ 居宅外労働 ☐ 自営 ⇒ ☐ 自宅 ☐ 中心者 ☐ 自宅以外 ☐ 協力者 ☐ 内職 ☐ その他（ ）		☐ 居宅外労働 ☐ 自営 ⇒ ☐ 自宅 ☐ 中心者 ☐ 自宅以外 ☐ 協力者 ☐ 内職 ☐ その他（ ）	
	通 勤 手 段 ・ 時 間	通勤手段	徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他（ ） ※複数手段がある場合は、全てに○をつけてください。	通勤手段	徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他（ ） ※複数手段がある場合は、全てに○をつけてください。
		通勤時間	約 分（往復時間を記入してください。）	通勤時間	約 分（往復時間を記入してください。）
	当 年 1 月 1 日 以 後 の 転 職	☐ 無 ☐ 有 ⇒ ①就労先名： 就労期間： ②就労先名： 就労期間：	☐ 無 ☐ 有 ⇒ ①就労先名： 就労期間： ②就労先名： 就労期間：		
妊 娠 ・ 出 産 （ 申 請 時 点 ）				☐ 無 ☐ 有 ⇒ （予定日） 年 月 日	
疾 病 ・ 障 害 等		（疾病・障害名）（手帳交付） ☐ 有 ☐ 無		（疾病・障害名）（手帳交付） ☐ 有 ☐ 無	
介 護 ・ 看 護	被介護者名	（申請子どもとの続柄： ）		（申請子どもとの続柄： ）	
	傷 病 ・ 障 害 名				
	受 診 等 の 状 況	☐ 入院中 ☐ 通院（月・週 回） ☐ 通所・通学（週 回） 施設名（ ）		☐ 入院中 ☐ 通院（月・週 回） ☐ 通所・通学（週 回） 施設名（ ）	
災 害 復 旧		災害の状況：		災害の状況：	
求 職 活 動 等		活動の内容：		活動の内容：	
就 学	通 学 手 段 ・ 時 間	通学手段	徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他（ ） ※複数手段がある場合は、全てに○をつけてください。	通学手段	徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他（ ） ※複数手段がある場合は、全てに○をつけてください。
		通学時間	約 分（往復時間を記入してください。）	通学時間	約 分（往復時間を記入してください。）
	就 学 の 目 的	☐ 卒業後就労するため ☐ その他（ ）		☐ 卒業後就労するため ☐ その他（ ）	
	期 間	年 月 日まで		年 月 日まで	
卒 業 後 の 予 定	（就労日数・時間） ☐ 週 日、1 日 時間就労 ☐ 月 日、1 日 時間就労		（就労日数・時間） ☐ 週 日、1 日 時間就労 ☐ 月 日、1 日 時間就労		
	保育を行うことが困難と認められる内容		保育を行うことが困難と認められる内容		
そ の 他					

添付書類（以下の中から該当する書類を添付してください。）

1 居宅外で就労されている方（予定を含む。）	就労証明書（就労内定の場合はその証明書を受けてください。）
自営（自宅外自営、親族経営等の自営を含む。）の場合	就労状況申告書
2 出産前後の方（出産前8週間、後8週間に限る。）	母子健康手帳の写し（氏名と出産予定日が記載されているページ）、 又は妊産婦医療受給資格者証の写し
3 保護者が学校に在学中の方	在学証明書（入学予定の場合は合格通知書等）、就学状況申立書、受講状況がわかるカリキュラム表の写し等
4 保護者が病気の方	市指定の意見書
5 保護者が障害をお持ちの方	市指定の意見書
6 保護者が介護している方	市指定の意見書、介護・看護・付添状況申立書
7 保護者が災害等で罹災した自宅等の復旧活動を行う方	り災証明書、申立書
8 保護者が求職中の方	求職中の支給認定に係る誓約書

第19号様式（第27条関係）

施設等利用給付認定通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名）様

津市長 （氏 名） 印

あなたの子育てのための施設等利用給付認定については、子ども・子育て支援法第30条の5第3項の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

認 定 子 ども	認 定 番 号	
	フ リ ガ ナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
決 定 年 月 日		
認 定 区 分		
有 効 期 間		
保育の必要性の事由		

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

※ 保育の必要性の事由が妊娠・出産、就学、求職活動等の認定で、認定期間が満了となった場合、満了日の翌日以降は施設等利用費の支給の対象とはなりません。引き続き施設等利用費の支給を希望する場合は、認定期間の更新や保育の必要性の事由の変更手続きが必要となりますので、本市の（名称）課に改めて子育てのための施設等利用給付認定を申請してください。

第 2 0 号様式（第 2 8 条関係）

施設等利用給付認定申請却下通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名）様

津市長 （氏 名） 印

あなたの子育てのための施設等利用給付認定については、子ども・子育て支援法第 3 0 条の 5 第 4 項の規定に基づき、次のとおり却下しましたので通知します。

申 請 子 ど も	フリガナ	
	氏 名	
保 護 者	申 請 時 の 住 所	
	氏 名	
却 下 年 月 日		
却 下 の 理 由		

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 2 1 号様式（第 3 1 条関係）

施設等利用給付認定の変更認定通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名）様

津市長 （氏 名） 印

子育てのための施設等利用給付認定については、子ども・子育て支援法第 3 0 条の 8 第 2 項又は第 4 項の規定に基づき、次のとおり変更の認定を行いましたので通知します。

認 定 子 ど も	認 定 番 号	
	フ リ ガ ナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
変 更 年 月 日		
認 定 区 分		
有 効 期 間		
保育の必要性の事由		
変 更 理 由		

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 2 2 号様式（第 3 2 条関係）

施設等利用給付認定取消通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名）様

津市長 （氏 名） 印

子育てのための施設等利用給付認定については、子ども・子育て支援法第 3 0 条の 9 第 1 項の規定により、次の理由により取り消しましたので通知します。

認 定 子 ど も	認 定 番 号	
	フ リ ガ ナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
取 消 年 月 日		
取 消 理 由		

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

施設等利用給付認定の申請内容変更届出書

(宛先) 津市長



連絡先

現在の認定状況	認定番号		
	認定子どもの氏名		
	認定子どもの生年月日	年 月 日	
	認定子どもの個人番号		
	保護者との続柄		
	利用施設・事業所名		
	認定区分	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号	
	保育の必要性の理由	☐ 無 ☐ 有（理由：	
変更内容		変更前	変更後
	保護者の氏名		
	保護者の生年月日	年 月 日	年 月 日
	住所		
	保護者の個人番号		
	連絡先		
	認定子どもの氏名		
	保護者との続柄		
	保育の必要性の理由（有の場合のみ）		
	理由変更が生じた日	年 月 日	
変更する理由			
その他			

第 2 4 号様式（第 3 4 条関係）

特定子ども・子育て支援施設等確認（変更）申請書

年 月 日

（宛先）津市長

申請者 所 在 地

氏 名（又は名称）

⑩

代表者氏名

子ども・子育て支援法第 3 0 条の 1 1 の規定による確認の変更を受けたい

ので、同法第 5 8 条の 2 に基づき次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者に関する事項

設置主体	☐ 法人 ☐ 国立大学法人 ☐ 公立大学法人 ☐ 学校法人 ☐ 社会福祉法人 ☐ 株式会社 ☐ NPO 法人 ☐ その他法人 ☐ 法人以外 ☐ 個人 ☐ 任意団体			
設置者・事業者名				
設置者・事業者の主たる事務所の所在地	〒			
	電話番号		E-mail アドレス	
代 表 者	職 名		フリガナ	
	住 所		氏 名	
			生年月日	年 月 日

※設置者・事業者名の欄は、設置者又は経営者が株式会社、各種法人、任意団体の場合は、社名、法人名、団体名を記入ください。

2 施設・事業に関する事項

施設・事業の種類	☐ 認定こども園 ☐ 幼稚園 ☐ 特別支援学校幼稚部 ☐ 認可外保育施設 ☐ 預かり保育事業（在園児を対象） ☐ 一時預かり事業（在園児以外を対象） ☐ 病児保育事業 ☐ 子育て援助活動支援事業
事業開始（予定） 年 月 日	年 月 日

（添付書類）

- 1 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- 2 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧
- 3 法第 5 8 条の 1 0 第 2 項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面

特定教育・保育施設以外の認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部

1 施設に関する事項

施設の種類	☐ 認定こども園（子ども・子育て支援法第7条第10項第1号に規定する施設） ☐ 幼保連携型 ☐ 幼稚園型 ☐ 保育所型 ☐ 地方裁量型 ☐ 幼稚園（子ども・子育て支援法第7条第10項第2号に規定する施設） ☐ 特別支援学校（子ども・子育て支援法第7条第10項第3号に規定する施設）			
名 称				
所 在 地	〒			
	電話番号		E-mail アドレス	
施 設 の 管 理 者	職 名		フリガナ	
	住 所		氏 名	
			生年月日	年 月 日

2 運営に関する事項

(1) 開園（開校）曜日（開園・開校している曜日全てにレ点を入れてください。）

☐日曜日 ☐月曜日 ☐火曜日 ☐水曜日 ☐木曜日 ☐金曜日 ☐土曜日

(2) 開園（開校）時間

曜 日	開 園 ・ 開 校 時 間
平 日	～
土 曜 日	～
日 曜 日	～

※24時間表記で記入してください。

(3) 認可定員等

認 可 定 員	人	学 級 編 成	学級
---------	---	---------	----

(4) 利用料金等

	年 額	月 額	半 期	そ の 他
保育料	円	円	円	円
入園料	円	円	円	円
その他（ ）	円	円	円	円

食 事 の 提 供 の 有 無	☐ 有（有の場合は、以下も記入してください。）			
	提 供 日	☐ 日曜日 ☐ 月曜日 ☐ 火曜日 ☐ 水曜日 ☐ 木曜日 ☐ 金曜日 ☐ 土曜日 ☐ その他（ ）		
	提供方法	☐ 自園調理 ☐ 外部搬入 ☐ その他（ ）		
	食 事 代	☐ 1食当たり 円 ☐ 月当たり 円 ☐ その他（ ）		
	・上記の食事代は、パンフレット等に記載している保育料に含んでいますか。 ☐ はい ☐ いいえ ☐ 無			

(5) 職員配置の状況

職 員 数		常 勤	非 常 勤	合 計
職 種 別 の 内 訳	教員	人	人	人
	事務職員	人	人	人
	寄宿舍指導員	人	人	人
	その他（ ）	人	人	人
	その他（ ）	人	人	人
	合 計	人	人	人

※ 職員数について、特別支援学校の場合、幼稚部担当に限らず、学校全体の職員数を記載してください。

※ 教員には、園長、保育教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭・講師を含めてください。

※ 常勤には、有期雇用職員を含めて記載してください。

※ 非常勤には、実雇用（任用）人数を記載してください。（常勤換算は不要。）

(添付書類)

- 1 学校教育法第4条第1項による認可を受けたことを証する書類の写し（国立大学法人立は不要）
- 2 園則（学則）
- 3 職員体制一覧（職員の勤務の体制及び勤務形態）

認可外保育施設

1 届出等に関する事項

児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出を行った年月日	年 月 日
事業開始（予定）年月日	年 月 日
認可外保育施設指導監督基準を満たす証明書の交付の有無	☐ 有 ☐ 無
認可外保育施設指導監督基準を満たす予定の年月日 ※認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されていない施設のみ記入してください。	年 月 日

2 施設に関する事項

施設の種類	☐ 児童福祉法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設以外 ☐ 児童福祉法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設			
名 称				
所 在 地	〒			
	電話番号		E-mail アドレス	
管 理 者	職 名		フリガナ	
	住 所		氏 名	
			生年月日	年 月 日

3 運営に関する事項

(1) 開所時間・保育提供可能時間

	通常開所時間/通常保育提供可能時間	時間外開所時間/時間外保育提供可能時間	備 考
平 日	～	～	
土 曜 日	～	～	
日・祝祭日	～	～	

※24時間表記で記入してください。

(2) 提供するサービス内容

提 供 す る サ ー ビ ス 種 別	対	象	年	齢
☐ 月極契約	歳	ヶ月～	歳	ヶ月
☐ 定期利用	歳	ヶ月～	歳	ヶ月
☐ 一時預かり	歳	ヶ月～	歳	ヶ月
☐ 夜間保育	歳	ヶ月～	歳	ヶ月
☐ 24時間保育	歳	ヶ月～	歳	ヶ月
☐ その他（ ）	歳	ヶ月～	歳	ヶ月

※1歳未満児の場合のみ、月齢まで記入してください。

(3) 利用料金等

	保育料				
	月 極 額	定 期 契 約	一 時 預 かり	夜 間 保 育	2 4 時 間 保 育
0 歳 児	円	円	円	円	円
1 歳 児	円	円	円	円	円
2 歳 児	円	円	円	円	円
3 歳 児	円	円	円	円	円
4 歳 児	円	円	円	円	円
5 歳 児	円	円	円	円	円
保育料以外の 利 用 料 ※ 歳児により料金が異なる場合は、料金がわかるものを別途添付してください。	総 額	入 会 金	キャンセル料	日用品費・文房具費	行事参加費
		円	円	円	円
	円	食 事 代	通園送迎費		
		円	円	円	円

(4) 入所定員

0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	合 計
人	人	人	人	人	人	人

(5) 職員の配置

①施設長

☐常勤 ☐非常勤 人

常勤換算後の人数 人 ※1日の勤務延時間数を8で除した常勤換算後の人数を記入してください。

 【保育業務への従事】 ☐従事する（資格欄にも記入してください。）

☐従事しない

 【資格】 ☐保育士 ☐看護師 ☐准看護師 ☐その他（ ）

②保育従事者

常勤 人 非常勤 人 総数 人

常勤換算後の人数 常勤 人 非常勤 人 総数 人

※1日の勤務延時間数を8で除した常勤換算後の人数を記入してください。

【資格別の内訳】

職 種	常 勤	非常勤	合 計
保育士	人	人	人
看護師	人	人	人
准看護師	人	人	人
家庭的保育者	人	人	人
その他（ ）	人	人	人
合 計	人	人	人

③その他の職員

常勤 人 非常勤 人 総数 人

常勤換算後の人数 常勤 人 非常勤 人 総数 人

※1日の勤務延時間数を8で除した常勤換算後の人数を記入してください。

【資格別の内訳】

職 種	常 勤	非常勤	合 計
調理員	人	人	人
その他（ ）	人	人	人
その他（ ）	人	人	人
合 計	人	人	人

④合計（①+②+③） 常勤 _____人 非常勤 _____人 総数 _____人
 常勤換算後の人数 常勤 _____人 非常勤 _____人 総数 _____人

※ 1日の勤務延時間数を8で除した常勤換算後の人数を記入してください。

【資格別の内訳】

職 種	常 勤	非常勤	合 計
保育士	人	人	人
看護師	人	人	人
准看護師	人	人	人
家庭的保育者	人	人	人
調理員	人	人	人
その他（ ）	人	人	人
その他（ ）	人	人	人
その他（ ）	人	人	人
合 計	人	人	人

（6）職員の研修受講状況

※ 児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設及び1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設は必ず記入してください。

①施設に在籍している保育従事者数 _____人
 うち、研修受講の有無 居宅訪問型保育研修（基礎研修） _____人
 子育て支援員研修（地域保育コース） _____人
 子育て支援員研修（上記以外） _____人
 家庭的保育者等研修 _____人
 その他（ ） _____人

②職員の研修等の参加状況

☐参加（研修名等： _____年 月・参加者数 _____名）
 （研修名等： _____年 月・参加者数 _____名）
 （研修名等： _____年 月・参加者数 _____名）
☐無

（添付書類）

- 1 児童福祉法第59条の2の規定により届け出た認可外保育施設設置届及び変更届の写し（上記記載事項の最新の状況を確認するため必要なものの抜粋で差し支えない）
- 2 料金表及び利用案内、パンフレット
- 3 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し又は基準への適合（見込み）状況を説明する書類
- 4 職員の研修受講状況に関して、研修の終了証の写し等の研修を受講したことや参加したことが分かる書類

預かり保育事業

1 事業所に関する事項

施設の種類	☐ 認定こども園 ☐ 幼稚園 ☐ 特別支援学校幼稚部		
事業の種類	☐ 私学助成（預かり保育推進事業） ☐ 地域子ども・子育て支援事業における一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ） ☐ 幼稚園における長時間預かり運営費支援事業 ☐ 公的支援を受けていない自主事業		
名 称			
所 在 地	〒		
	電話番号		E-mail アドレス
事業所の 管理者	職 名		フリガナ
	住 所		氏 名
			生年月日
		年	月 日

2 運営に関する事項

預かり保育事業の利用児童数及び職員配置

		預かり保育 利用児童数	職 員 の 配 置 基 準	配 置 職 員 数		(参 考) 基 準 に 基 づく 配 置 職 員 数		(参 考) 在 園 児 数
				うち 有 資 格 者	有 格 数	うち 有 資 格 者	有 資 格 数	
平日 (登園前)	3 歳 児 (満3歳児を含む。)	人	20:1	—	—	—	—	人
	4 ・ 5 歳 児	人	30:1	—	—	—	—	人
	合 計	人						人
平日 (降園後)	3 歳 児 (満3歳児を含む。)	人	20:1	—	—	—	—	
	4 ・ 5 歳 児	人	30:1	—	—	—	—	
	合 計	人						
長期 休業中	3 歳 児 (満3歳児を含む。)	人	20:1	—	—	—	—	
	4 ・ 5 歳 児	人	30:1	—	—	—	—	
	合 計	人						
休 日	3 歳 児 (満3歳児を含む。)	人	20:1	—	—	—	—	
	4 ・ 5 歳 児	人	30:1	—	—	—	—	
	合 計	人						

※ 配置職員数には、預かり保育事業に従事している間、専ら当該事業に従事している人数を記入してください（教育課程担当職員による対応可）。

※ 有資格者数は、幼稚園教諭普通免許状所有者又は保育士の人数を記入してください。

3 事業の実施状況

(1) 預かり保育事業の実施時間

平日	曜日	登校前	教育課程時間	降園後
		～	～	～
		～	～	～
		～	～	～

長期休業日	曜日	預かり時間
		～
		～
		～

休日	曜日	預かり時間

※土曜、日曜、祝祭日

(2) 預かり保育事業の年間実施日数

	平日	長期休業日	休日	合計
年間実施日数	日	日	日	日

(3) 食事・おやつ提供の有無等

食事・おやつ提供の有無 ☐有 ☐無

提供有の場合（加熱、保存等の調理機能を有する設備の必要性の有無 ☐有 ☐無）

必要性有の場合（加熱、保存等の調理機能を有する設備の有無 ☐有 ☐無）

4 利用料金

(1) 預かり保育事業の料金

	1時間	1回	月極	その他
平日	円	円	円	円
長期休業中	円	円	円	円
休日	円	円	円	円

※ 年齢や時間帯等により料金が異なる場合には、最大の額を記入してください。

※ 食事代及びおやつ代を預かり保育の料金と一体的に保護者から徴収している場合には、それを除いた金額を記入してください。

(2) 食事代及びおやつ代

	1回	月極
食事代	円	円
おやつ代	円	円

5 設備・面積

部屋の名称	保育室ごとの受入れ人数等	預かり保育実施保育室面積
	人 × 1.98 m ² = m ²	m ²
	人 × 1.98 m ² = m ²	m ²

(添付書類)

- 認定こども園：認定こども園法第17条第1項の規定による認可又は認定こども園法第3条第1項若しくは第3項の規定による認定を受けたことを証する書類の写し
幼稚園、特別支援学校：学校教育法第4条第1項による認可を受けたことを証する書類の写し
- 料金表及び利用案内、パンフレット
- 預かり保育事業に従事する担当職員の名簿（職員の氏名及び資格、研修終了の有無が分かるもの）
- 施設の図面（預かり保育の実施場所を明示したもの）

一時預かり事業

1 事業所に関する事項

施設の種類	☐ 認定こども園 ☐ 幼稚園 ☐ 保育所 ☐ 小規模保育施設 ☐ 家庭的保育事業所 ☐ その他（ ）				
事業の種類別	☐ 一般型 ☐ 幼稚園型Ⅰ・Ⅱ ☐ 余裕活用法 ☐ 居宅訪問型 ☐ 地域密着Ⅱ型				
名称					
所在地	〒				
	電話番号		E-mail アドレス		
事業所の 管理者	職名		フリガナ		
	住所		氏名		
			生年月日	年	月

2 運営に関する事項

(1) 職員の定数及び職務の内容

		常勤	非常勤	合計
職員数		人	人	人
資格別の 内訳	うち、一時預かりの乳幼児の処遇を行う保育士等	人	人	人
	保育士	人	人	人
	幼稚園教諭	人	人	人
	保育教諭	人	人	人
	看護師	人	人	人
	准看護師	人	人	人
	その他（ ）	人	人	人

(2) 利用定員

利用定員	人
うち、一時預かりの利用定員	人

(3) 利用料金

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
保育料	円	円	円	円	円	円
その他（ ）	円	円	円	円	円	円
その他（ ）	円	円	円	円	円	円

食事の 提供の 有無	☐ 有（有の場合は、以下も記入してください。）		
	食事代	☐ 1食当たり 円 ☐ 月当たり 円 ☐ その他（ ）	
	・上記の食事代は、パンフレット等に記載している保育料に含んでいますか。 ☐ はい ☐ いいえ		
	☐ 無		

(添付書類)

- 1 児童福祉法第34条の12の規定により届け出た一時預かり事業開始届及び変更届の写し（上記記載事項の最新の状況を確認するため必要なものの抜粋で差し支えない。）
- 2 料金表及び利用案内、パンフレット

病児保育事業

1 事業所に関する事項

施設の種類	☐ 診療所 ☐ 病院 ☐ 認定こども園 ☐ 保育所 ☐ 幼稚園 ☐ 小規模保育施設 ☐ 家庭的保育事業所 ☐ その他（　　　　　　　　　）						
事業の種別	☐ 病児対応型 ☐ 病後児対応型 ☐ 体調不良児対応型 ☐ 非施設型（訪問型）						
名 称							
所 在 地	〒						
	電話番号		E - mail アドレス				
事業者の管理	職 名		フリガナ				
	住 所		氏 名				
			生年月日	年 月 日			

2 運営に関する事項

(1) 開設時間

曜 日	開 設 時 間
	～
	～
	～

※ 24 時間表記で記入してください。

(2) 利用定員

利 用 定 員	人
---------	---

(3) 対象年齢

☐ 0歳児 ☐ 1歳児 ☐ 2歳児 ☐ 3歳児 ☐ 4歳児 ☐ 5歳児
☐ 就学児（小学 年生まで）

(4) 利用料金

料金種別	日 額		半 日		1 時 間 当 た り	
料金の内容	市 内	市 外	市 内	市 外	市 内	市 外
保育料	円	円	円	円	円	円
その他 ()	円	円	円	円	円	円
その他 ()	円	円	円	円	円	円

食
事
の
提
供
の
有
無

☐ 有（有の場合は、以下も記入してください。）

食 事 代	☐ 1食当たり	円	☐ 月当たり	円
	☐ その他（	）		

・上記の食事代は、パンフレット等に記載している保育料に含んでいますか。

☐ はい ☐ いいえ

☐ 無

(5) 職員の定数及び職務の内容

職 員	数	常 勤	非 常 勤	合 計
資 格 別 の 内 訳	保育士	人	人	人
	幼稚園教諭	人	人	人
	保育教諭	人	人	人
	看護師	人	人	人
	准看護師	人	人	人
	保健師	人	人	人
	助産師	人	人	人
	その他 ()	人	人	人
	その他 ()	人	人	人

(6) 協力機関・指導医の状況

協 力 機 関	設定の有無	☐ 有 ☐ 無 無の場合は、その理由 ()			
	名 称				
	所 在 地	〒			
		電 話 番 号		E-mail アドレス	
	協 力 内 容				
指 導 医	設定の有無	☐ 有 ☐ 無 無の場合は、その理由 ()			
	名 称				
	所 在 地	〒			
		電 話 番 号		E-mail アドレス	
	指 導 内 容				

3 設備に関する事項

(1) 保育室等の面積

保 育 室 等 の 種 類	保 育 室	観 察 室	調 理 室 (専用・兼用)	そ の 他 ()	合 計
面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
乳 幼 児 1 人 当 た り 面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

(添付書類)

- 1 児童福祉法第34条の18の規定により届け出た病児保育事業開始届及び変更届の写し（上記記載事項の最新の状況を確認するため必要なものの抜粋で差し支えない。）
- 2 料金表及び利用案内、パンフレット
- 3 施設の図面（保育室等の配置が分かるもの）

第 2 5 号様式（第 3 5 条関係）

特定子ども・子育て支援施設等の名称等の変更届出書

年 月 日

（宛先）津市長

届出者 所在地

氏 名（又は名称）

⑩

代表者

子ども・子育て支援法第 3 0 条の 1 1 の規定による確認を受けた事項に変更があったので、同法第 5 8 条の 5 に基づき、以下のとおり届け出ます。

施設・事業 の 種 類	☐ 認定こども園 ☐ 幼稚園 ☐ 特別支援学校幼稚部 ☐ 認可外保育施設 ☐ 預かり保育事業 ☐ 一時預かり事業 ☐ 病児保育事業 ☐ 子育て援助活動支援事業									
変 更 項 目	変		更		変		更		後	
設 置 者 ・ 事 業 者 ・ 名										
設 置 者 ・ 事 業 者 ・ の 所 在 地 の 地 主 務 所 所 在 地	〒				〒					
	電話番号				電話番号					
	E-mail アドレス				E-mail アドレス					
設 置 者 ・ 事 業 者 ・ の 代 表 者	職 名				職 名					
	フリガナ				フリガナ					
	氏 名				氏 名					
	生年月日				生年月日					
施設の名称										
施 設 在 地	〒				〒					
	電話番号				電話番号					
	E-mail アドレス				E-mail アドレス					
設 置 者 ・ 事 業 者 ・ の 代 表 者	職 名				職 名					
	フリガナ				フリガナ					
	氏 名				氏 名					
	生年月日				生年月日					
変 更 日	年 月 日									

※ 記載の変更項目以外に変更項目がある場合は、第 2 4 号様式の該当項目に記載の上、添付してください。

※ 設置者・事業者の欄は、設置者又は経営者が株式会社、各種法人、任意団体の場合は、社名、法人名、団体名を記入してください。

（添付書類）

- 1 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等（法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、生年月日、住所、職名に変更がある場合）
- 2 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧（役員に変更があった場合）

(津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則（平成27年津市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第4条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第5条中「教育・保育施設利用者負担額納入通知書」を「教育・保育施設利用者負担額等納入通知書」に改める。

第6条中「教育・保育施設利用者負担額納入通知書」を「教育・保育施設利用者負担額等納入通知書」に、「の支給認定保護者」を「の教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改める。

第8条中「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改める。

第11条及び第12条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第2号様式を次のように改める。

第 2 号様式（第 5 条、第 6 条関係）

教育・保育施設利用者負担額等
納入通知書 兼 領収証書 ㊦

口座番号

加入者名

年 月 日

津市長（氏 名） 印

下記納期限内に津市指定金融機関等で納付してください。

年度	金額詳細	通知書番号	連番

事業所名：
児童名：

期別	年 月 分
納期限	年 月 日
利用者負担額	円
給食費	円
合計	円

領収日付印

(納入者保管)

教育・保育施設利用者負担額等
納 付 書 ㊦

口座番号

加入者名

年度

(保護者氏名) 様
事業所名：
児童名：

納期限	年 月 日
通知書番号	
利用者負担額	円
給食費	円
合計	円

上記のとおり納入してください。

津市長（氏 名） 印

領収日付印

年 月 分

(金融機関保管)

この領収済通知書は直接機械で処理しますので汚したり折り曲げないでください。

☐ 教育・保育施設利用者負担額等
領 収 済 通 知 書 ㊦

口座番号

加入者名

年度 年 月 分

ID

延滞金

督促手数料

納入義務者氏名

(保護者氏名) 様
事業所名：
児童名：

年度	課税	税目	通知書番号	期別	識別	申告	連番		利用者負担額
									円
									給食費
									円
									納付額
									円

領収日付印

納期限 年 月 日

本書の金額を領収しましたので通知します。

(宛先) 津市会計管理者

(津市保管)

（津市保育の利用に係る調整に関する事務取扱規則の一部改正）

第 3 条 津市保育の利用に係る調整に関する事務取扱規則（平成 27 年津市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定を」を「教育・保育給付認定を」に改める。

第 3 条、第 7 条及び第 8 条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

（津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則の一部改正）

第 4 条 津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則（平成 27 年津市規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「別表第 1 により算定する額」を「零」に改め、同項第 2 号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「別表第 2 により算定する額」を「零」に改め、同項第 3 号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

附則第 1 項の見出しを削る。

附則第 2 項を削り、附則第 3 項を第 2 項とする。

附則別表第 1 から附則別表第 4 までを削る。

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第 1 及び別表第 2 削除

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 3 条関係）

3 号認定子ども及び第 3 条第 2 項に規定する子どもの利用に係る市町村が定める額

世帯の階層区分					利用者負担額 (月額)	
階層	区分	定義			保育標準時間	保育短時間
A	1	被保護者（生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）のある世帯等			0 円	0 円
B	2	A 階層を除き、均	要保護者等世帯		0 円	0 円
	3	等割を課されない世帯	その他の世帯		0 円	0 円
C	4	A 階層及び B 階層を除き、所得割合算額が次の区分に該当する	0 円	要保護者等世帯	3,550円	3,450円
	5			その他の世帯	7,500円	7,300円
	6		1 円以上	要保護者等世帯	4,250円	4,150円
	7		12,100円未満	その他の世帯	9,000円	8,800円
	8		12,100円以上	要保護者等世帯	4,500円	4,400円
	9		24,200円未満	その他の世帯	10,000円	9,800円
	10		24,200円以上	要保護者等世帯	4,500円	4,400円
	11		36,400円未満	その他の世帯	11,200円	11,000円
	12		36,400円以上	要保護者等世帯	4,500円	4,400円
	13		48,600円未満	その他の世帯	12,500円	12,200円
D	14		48,600円以上	要保護者等世帯	4,500円	4,400円
	15		57,700円未満	その他の世帯	13,800円	13,500円

	16	世帯	57,700円以上 65,800円未満	要保護者等世帯	4,500円	4,400円
	17			その他の世帯	15,100円	14,800円
	18		65,800円以上 74,400円未満	要保護者等世帯	4,500円	4,400円
	19			その他の世帯	16,500円	16,200円
	20		74,400円以上 77,101円未満	要保護者等世帯	4,500円	4,400円
	21			その他の世帯	19,000円	18,600円
	22		77,101円以上84,700円未満		19,000円	18,600円
	23		84,700円以上97,000円未満		21,500円	21,100円
E	24		97,000円以上110,400円未満		24,000円	23,500円
	25		110,400円以上123,100円未満		27,500円	27,000円
	26	123,100円以上135,900円未満		31,000円	30,400円	
	27	135,900円以上169,000円未満		36,000円	35,300円	
F	28	169,000円以上257,500円未満		41,500円	40,700円	
	29	257,500円以上301,000円未満		44,000円	43,200円	
G	30	301,000円以上		48,000円	47,100円	
1 同一世帯に認定こども園、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、地域型保育又は特例保育を受ける小学校就学前子ども、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）（以下「法施行令という。」）第1条に規定する施設を						

利用する小学校就学前子ども、児童発達支援、医療型児童発達支援又は居宅訪問型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども及び児童心理治療施設に通う小学校就学前子ども（以下この表において「対象子ども」という。）が2人以上いる場合における保育所及び認定こども園並びに家庭的保育事業等（児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）（以下「認定こども園等」という。）を利用している3号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる3号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

(1) 対象子どもを含めて年齢の高い順に 1人目の3号認定子ども	この表に定める額
(2) 対象子どもを含めて年齢の高い順に 2人目の3号認定子ども	この表に定める額に2分の1を乗じて得た額
(3) 対象子どもを含めて年齢の高い順に 3人目以降の3号認定子ども	0円

2 1の規定にかかわらず、所得割合算額が77,101円未満の要保護者等世帯において、特定被監護者等（法施行令第14条第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合における認定こども園等を利用している3号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる3号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

(1) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に1人目の3号認定子ども	この表に定める額
(2) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に2人目以降の3号認定子ども	0円

3 1の規定にかかわらず、所得割合算額が57,700円未満のその他の世帯において、特定被監護者等が2人以上いる場合における認定こども園等を利用している3号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる3号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

(1) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に1人目の3号認定子ども	この表に定める額
(2) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に2人目の3号認定子ども	この表に定める額に2分の1を乗じて得た額
(3) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に3人目以降の3号認定子ども	0円

- 4 1及び3の規定にかかわらず、均等割を課されない世帯のその他の世帯において、特定被監護者等が2人以上いる場合における認定こども園等を利用している3号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる3号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

(1) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に1人目の3号認定子ども	この表に定める額
(2) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に2人目以降の3号認定子ども	0円

- 5 次の表の左欄に掲げる事由のいずれかに該当するため利用者負担額を負担することが困難である場合における3号認定子どもに係る利用者負担額は、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。この場合において、1から4までの規定の適用を受けるときは、1から4までの規定を適用した後にこの規定を適用するものとする。

(1) 教育・保育給付認定保護者及びその配偶者又はそれらの属する世帯の生計を主として維持する者（以下「教育・保育給付認定保護者等」という。）が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。	0円
(2) 教育・保育給付認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。	0円
(3) 教育・保育給付認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その世帯の収入が著しく減少したこと。	0円
(4) 教育・保育給付認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。	この表に定める額に2分の1を乗じて得た額
(5) 3号認定子どもの属する世帯が児童福祉法第38条に規定する母子生活支援施設に入所しており、教育・保育給付認定保護者の過去3箇月の平均収入が、生活保護法に規定するその世帯	この表に定める額に2分の1を乗じて得

の生活扶助、住宅扶助及び教育扶助の額を合計した額の1.3倍以下であること。	た額
(6) 3号認定子どもが、災害、疾病等により認定こども園等を当該月の保育日数の3分の2以上利用できなかったこと又は感染症により医師から利用の停止を指示され、認定こども園等を当該月の保育日数の2分の1以上利用できなかったこと。	この表に定める額に2分の1を乗じて得た額
(7) 3号認定子どもが感染症等により医師から利用の停止を指示され、当該月において認定こども園等を全く利用できなかったこと。	0円

備考

- 1 この表における「被保護者のある世帯等」とは、被保護者のある世帯又は里親が教育・保育給付認定保護者等である世帯をいう。
- 2 この表における「均等割」とは、教育・保育給付認定保護者等に係る特定保育又は保育（以下この表において「特定保育等」という。）を受けた月の属する年度（4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表における「所得割合算額」とは、教育・保育給付認定保護者等に係る特定保育等を受けた月の属する年度（4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法第314条の7から第314条の9まで並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第5項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定により控除された金額があるときは、当該金額を控除する前の額とする。以下同じ。）（当該所得割の賦課期日において教育・保育給付認定保護者等が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、当該教育・保育給付認定保護者等を本市の区域内に住所を有する者とみなして算定するものとする。）を合算した額をいう。
- 4 この表における「要保護者等世帯」とは、特定保育等を受けた月に次の各号のいずれかに該当する者のある世帯をいう。
 - (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者（被保護者を除く。）
 - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない

男子で現に児童を扶養しているもの

- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
 - (4) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者
 - (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童
 - (7) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (8) その他市長が⁽¹⁾に規定する者と同程度に生活が困窮していると認める者
- 5 3号認定子どもの母親が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号の女子に該当する場合は、地方税法第292条第1項第11号イの「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」に該当するものとみなして算出した所得割の額に対応する階層に係る利用者負担額を適用するものとする。
- 6 3号認定子どもの父親が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第2条第2号の男子に該当する場合は、地方税法第292条第1項第12号の「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」に該当するものとみなして算出した所得割の額に対応する階層に係る利用者負担額を適用するものとする。
- 7 5及び6に掲げる所得割の額とは、当該所得割を課した市町村の基準（当該所得割の賦課期日において教育・保育給付認定保護者等が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、本市の基準）により算定した額とする。

(津市延長保育等の実施に関する規則の一部改正)

第5条 津市延長保育等の実施に関する規則(平成27年津市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第3条中「係る支給認定保護者」を「係る教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改め、同条第1号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第5条中「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改める。

(津市立幼稚園の利用者負担額の徴収に関する規則の一部改正)

第6条 津市立幼稚園の利用者負担額の徴収に関する規則(平成27年津市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

(津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年津市規則第53号)の一部を次のように改正する。

第29条第1号中「係る支給認定」を「係る教育・保育給付認定」に、「当該支給認定」を「当該教育・保育給付認定」に、「以下」の次に「この号及び第36条第1号において」を加え、同条第2号から第4号までの規定中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条に次の4号を加える。

- (5) 子ども・子育て支援法第30条の5第1項の子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定に関する事務 当該施設等利用給付認定に係る同法第30条の4各号に掲げる小学校就学前子ども(以下この号及び第36条第5号において単に「小学校就学前子ども」という。)又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (6) 子ども・子育て支援法第30条の8第1項の施設等利用給付認定の変更に関する事務 前号に定める情報

(7) 子ども・子育て支援法第30条の8第4項の職権による施設等利用給付認定の変更に関する事務 第5号に定める情報

(8) 子ども・子育て支援法第30条の9第1項の施設等利用給付認定の取消しに関する事務 第5号に定める情報

第36条第1号中「係る支給認定」を「係る教育・保育給付認定」に、「当該支給認定」を「当該教育・保育給付認定」に改め、同条第2号から第4号までの規定中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条に次の4号を加える。

(5) 子ども・子育て支援法第30条の5第1項の子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定に関する事務 当該施設等利用給付認定に係る小学校就学前子どもの保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報

(6) 子ども・子育て支援法第30条の8第1項の施設等利用給付認定の変更に関する事務 前号に定める情報

(7) 子ども・子育て支援法第30条の8第4項の職権による施設等利用給付認定の変更に関する事務 第5号に定める情報

(8) 子ども・子育て支援法第30条の9第1項の施設等利用給付認定の取消しに関する事務 第5号に定める情報

(津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則(平成30年津市規則第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号から第4号までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第6号イ中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第13条第2項、第15条第1項及び第3項並びに第16条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条中「教育・保育施設利用者負担額納入通知書」を「教育・保育施設利用者負担額等納入通知書」に改める。

第20条中「教育・保育施設利用者負担額納入通知書」を「教育・保育施設利用者負担額等納入通知書」に、「の支給認定保護者」を「の教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改める。

第 2 2 条中「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改める。

第 4 1 条及び第 4 2 条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 5 号様式中

「教育・保育施設利用者負担額
納入通知書 兼 領収証書」を「教育・保育施設利用者負担額等
納入通知書 兼 領収証書」に、

「教育・保育施設利用者負担額
納 付 書」を「教育・保育施設利用者負担額等
納 付 書」に、

「教育・保育施設利用者負担額
領 収 済 通 知 書」を「教育・保育施設利用者負担額等
領 収 済 通 知 書」に、

「 年度 を 「 年度 に、
利用者負担額 」 」

「 年度 利用者負担額 」 を 「 年度 に、
 」

「

納期限	年	月	日
利用者負担額	円		

」を「

納期限	年	月	日
利用者負担額	円		
給食費	円		

」に、

「

通知書番号
利用者負担額 円

」を

「

通知書番号
利用者負担額 円
給食費 円

」に、

「

利用者負担額 円

」を「

利用者負担額 円
給食費 円

」に改める。

附 則

この規則は、令和元年１０月１日から施行する。

下記の者の平成31年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

令和元年9月20日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○ ○○

津市告示第 1 2 3 号

下記の者の令和元年度市民税・県民税納税通知書等は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和元年 9 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○	○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○	○○ ○○	令和元年度（平成 3 0 年 度）市民税・県民税納税 通知書過年度随時 2 期及 び令和元年度市民税・県 民税納税通知書第 3 期か ら第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○	○○○ ○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から

		第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○ ○○○○○○ ○○○	○○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで及び令和元年 度（平成 3 0 年度分）市 民税・県民税納税通知書 過年度随時 2 期
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○	○ ○○	令和元年度市民税・県民 税変更（賦課決定）通知 書
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○ ○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	○○○ ○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○	○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○	○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○○○	令和元年度市民税・県民

○○	○○○○○○○○ ○ ○○○○ ○○○ ○	税納税通知書第3期から 第4期まで及び令和元 年度（平成30年度分）市 民税・県民税納税通知書 過年度随時3期
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○○○	令和元年度（平成30年 度分）市民税・県民税納 税通知書過年度随時2期
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	○○ ○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○	○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○ ○○ ○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○○○	○○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○ ○○○	○○ ○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで及び令和元 年度（平成30年度分）市 民税・県民税納税通知書 過年度随時3期
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和元年度（平成29年 度分）市民税・県民税納 税通知書過年度随時4期

		第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○	○○○ ○○○○○ ○ ○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○	○○○○○○○○ ○ ○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで及び令和元年度（平成 3 0 年度分）市 民税・県民税納税通知書 過年度随時 3 期
○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○ ○○○○	○○ ○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○ ○○○	○○○○○○○○○ ○○○○○○○ ○ ○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○ ○○○○○○○○ ○○○○	○○○○ ○○○ ○○○○ ○○○○ ○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和元年度市民税・県民

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○		税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○	○○○○○○ ○○○ ○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○○○ ○	○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○	○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○	○○ ○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○○○○ ○	○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税変更（賦課決定）通知 書
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○	○○ ○○○○ ○ ○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○ ○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	○○○○○○ ○○○ ○ ○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○○	令和元年度市民税・県民

	○○○	税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○	○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○	○○○○○○ ○○○ ○○○○○○ ○○○ ○○○○○○○ ○○ ○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○	○○ ○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○ ○○○○ ○○○○○○○	○○○○○○○○○ ○ ○ ○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○ ○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○ ○ ○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○ ○○○○○○ ○○○○○	○○○○○○○○○ ○○○○○○○ ○○ ○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○	○ ○○	令和元年度市民税・県民

○ ○○○○○○○○○○○○ ○		税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで及び令和元 年度（平成 3 0 年度分）市 民税・県民税納税通知書 過年度随時 3 期
○○○○○○○○○○○○○○○ ○	○○ ○○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○	○○○○ ○○○○ ○○○○	令和元年度（平成 3 0 年 度分）市民税・県民税納 税通知書過年度随時 3 期
○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○ ○○○○○○○○ ○○○○	○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○ ○	○○ ○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和元年度（平成 3 0 年 度分）市民税・県民税納 税通知書過年度随時 2 期
○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで

○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○	令和元年度（平成30年度分）市民税・県民税納税通知書過年度随時3期
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	令和元年度市民税・県民税納税通知書第3期から第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○	○○○○ ○○○○ ○○○	令和元年度市民税・県民税納税通知書第3期から第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○	○○○ ○○○○○	令和元年度市民税・県民税納税通知書第3期から第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○	○○○○ ○○○○ ○○○ ○○○○○ ○○○○	令和元年度市民税・県民税納税通知書第3期から第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和元年度市民税・県民税納税通知書第3期から第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○	○○○ ○○○○○ ○○○○	令和元年度市民税・県民税納税通知書第3期から第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○	○○ ○○	令和元年度市民税・県民税納税通知書第3期から第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和元年度市民税・県民税納税通知書第3期から第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○ ○○○○○○○○○○ ○○	○ ○○○○	令和元年度市民税・県民税納税通知書第3期から第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○ ○○○○○○○○	○○ ○○	令和元年度市民税・県民税納税通知書第3期から

○○○		第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○ ○○○○○○○○○ ○	○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○	○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○	○○○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○	○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○	○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○	○○○○○ ○○○○ ○○○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○○ ○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○	○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○○	○○ ○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○ ○○○○○○	○○○ ○○○	令和元年度市民税・県民

		税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○○○ ○○○○○	○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○	○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○ ○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○	○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○	○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○ ○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○○ ○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○	○○○○○ ○○○ ○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○○○ ○○	○○○○○ ○○○ ○○○ ○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○	令和元年度市民税・県民

○○ ○○○○○○○○○○ ○○○	○○○○○	税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○	○○○ ○○○○ ○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○ ○○○○○○○○ ○○○	○○○○○ ○○○○ ○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○○○ ○○○○ ○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○ ○○	○○○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○ ○○○	○○○○○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○ ○○○ ○○○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○	○○○○○○○○○ ○ ○○ ○○○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○○ ○○○○○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○○ ○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで

	○○○○	第 4 期まで
○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○○ ○○○○○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○ ○ ○○ ○○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○	○○ ○○○○○○ ○○○ ○○ ○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○○ ○○○ ○○○ ○ ○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○ ○○ ○○○○ ○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○ ○○ ○○○○ ○ ○○○○○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○ ○○○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○ ○○○○○ ○○○ ○○○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○○ ○○○ ○○ ○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○ ○	令和元年度市民税・県民

	○○○ ○○○○○ ○○ ○○○○○○	税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○	○○○○○○ ○○○ ○○ ○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○ ○○○○○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○○ ○○○○○ ○○○○ ○○ ○○○○○○ ○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○	○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○ ○ ○○○○○ ○○○○ ○○○○○ ○○○○ ○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○	○○○○○○○○ ○○ ○○○ ○○○○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○○ ○○ ○○○○ ○ ○○○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○	○○○ ○○○○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期
○○○○○○○○○○	○○○○○○○○ ○○ ○○○○○ ○○○○ ○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から

	○○○○○○○○	第 4 期まで
○○○○○○○○○○	○○○○○○○○ ○ ○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○	○○○○○○ ○○○ ○○ ○○○○○ ○○○○○○○○ ○ ○○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○	○○ ○○	令和元年度（平成 3 0 年 度）市民税・県民税納税 通知書過年度随時 2 期
○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○	○○○○○○○○ ○○ ○○○○○ ○○○○	令和元年度（平成 3 0 年 度）市民税・県民税納税 通知書過年度随時 3 期
○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○ ○○ ○○○○○ ○○○ ○ ○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○○ ○○ ○○○○○○ ○○ ○○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○○ ○ ○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○ ○○ ○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から

○		第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○ ○○○ ○ ○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○○ ○ ○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○ ○○ ○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○○ ○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○	○○ ○○○○○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○○ ○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○	○○ ○○○○○○	令和元年度市民税・県民

○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○ ○○○ ○○○○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○○ ○○○○○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○ ○○○○ ○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○ ○○○○ ○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○	○○○○○○○○○ ○○ ○ ○○○○ ○○ ○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○	○○○○○ ○○○ ○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○	○○○○○○○○○ ○○ ○ ○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○	○○○○○ ○○○○ ○○ ○○○○○○ ○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○ ○○ ○○○ ○○○○○ ○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○○ ○○ ○○○○○○ ○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○○ ○○ ○○ ○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から

	○○○	第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○ ○○ ○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○○○○○○ ○○○ ○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○○○ ○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○ ○○ ○○ ○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○ ○ ○ ○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○ ○○ ○○○ ○○○○○ ○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○ ○○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○ ○ ○○○○○ ○○○○ ○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○ ○○○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○○ ○○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで

○○○○○○○○○○○○○○○○	○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○	○○○ ○○○○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○	○○○○○ ○○○○ ○○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○ ○○○○○○○○ ○○○○○	○○○○○ ○○○○ ○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○○ ○○	○○○○○○○ ○○ ○ ○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○	○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○ ○○○ ○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○	○○○ ○○○○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○○ ○ ○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○ ○○ ○○○○ ○ ○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○○ ○○○○○ ○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から

	○○○○	第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○ ○ ○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○○ ○○ ○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○ ○○○○○ ○○○ ○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○ ○○○○○ ○○○○ ○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○ ○○ ○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○ ○ ○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○○ ○○○○○ ○ ○○○○ ○○ ○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○ ○ ○○○○ ○○ ○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○	○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○ ○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第 3 期から 第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○	令和元年度市民税・県民

○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○	○○○○○○○○○○○	税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○ ○○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○	○○○ ○○○○○ ○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○○○○○ ○○	○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○ ○○○○○○○○○○○○ ○○○○○	○○○○○○○ ○○○ ○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○○○○○ ○○	○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○ ○○○ ○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○ ○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○	○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○ ○ ○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○ ○○○ ○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○○ ○○○○○ ○○○○ ○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○○ ○○○ ○○○○○ ○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで

○○○○○○○○○○	○○ ○○○○○ ○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○ ○ ○○○○○ ○ ○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○ ○○	○○○○○○○ ○○ ○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○○ ○○○ ○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○ ○	○○ ○○○○ ○ ○○○○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第3期から 第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○ ○○ ○○○	令和元年度（平成29年 度）市民税・県民税納税 通知書過年度随時4期
○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○ ○○ ○○	令和元年度（平成29年 度）市民税・県民税納税 通知書過年度随時4期
○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○ ○○○○○ ○○○ ○○	令和元年度（平成29年 度）市民税・県民税納税 通知書過年度随時4期
○○○○○○○○○○○○○○ ○	○ ○	令和元年度（平成29年 度）市民税・県民税納税 通知書過年度随時4期

津市告示第124号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定による指定特定相談支援事業者を次のとおり指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第2項の規定により告示する。

令和元年9月27日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
株式会社ウィズヒューマン
- 2 事業所の名称
相談支援事業所トモニプラン
- 3 事業所の所在地
津市観音寺町152番地
- 4 指定年月日
令和元年10月1日
- 5 指定事業の種類
特定相談支援
- 6 事業所番号
特定相談支援事業所 2430502787

津市告示第125号

令和元年10月1日施行予定の子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号。以下「改正法」という。）による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の2の規定に基づき、同法第30条の11第1項の施設等利用費の支給に係る施設として確認したので、同法第58条の11第1号及び改正法附則第2条の規定により告示する。

令和元年9月30日

津市長 前 葉 泰 幸

1 認可外保育施設

提供者名称	施設・事業所名称	施設・事業所所在地	確認年月日
医療法人熱田小児科クリニック	託児ルームたんぽぽ	津市大倉11番15号	令和元年9月30日
井村屋グループ株式会社	井村屋グループ株式会社アイアイキッズルーム	津市高茶屋五丁目6番58号 ヴィルグランディール内	令和元年9月30日
太田 順子	保育ルームエ〜ル	津市藤方1042番地1	令和元年9月30日
北 めぐみ	カラフルきっず	非公開※	令和元年9月30日
園部 風香	キッズライン（園部 風香）	非公開※	令和元年9月30日
一般財団法人近畿健康管理センター三重事業部	近畿健康管理センター三重事業部	津市あのとつ台四丁目1番地3	令和元年9月30日
株式会社厚生会	たけいちこどもの家	津市上弁財町9番36号	令和元年9月30日
独立行政法	独立行政法人国立	津市榊原町777番地	令和元年9月

人国立病院 機構榊原病 院	病院機構榊原病 院しらゆり保育所		30日
独立行政法 人国立病院 機構三重中 央医療セン ター	三重中央医療セン ターひまわり保育 園	津市久居明神町215 8番地5	令和元年9月 30日
株式会社S ANKI	のびのびキッズル ームの〜び〜ず	津市博多町3番15号	令和元年9月 30日
鈴木 明子	訪問保育hana bi	非公開※	令和元年9月 30日
ズーフォニ ックスアカ デミー三重	ズーフォニックス アカデミー三重	津市長岡町709番地 5	令和元年9月 30日
世古 亮子	保育ルームぼっぼ のおうち	津市渋見町15番地1 0	令和元年9月 30日
特定非営利 活動法人ど んぐりの会	乳幼児保育施設こ のみルーム	津市久居小野辺町98 4番地7	令和元年9月 30日
NPO法人 バンビーニ こども村保 育園	NPO法人バンビ ーニこども村保育 園	津市安濃町太田184 1番地3	令和元年9月 30日
みえ医療福 祉生活協同 組合	あひる保育所	津市柳山津興1535 番地34	令和元年9月 30日
国立大学法 人三重大学	国立大学法人三重 大学さつき保育園	津市江戸橋二丁目17 4番地	令和元年9月 30日
三重県	三重県立子ども心 身発達医療センタ ー院内保育所	津市大里窪田町340 番地5	令和元年9月 30日

三重県病院 事業管理者	三重県立こころの 医療センターつく しんぼ保育所	津市城山一丁目4番1 9号	令和元年9月 30日
三重中西金 属株式会社	NKCふれあい保 育園	津市久居新町650番 地	令和元年9月 30日
社会福祉法 人三重ベタ ニヤ	あいの園保育園	津市豊が丘五丁目47 番6-1号	令和元年9月 30日
三重ヤクル ト販売株式 会社	三重ヤクルト販売 株式会社津北セン ター	津市白塚町3584番 地1	令和元年9月 30日
三重ヤクル ト販売株式 会社	三重ヤクルト販売 株式会社津南セン ター	津市藤方1854番地 1	令和元年9月 30日
三重ヤクル ト販売株式 会社	三重ヤクルト販売 株式会社一志セン ター	津市一志町田尻29番 地1	令和元年9月 30日
株式会社ミ スタジオ イ&ミセス ジャム	キッズルーム・つ ぼみ-Confiture-	津市一身田大古曽13 25番地1	令和元年9月 30日
有限会社M IRAI	津みらい学園	津市一身田上津部田1 454番地3	令和元年9月 30日
株式会社メ ープルリー フ	三重インターナシ ヨナルスクール	津市南中央4番16号	令和元年9月 30日
株式会社わ かば	サンシャインスク ール	津市垂水874番地	令和元年9月 30日

※プライバシー保護の観点から非公開とする。連絡を取る必要がある場合は津市子育て推進課へ問い合わせること。

2 預かり保育事業

提供者名称	施設・事業所	施設・事業所所	確認年月日	一定の基準
-------	--------	---------	-------	-------

	名称	在地		※の適否
津市	津市立津みどりの森こども園	津市神戸332番地1	令和元年9月30日	否
津市	津市立香良洲浜っ子幼児園	津市香良洲町5722番地	令和元年9月30日	否
津市	津市立一志こども園	津市一志町高野1451番地	令和元年9月30日	否
津市	津市立白山こども園	津市白山町南出493番地	令和元年9月30日	否
学校法人藤学園	藤認定こども園	津市豊が丘二丁目57番5号	令和元年9月30日	適
社会福祉法人豊津児童福祉会	認定こども園 杜の街ゆたか園	津市河芸町杜の街一丁目1番地3	令和元年9月30日	適
社会福祉法人豊津児童福祉会	認定こども園 みらいの森ゆたか園	津市河芸町三行989番地	令和元年9月30日	適
社会福祉法人豊津児童福祉会	認定こども園 こどもの杜ゆたか園	津市一身田上津部田1715番地1	令和元年9月30日	適
社会福祉法人カトリック三重カリタス会	津カトリックこども園	津市西丸之内18番21号	令和元年9月30日	適
社会福祉法人ぼだいじ福祉会	ぼだいじこども園	津市南中央10番18号	令和元年9月30日	適
学校法人野辺野学園	NOBENOこども園	津市久居井戸山町860番地2	令和元年9月30日	適
学校法人山田学園	認定子供園清泉幼稚園	津市南丸之内9番12号	令和元年9月30日	適

学校法人近畿福音ルーテル学園	ルーテル二葉認定こども園	津市南が丘一丁目 17 番地	令和元年 9 月 30 日	適
社会福祉法人藤水福祉会	藤水保育園	津市藤方 153 1 番地	令和元年 9 月 30 日	適
社会福祉法人藤水福祉会	風の子藤水保育園	津市雲出島貫町 1735 番地 5	令和元年 9 月 30 日	適
社会福祉法人藤水福祉会	風の丘藤水保育園	津市戸木町 4607 番地	令和元年 9 月 30 日	適
社会福祉法人豊津児童福祉会	ゆたか認定こども園	津市河芸町中別保 1656 番地	令和元年 9 月 30 日	適
社会福祉法人すぎのこ福祉会	幼保連携型認定こども園すぎのこ保育園	津市久居中町 336 番地 4	令和元年 9 月 30 日	適
学校法人名古屋文化学園	津こども園	津市南河路 246 番地	令和元年 9 月 30 日	適

※令和元年 10 月 1 日施行予定の子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第 6 号）による改正後の子ども・子育て支援法施行規則第 28 条の 18 第 3 項

3 一時預かり事業

提供者名称	施設・事業所名称	施設・事業所所在地	確認年月日
津市	津市北口保育園	津市久居北口町 554 番地	令和元年 9 月 30 日
津市	津市野村保育園	津市久居野村町 568 番地 4	令和元年 9 月 30 日
津市	津市ひとみね保育園	津市久居一色町 934 番地	令和元年 9 月 30 日

津市	津市こべき保育園	津市久居元町 2 3 1 4 番地 1 7	令和元年 9 月 3 0 日
津市	津市北部保育園	津市久居北口町 8 5 9 番地 3	令和元年 9 月 3 0 日
津市	津市安濃保育園	津市安濃町曾根 7 1 0 番地 2	令和元年 9 月 3 0 日
津市	津市八知保育園	津市美杉町八知 5 5 1 6 番地 1	令和元年 9 月 3 0 日
津市	津市立津みどりの 森こども園	津市神戸 3 3 2 番地 1	令和元年 9 月 3 0 日
津市	津市立香良洲浜っ 子幼児園	津市香良洲町 5 7 2 2 番地	令和元年 9 月 3 0 日
津市	津市立一志こども 園	津市一志町高野 1 4 5 1 番地	令和元年 9 月 3 0 日
津市	津市立白山こども 園	津市白山町南出 4 9 3 番地	令和元年 9 月 3 0 日
社会福祉法 人白蓮福祉 会	津愛児園	津市桜橋三丁目 4 5 番 地 1	令和元年 9 月 3 0 日
社会福祉法 人洗心福祉 会	豊野保育園	津市一身田豊野 1 9 7 9 番地 1	令和元年 9 月 3 0 日
社会福祉法 人洗心福祉 会	はなこま保育園	津市高茶屋小森町 4 1 5 9 番地	令和元年 9 月 3 0 日
社会福祉法 人洗心福祉 会	第二はなこま保育 園	津市高茶屋小森上野町 7 7 8 番地	令和元年 9 月 3 0 日
社会福祉法 人洗心福祉 会	つまちなか保育園	津市大門 7 番 1 5 号 津センターパレス 4 F	令和元年 9 月 3 0 日
社会福祉法	認定こども園みら	津市河芸町三行 9 8 9	令和元年 9 月

人豊津児童 福祉会	いの森ゆたか園	番地	30日
社会福祉法 人豊津児童 福祉会	認定こども園こど もの杜ゆたか園	津市一身田上津部田1 715番地1	令和元年9月 30日
社会福祉法 人藤水福祉 会	藤水保育園	津市藤方1531番地	令和元年9月 30日

4 病児保育事業

提供者名称	施設・事業所名称	施設・事業所所在地	確認年月日
医療法人熱 田小児科ク リニック	津病児デイケアル ーム「ひまわり」	津市大倉13番14号	令和元年9月 30日
NPOどん ど	津病後児保育室 「HUG」	津市久居寺町1260 番地1	令和元年9月 30日

5 子育て援助活動支援事業

提供者名称	施設・事業所名称	施設・事業所所在地	確認年月日
特定非営利 活動法人津 こどもNP Oセンター	津市ファミリー・ サポート・センタ ー	津市大里窪田町270 9番地1	令和元年9月 30日
特定非営利 活動法人津 こどもNP Oセンター	津市子育て支援緊 急サポートネット ワーク	津市大里窪田町270 9番地1	令和元年9月 30日

津市告示第126号

令和元年10月1日施行予定の子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号。以下「改正法」という。）による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の2及び改正法附則第3条の規定に基づき、同法第30条の11第1項の施設等利用費の支給に係る施設として確認したので、同法第58条の11第1号及び改正法附則第2条の規定により告示する。

令和元年9月30日

津市長 前 葉 泰 幸

1 特定教育・保育施設以外の幼稚園

提供者名称	施設・事業所名称	施設・事業所所在地	確認年月日※
学校法人大川学園	大川幼稚園	津市大谷町240番地	令和元年10月1日
学校法人大川学園	津西幼稚園	津市河辺町2273番地8	令和元年10月1日
学校法人野辺野学園	のべの幼稚園	津市久居二ノ町1855番地	令和元年10月1日
国立大学法人三重大学	三重大学教育学部附属幼稚園	津市観音寺町523番地	令和元年10月1日
三重県	三重県立聾学校	津市藤方2304番地2	令和元年10月1日

※改正法附則第3条の規定に基づき、施行日に、改正法第30条の11第1項の確認があったものとみなす。

2 預かり保育事業

提供者名称	施設・事業所名称	施設・事業所所在地	確認年月日	一定の基準 ※の適否
津市	津市立棕本幼稚園	津市芸濃町棕本5132番地	令和元年9月30日	否
津市	津市立明幼稚園	津市芸濃町林325番地	令和元年9月30日	否

津市	津市立安西・雲林院幼稚園	津市芸濃町北神山 3 0 5 番地	令和元年 9 月 3 0 日	否
津市	津市立みさと幼稚園	津市美里町家所 2 0 5 4 番地	令和元年 9 月 3 0 日	否
津市	津市立村主幼稚園	津市安濃町連部 9 1 番地 5	令和元年 9 月 3 0 日	否
津市	津市立安濃幼稚園	津市安濃町内多 4 7 6 番地	令和元年 9 月 3 0 日	否
津市	津市立明合幼稚園	津市安濃町大塚 2 5 3 番地 2	令和元年 9 月 3 0 日	否
学校法人大川学園	大川幼稚園	津市大谷町 2 4 0 番地	令和元年 9 月 3 0 日	適
学校法人大川学園	津西幼稚園	津市河辺町 2 2 7 3 番地 8	令和元年 9 月 3 0 日	適
学校法人野辺野学園	のべの幼稚園	津市久居二ノ町 1 8 5 5 番地	令和元年 9 月 3 0 日	適
学校法人専修学園	高田幼稚園	津市一身田町 7 4 6 番地	令和元年 9 月 3 0 日	適
学校法人日本聖公会三重学園	聖ヤコブ幼稚園	津市丸之内 3 4 番 1 6 号	令和元年 9 月 3 0 日	適
学校法人松ヶ谷学園	ふたば幼稚園	津市白塚町 3 6 4 7 番地 1	令和元年 9 月 3 0 日	適

※令和元年 1 0 月 1 日施行予定の子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第 6 号）による改正後の子ども・子育て支援法施行規則第 2 8 条の 1 8 第 3 項

津市告示第 1 2 7 号

国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により、次の区域の地籍調査を実施するので、同法第 7 条の規定により、次のとおり告示する。

令和元年 9 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業計画が定められた年月日
令和元年 8 月 2 2 日
- 2 調査を行う者の名称
津市
- 3 調査地域
立成
- 4 調査期間
告示の日から令和 2 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 1 2 8 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 2 条第 2 項に基づき撤去し、保管している自転車について、同条例第 1 6
条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 9 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和元年 9 月 2 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和元年 9 月 2 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和元年 9 月 3 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和元年 9 月 6 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和元年 9 月 9 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	令和元年 9 月 1 3 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和元年 9 月 1 3 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 1 2 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 1 項及び津市財政公表条例（平成 1 8 年津市条例第 5 1 号）第 3 条の規定により、令和元年 8 月 3 1 日現在の財政状況を次のとおり告示する。

令和元年 9 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

公表内容

- 1 会計別歳入歳出予算の執行状況
- 2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況
- 3 市債の状況
- 4 基金の状況
- 5 市有財産の状況
- 6 市税の負担状況

1 会計別歳入歳出予算の執行状況

令和元年8月31日現在

(単位:千円)

会 計 名	歳 入			歳 出		
	予算現額	収入済額	比率	予算現額	支出済額	比率
一 般 会 計	119,823,447	40,226,450	33.6%	119,823,447	30,764,782	25.7%
国民健康保険事業 特 別 会 計 (事 業 勘 定)	28,035,626	8,716,814	31.1%	28,035,626	7,705,314	27.5%
国民健康保険事業 特 別 会 計 (直営診療施設勘定)	59,326	11,790	19.9%	59,326	11,880	20.0%
介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	28,386,411	10,150,164	35.8%	28,386,411	9,505,095	33.5%
後期高齢者医療事業 特 別 会 計	6,421,141	1,001,588	15.6%	6,421,141	1,795,865	28.0%
市 営 浄 化 槽 事 業 特 別 会 計	450,481	25,131	5.6%	450,481	94,299	20.9%
共同污水处理施設事業 特 別 会 計	102,062	26,400	25.9%	102,062	25,012	24.5%
農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	579,714	41,060	7.1%	579,714	59,683	10.3%
土 地 区 画 整 理 事 業 特 別 会 計	351,470	16,552	4.7%	351,470	61,838	17.6%
住宅新築資金等貸付 事 業 特 別 会 計	37,647	28,979	77.0%	37,647	2,415	6.4%
棕 本 財 産 区 特 別 会 計	502	5	1.0%	502		0.0%

2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況

令和元年8月31日現在

(1) 収 入

単位：千円

区 分	予算現額 A	収入済額 B	率 (B/A) %
1 市 税	40,899,229	22,524,567	55.1%
2 地 方 譲 与 税	973,020	266,885	27.4%
3 利 子 割 交 付 金	72,000	16,412	22.8%
4 配 当 割 交 付 金	160,000	63,242	39.5%
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	75,000		0.0%
6 地 方 消 費 税 交 付 金	5,070,000	1,337,092	26.4%
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	251,000	116,537	46.4%
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	160,000	123,007	76.9%
9 環 境 性 能 割 交 付 金	64,017		0.0%
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	43,000		0.0%
11 地 方 特 例 交 付 金	350,000	118,270	33.8%
12 地 方 交 付 税	18,000,000	8,646,674	48.0%
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	35,000		0.0%
14 分 担 金 及 び 負 担 金	1,071,508	481,190	44.9%
15 使 用 料 及 び 手 数 料	1,998,024	674,056	33.7%
16 国 庫 支 出 金	16,852,631	4,000,123	23.7%
17 県 支 出 金	7,322,675	709,649	9.7%
18 財 産 収 入	220,189	96,694	43.9%
19 寄 附 金	78,692	40,943	52.0%
20 繰 入 金	7,475,641		0.0%
21 繰 越 金	700,096	769,579	109.9%
22 諸 収 入	959,025	241,530	25.2%
23 市 債	16,992,700		0.0%
合 計	119,823,447	40,226,450	33.6%

(2) 支 出

単位：千円

区 分	予算現額 A	支出済額 B	比率 (B/A) %
1 議 会 費	597,380	273,912	45.9%
2 総 務 費	19,507,934	6,115,669	31.3%
3 民 生 費	41,543,178	11,484,947	27.6%
4 衛 生 費	9,807,568	2,223,679	22.7%
5 労 働 費	57,506	47,351	82.3%
6 農 林 水 産 業 費	2,640,360	427,479	16.2%
7 商 工 費	1,712,398	477,352	27.9%
8 土 木 費	15,169,929	3,725,890	24.6%
9 消 防 費	3,958,065	1,404,257	35.5%
10 教 育 費	13,809,812	4,525,008	32.8%
11 災 害 復 旧 費	144,947	47,894	33.0%
12 公 債 費	10,752,270	11,344	0.1%
13 諸 支 出 金	22,100		0.0%
14 予 備 費	100,000		0.0%
合 計	119,823,447	30,764,782	25.7%

3 市債の状況

令和元年8月31日現在

会 計 別	区 分	未償還残高 (千円)	構成比 (%)
一般会計	1 普 通 債	53,134,274	49.4
	(1) 総 務	17,698,235	16.4
	(2) 民 生	1,813,398	1.7
	(3) 衛 生	8,879,780	8.2
	(4) 農 林 水 産 業	835,297	0.8
	(5) 商 工	198,979	0.2
	(6) 土 木	10,728,589	10.0
	(7) 消 防	2,032,001	1.9
	(8) 教 育	10,947,995	10.2
	2 災 害 復 旧 債	720,518	0.6
	(1) 農 林 水 産 業	37,608	0.0
	(2) 土 木	682,910	0.6
	3 そ の 他	53,892,705	50.0
	(1) 臨 時 財 政 対 策 債	52,741,098	48.9
	(2) そ の 他	1,151,607	1.1
	計	107,747,497	100.0
	国 民 健 康 保 険	11,000	0.2
	市 営 浄 化 槽	170,850	3.9
	農 業 集 落 排 水	2,663,390	60.9
	土 地 区 画 整 理	1,517,129	34.7
	住 宅 新 築 資 金 等 貸 付	13,600	0.3
	計	4,375,969	100.0
合 計		112,123,466	

令和元年8月31日現在 一時借入金 0千円

4 基金の状況

令和元年8月31日現在

単位：千円

種 別	積立金現在高
財 政 調 整 基 金	10,936,420
減 債 基 金	1,766,917
棕 本 財 産 区 財 政 調 整 基 金	15,029
国 際 交 流 推 進 基 金	217,753
国 民 健 康 保 険 事 業 運 営 基 金	1,065,736
介 護 保 険 事 業 運 営 基 金	1,925,957
青 山 高 原 保 健 保 養 地 管 理 基 金	24,911
農 業 集 落 排 水 事 業 基 金	7,981
緑 化 基 金	113,630
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業 基 金	1
文 化 振 興 基 金	213,259
ま ち づ く り 振 興 基 金	2,833,201
ふ る さ と 津 か が や き 基 金	95,065
公 共 施 設 整 備 基 金	903,508
環 境 対 策 推 進 基 金	64
過 疎 地 域 振 興 事 業 基 金	297,312
市 営 浄 化 槽 事 業 基 金	30,378
合 計	20,447,122

5 市有財産の状況

令和元年8月31日現在

有 価 証 券 等	2,372,566千円
自 動 車	676台
建 物	1,091,011.45㎡
土 地	21,412,822.49㎡

*公営企業会計保有分除く

6 市税の負担状況

令和元年8月31日現在

1 人 当 た り	税 目	1 世 帯 当 た り
68,626 円	市 民 税	151,139 円
61,564 円	固 定 資 産 税	135,585 円
7,765 円	都 市 計 画 税	17,102 円
5,856 円	市 た ば こ 税	12,897 円
2,749 円	軽 自 動 車 税	6,054 円
134 円	入 湯 税	294 円
214 円	そ の 他	471 円
146,908 円	計	323,542 円

※人口278,400人、世帯数126,411世帯（令和元年8月31日現在）にて算出しています。

津市公告第 6 9 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和元年 9 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

令和元年 9 月 1 3 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市あのかつ台三丁目地内（中勢北部サイエンスシティ第 1 期事業 3 - 8 工区）

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市あのかつ台四丁目 6 番地 1

津市土地開発公社

理事長 盆野 明弘

津市公告第 7 0 号

令和元年 9 月 2 9 日に執行する津都市計画事業津駅前北部土地区画整理審議会の委員の選挙について、土地区画整理法施行令（昭和 3 0 年政令第 4 7 号）第 2 4 条第 2 項の規定により立候補の届出のありました候補者は、次のとおりですので、同条第 5 項の規定により公告します。

令和元年 9 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 宅地の所有者のうちから選挙される委員の候補者

氏名又は名称	住所又は所在地
浪方 一男	津市栄町四丁目 1 4 3 番地 2
大森 芳幸	津市大谷町 2 0 8 番地 8 1
山谷 敏己	津市上浜町一丁目 1 6 7 番地
永田 正博	津市上浜町一丁目 2 6 番地
前田 和男	津市栄町四丁目 6 9 番地
木本 弘	津市栄町四丁目 7 7 番地 2
公益社団法人三重県宅地建物取引業協会	津市上浜町一丁目 6 番 1

2 宅地について借地権を有する者のうちから選挙される委員の候補者

名称	所在地
株式会社別府商店	津市上浜町一丁目 1 7 9 番地

津市公告第 7 1 号

令和元年 9 月 2 9 日に執行する津都市計画事業津駅前北部土地区画整理審議会の委員の選挙のうち宅地の所有者のうちから選挙される委員の選挙については、届出のありました候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないことから、当該選挙に係る投票を行いませんので、土地区画整理法施行令（昭和 3 0 年政令第 4 7 号）第 2 6 条の規定により公告します。

令和元年 9 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 7 2 号

令和元年 9 月 2 9 日に執行する津都市計画事業津駅前北部土地区画整理審議会の委員の選挙のうち宅地について借地権を有する者のうちから選挙される委員の選挙については、届出のありました候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないことから、当該選挙に係る投票を行いませんので、土地区画整理法施行令（昭和 3 0 年政令第 4 7 号）第 2 6 条の規定により公告します。

令和元年 9 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第73号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

令和元年9月24日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 令和元年9月17日
- 2 抑留期間 令和元年9月26日まで

捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
津市白山町八対野	雑種	黒茶白	メス	中	91日以上	首輪なし

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 059-229-3282
三重県津保健所 衛生指導課
電話 059-223-5112

津市公告第 7 4 号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）第 3 6 条第 2 項の規定に基づく負傷動物の収容について通知がありましたので公告します。

令和元年 9 月 2 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 収容日 令和元年 9 月 1 7 日
- 2 収容期間 令和元年 9 月 2 6 日まで

収容した場所	動物種及び種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
津市白山町南 家城	猫（雑種）	三毛	メス	中	9 1 日 以上	首輪な し

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2
三重県津保健所 衛生指導課
電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 1 2

津市公告第 7 5 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和元年 9 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和元年 9 月 2 0 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市高茶屋一丁目 4 8 3 番ほか 2 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
三重郡朝日町大字縄生 3 4 2 番地 1
株式会社高橋地所
代表取締役 高橋 松太郎

津市公告第 7 6 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

令和元年 9 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和元年度営財管補継第40号
津市本庁舎大規模改修その他工事
- (2) 工事場所 津市西丸之内地内
- (3) 工事概要 新築
キュービクル棟 鉄骨造2階建 延面積300m²
思いやり駐車場 鉄骨造平家建 延面積36m²
改修
(防水改修、建具改修、内外装改修、塗装改修、躯体改修)
外構
※上記に係る建築工事等 一式
- (4) 工期 本契約の締結の日から起算して625日間
- (5) 予定価格 1,599,409,000円(税抜き)

2 入札参加者に必要な資格

本件入札は、特定建設工事共同企業体による入札としますので、本件入札に参加できる者については、本件入札に係る公告日から本契約の締結日まで
の間において、特定建設工事共同企業体の構成員全員が次に掲げる条件を全
て満たし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた特定建設工事共同企業体
とします。

(1) 特定建設工事共同企業体の構成員共通の資格要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定
に該当しない者

イ 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領(平成18年1月1日施
行。以下「要領」といいます。)第4条第1項に掲げる要件を備えてい
る者

ウ 要領第4条第2項各号の一に該当しない者

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申
立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始
の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の
申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会
社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第8
7号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)
に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

(2) 特定建設工事共同企業体の構成に関する事項

特定建設工事共同企業体の結成に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ア 構成員の数は2者とし、代表構成員及び第2構成員においては、各1者の組み合わせで自主結成すること。
- イ 運営形態は、全ての構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式であること。
- ウ 構成員の出資比率の最小限度基準は、20%以上であること。
- エ 構成員は、本工事について他の特定建設工事共同企業体の構成員でないこと。
- オ 共同企業体の構成員間で、実質的に経営が同一（当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている場合、若しくは当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合など、入札に参加する他の入札参加者との間に資本的又は人的関係がある者）でないこと。
- カ 構成員の変更は、原則として認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、津市と協議を行ってください。

(3) 特定建設工事共同企業体の存続期間

本工事の請負契約の相手方となった特定建設工事共同企業体については、成立してから本工事の請負契約の履行完了後3か月を経過するまで存続すること。また、本工事の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体は、本件入札に係る本契約が締結された日又は締結される見込みがなくなった日までを存続期間とすること。

(4) 代表構成員の資格要件

代表構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ア 津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登録されている者

- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者
 - ウ 三重県、愛知県又は岐阜県内に本店又は支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいいます。）を有する者
 - エ 審査基準日が平成29年10月1日から平成30年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の建築一式工事の総合評定値が、1,200点以上の者
 - オ 構成員のうち施工能力及び出資比率が最大の者（出資比率が同等の場合は、施工能力の大きい者）
 - カ 官公庁等で発注された工事で、次の元請実績を有する者（共同企業体による工事の場合は、出資比率が20%以上とします。）
 - ・契約金額14億1,000万円以上の建築物の居ながら改修工事（居ながら改修工事とは、業務を継続しながら内部等の改修を行う工事をいい、耐震補強工事等を含みます。）
 - キ 本工事の施工現場に、一級建築施工管理技士又は一級建築士で、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できること。（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していること。）
 - ク 上記(4)キに掲げる者は、代表構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にある者に限ります。）
- (5) 第2構成員の資格要件
- 第2構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。
- ア 津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登載されている者
 - イ 建設業法第3条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者
 - ウ 本市の区域内に本店を有する者
 - エ 建築一式工事に係る格付区分がAの者
 - オ 本工事の施工現場に、一級建築施工管理技士又は一級建築士を専任で配置できること。（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事してい

る場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していること。)

カ 上記(5)オに掲げる者は、第2構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。(本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にある者に限ります。)

3 入札参加資格審査申請書等の配付

- (1) 配付期間 令和元年9月30日(月)から同年10月18日(金)まで
- (2) 配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当又は津市ホームページ「入札情報」からダウンロード

4 入札参加資格審査申請書等の提出等

入札参加者は、上記2に定めるところに従い特定建設工事共同企業体を結成した上、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の認定を受けなければなりません。

なお、提出期間に当該書類等を提出しない特定建設工事共同企業体又は本件入札の参加資格が認定されなかった特定建設工事共同企業体は、本件入札に参加することはできません。

- (1) 提出期間 令和元年9月30日(月)から同年10月18日(金)午後5時まで

- (2) 提出先 津市総務部調達契約課工事契約担当

- (3) 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。

- (4) 提出書類

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書の写し

ウ 使用印鑑届

エ 委任状

オ 特定建設工事共同企業体構成員の状況調書

カ 配置予定技術者等届出書

キ 上記2(4)カに規定する施工実績を証する書類(施工実績届出書及び工事内容等が確認できる書類)

ク 各構成員の特定建設業の許可証の写し

ケ 各構成員の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(審査基準日が平成29年10月1日から平成30年9月30日までのもの)

コ 配置予定技術者の資格証の写し

- サ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類
- シ 各構成員の営業所専任技術者証明書の写し（建設業許可申請に必要な営業所の専任技術者調書の写し）
- ス 施工計画書
- セ 宣誓書

(5) 入札参加資格審査結果の通知

- ア 入札参加資格の審査結果は、令和元年10月28日（月）までに代表構成員に対し、特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書により通知します。
- イ 入札参加者は、入札参加資格が認定されなかった場合、特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書を受けとった日の翌日から2日以内に書面により説明を求めることができます。

5 設計図書の閲覧等

(1) 閲覧

- ア 閲覧期間 令和元年9月30日（月）から同年11月6日（水）まで
- イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当及び津市ホームページ「入札情報」

(2) 購入

- ア 購入期間 上記(1)アに同じ
- イ 購入場所 津市一志町井関96番地1
創作工房ネオ（電話 059-293-6100）

6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

- ア 質問受付 令和元年10月8日（火）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。
なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。
- イ 回答方法 令和元年10月15日（火）までに津市ホームページ「入札情報」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 令和元年１０月２１日（月）正午までに指定の質問書によりＦＡＸ又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。

なお、ＦＡＸの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和元年１０月２８日（月）までに津市ホームページ「入札情報」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

(1) 入札書の郵送期間

特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書受領の日から令和元年１１月６日（水）までに必着

(2) 入札書の郵送提出先

〒５１４－８７９９ 日本郵便（株）津中央郵便局留 津市役所調達契約課宛

8 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和元年１１月８日（金）午前９時から

(2) 場所 津市本庁舎７階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除します。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、津市契約規則（平成１８年津市規則第４０号。以下「規則」といいます。）第２７条第１項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第２８条第１項第１号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第２号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、該当者に連絡します。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- (3) 申請書類等に不備があるとき。
- (4) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (5) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (6) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (7) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (8) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (9) 入札書に入札者（構成員全社）の記名押印のないとき。
- (10) 入札金額を訂正しているとき。
- (11) 入札書の日付がない又は特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (12) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (13) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (14) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (15) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (16) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (17) 積算内訳書に入札者（代表構成員）の記名押印のないとき。
- (18) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (19) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (20) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第 12 条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、共同企業体の名称、各構成員の所在地、各構成員の名称、各構成員の代表者氏名、各構成員の印、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。
なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、3箇所を封印をしてください。
- (2) 前金払 有
- (3) 部分払 有（1回）
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。
なお、落札者となるべき同価格の入札者が 2 者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。
- (6) 本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年津市条例第 53 号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締

結し、当該議決を経た後直ちに本契約とします。

- (7) この入札に係る費用は、全て入札参加者の負担とします。
- (8) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。
なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。
- (9) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成18年1月1日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。
- (10) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 059-229-3122

FAX 059-229-3333

津市公告第 7 7 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和元年 9 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

501093005

公 告 日	令和元年9月30日		業 務 担 当 課		営繕課	
業 務 名	令和元年度営一地第1－20号 旧介護認定審査事務所解体工事に係る設計業務委託					
業 務 場 所	津市 一志町八太		地内			
業 務 概 要	解体 旧介護認定審査事務所 鉄筋コンクリート造3階建 延面積866m2 倉庫、駐輪場、外構等 ※上記に係る設計業務委託 一式					
期 間	契約締結の日から 令和2年3月9日 まで					
発 注 業 種	建築関係コンサルタント					
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業種	建築関係コンサルタント		部門	建築一般
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店				
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること			
	同種業務 実績要件					
	技術者要件	主任技術者	一級建築士（本市発注業務における専任配置）			
その他要件						
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から		令和元年10月11日	まで	
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から		令和元年10月11日	まで	
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100				
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和元年10月3日		午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	令和元年10月8日		ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059－229－3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）				
	提 出 期 限	令和元年10月11日		必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和元年10月16日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室					
予 定 価 格	1,668,000 円 （税抜き）					
最低制限価格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	免 除					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書（2）においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ※本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

501093006

公 告 日	令和元年9月30日		業 務 担 当 課	建設整備課		
業 務 名	令和元年度建整道新補第1－1号 井生波瀬線道路詳細設計等業務委託					
業 務 場 所	津市 一志町井生		地内			
業 務 概 要	道路詳細設計 0.51km					
期 間	契約締結の日から 令和2年2月28日 まで					
発 注 業 種	土木関係コンサルタント					
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業 種	土木関係コンサルタント		部 門	道路
		建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店				
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること			
	同種業務 実績要件					
	技術者要件	主任技術者	同業種（同部門）に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者（本市発注業務における専任配置）			
		照査技術者	同業種（同部門）に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者			
その他要件						
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和元年10月11日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和元年10月11日 まで				
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100				
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和元年10月3日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）				
	回 答 日	令和元年10月8日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059－229－3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）				
	提 出 期 限	令和元年10月11日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和元年10月16日 午前9時10分 津市役所（本庁舎）7階 入札室					
予 定 価 格	6,070,000 円 （税抜き）					
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書（2）においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ※本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

501093007

公 告 日	令和元年9月30日		業 務 担 当 課		下水道建設課	
業 務 名	令和元年度下建維補第 1－2 号 災害用仮設便所実施設計業務委託					
業 務 場 所	津市 半田ほか 4 町					地内
業 務 概 要	下水道施設設計 災害用仮設便所実施設計 5箇所					
期 間	契約締結の日から 令和2年1月31日 まで					
発 注 業 種	土木関係コンサルタント					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	登録要件	業種	土木関係コンサルタント		部門	下水道
		建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第 2 条第 1 項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店又は市内支店等				
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店		営業収入金額を有すること		
		市内支店等		営業収入金額を有し、5 千万円未満であること		
	同種業務 実績要件					
	技術者要件	管理技術者	同業種（同部門）に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者（本市発注業務における専任配置）			
		照査技術者	同業種（同部門）に係る技術士、技術管理者又はR C C Mのいずれかの者			
その他要件						
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和元年10月11日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和元年10月11日 まで				
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 Tel059-293-6100				
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和元年10月3日 午後 5 時 まで（指定の質問書を使用すること）				
	回 答 日	令和元年10月8日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎 7 階） F A X 059－229－3333				
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）				
	提 出 期 限	令和元年10月11日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和元年10月16日 午前9時20分 津市役所（本庁舎）7 階 入札室					
予 定 価 格	8,278,000 円 （税抜き）					
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4 入札書（2）においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。 ※本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。 ・当工事の発注者（契約相手方）は、「津市上下水道事業管理者」です。					

事後審査型条件付一般競争入札

501093008

公 告 日	令和元年9月30日		業 務 担 当 課	建設整備課		
業 務 名	令和元年度建整特第1－3号 半田久居線地質調査業務委託					
業 務 場 所	津市 半田		地内			
業 務 概 要	機械ボーリング 72m					
期 間	契約締結の日から 令和2年2月28日 まで					
発 注 業 種	地質調査					
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業種	地質調査		部門	地質調査
		地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店又は市内支店等				
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること			
		市内支店等	営業収入金額が5億円以上であること			
	同種業務 実績要件					
	技術者要件	主任技術者	同業種の技術者（本市発注業務における専任配置）			
その他要件						
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和元年10月11日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和元年10月11日 まで				
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100				
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和元年10月3日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）				
	回 答 日	令和元年10月8日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059－229－3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）				
	提 出 期 限	令和元年10月11日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和元年10月16日 午前9時40分 津市役所（本庁舎）7階 入札室					
予 定 価 格	8,999,000 円 （税抜き）					
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書（2）においては、次のとおり読み替えるものとする。 <u>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</u> ※本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

501093009

公 告 日	令和元年9月30日		工 事 担 当 課	下水道建設課	
工 事 名	令和元年度下建ボ第1－2号 白塚新町ポンプ場沈砂池しゅんせつ業務委託				
工事場所	津市 白塚町		地内		
工事概要	機械しゅんせつ工 60m3				
工 期	契約締結の日から 令和元年12月13日 まで				
発注業種	しゅんせつ				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	なし			
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】	【地区】		【格付】
		【ブロック】	【地区】		【格付】
		【ブロック】	【地区】		【格付】
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	・産業廃棄物の収集及び運搬の許可を有すること ・しゅんせつ機械(強力吸引車)を有すること ・経営事項審査において当該業務に係る年平均完成工事高を有すること (審査基準日:平成29年10月1日～平成30年9月30日)				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年10月11日 まで			
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年10月11日 まで			
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100			
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年10月3日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回答日	令和元年10月8日 ホームページにて回答			
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059－229－3333			
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提出期限	令和元年10月11日 必着			
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開札日時及び場所	令和元年10月16日 午前9時50分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予定価格	2,347,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	無				
入札保証金	免除				
契約保証金	免除				
前金払	無				
部分払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。				

事後審査型条件付一般競争入札

501093010

公 告 日	令和元年9月30日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和元年度北道維第 2 6 号 芸濃町萩野地内道路修繕工事				
工 事 場 所	津市 芸濃町萩野 地内				
工 事 概 要	表層 48m2 側溝工 60m 集水桝・マンホール工 1箇所				
工 期	契約締結の日から 令和2年1月31日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】 安芸	【地区】 芸濃	【格付】 D・C・B・A2・A1	
		【ブロック】 安芸	【地区】 河芸・美里・安濃	【格付】 D	
		【ブロック】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和元年10月11日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和元年10月11日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 Tel059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和元年10月3日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和元年10月8日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059－229－3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和元年10月11日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和元年10月16日 午前10時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	2,750,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入 札 保 証 金	免 除				
契 約 保 証 金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書（2）においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

501093011

公 告 日	令和元年9月30日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和元年度南道維第 1 0 号 白山町三ヶ野地内道路修繕工事				
工 事 場 所	津市 白山町三ヶ野 地内				
工 事 概 要	側溝工 6m 集水桝・マンホール工 1箇所 表層 30m2				
工 期	契約締結の日から 令和2年1月24日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】白山	【格付】D・C・B・A2・A1	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】一志・美杉	【格付】D	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和元年10月11日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和元年10月11日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和元年10月3日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和元年10月8日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和元年10月11日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和元年10月16日 午前10時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	1,819,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入 札 保 証 金	免 除				
契 約 保 証 金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

501093012

公 告 日	令和元年9月30日	工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和元年度南道維第9号 久居明神町地内道路修繕工事			
工 事 場 所	津市 久居明神町	地内		
工 事 概 要	側溝工 106m 集水桝・マンホール工 2箇所 表層 75m2			
工 期	契約締結の日から 令和2年2月14日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】久居	【地区】久居	【格付】D・C・B
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和元年10月11日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和元年10月11日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和元年10月3日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和元年10月8日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和元年10月11日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和元年10月16日 午前10時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	6,032,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

501093013

公 告 日	令和元年9月30日		工 事 担 当 課	下水道建設課	
工 事 名	令和元年度下建公第 1 0 号 一志第 3 － 2 処理分区公共下水道工事				
工 事 場 所	津市 一志町田尻		地内		
工 事 概 要	管布設工 (管径150mm) 55m 組立マンホール工 1箇所 小型マンホール工 2箇所 ます設置工 1箇所				
工 期	契約締結の日から 令和2年1月31日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】 久居	【地区】 一志	【格付】 D・C・B・A2・A1	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】 久居	【地区】 白山・美杉	【格付】 D	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者 (実務経験) 以上の者 (本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和元年10月11日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和元年10月11日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 Tel059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和元年10月3日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和元年10月8日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) F A X 059－229－3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和元年10月11日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便 (株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和元年10月16日 午前10時30分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室				
予 定 価 格	7,159,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書 (2) においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ・当工事の発注者 (契約相手方) は、「津市上下水道事業管理者」です。				

事後審査型条件付一般競争入札

501093014

公 告 日	令和元年9月30日	工 事 担 当 課	農業基盤整備課	
工 事 名	令和元年度農基補第5号 殿村地内水路改修工事			
工 事 場 所	津市 殿村	地内		
工 事 概 要	プレキャスト開渠工 66.9m			
工 期	契約締結の日から 令和2年1月28日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和元年10月11日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和元年10月11日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和元年10月3日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和元年10月8日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和元年10月11日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和元年10月16日 午前10時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	3,114,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	免 除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

501093015

公 告 日	令和元年9月30日	工 事 担 当 課	農業基盤整備課	
工 事 名	令和元年度農基補第6号 渋見町地内水路改修工事			
工 事 場 所	津市 渋見町	地内		
工 事 概 要	プレキャスト開渠工 62.5m			
工 期	契約締結の日から 令和2年2月7日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和元年10月11日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和元年10月11日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和元年10月3日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和元年10月8日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和元年10月11日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和元年10月16日 午前11時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	3,589,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	免 除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

501093016

公 告 日	令和元年9月30日		工 事 担 当 課	河川排水推進室	
工 事 名	令和元年度河川商労第 1 号 お城東駐車場出入口改修（舗装）工事				
工 事 場 所	津市 丸之内		地内		
工 事 概 要	表層 95m2 ループコイル埋設 4箇所				
工 期	契約締結の日から 令和元年12月6日 まで				
発 注 業 種	舗装				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】 C	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和元年10月11日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和元年10月11日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和元年10月3日 午後 5 時 まで （指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和元年10月8日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和元年10月11日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和元年10月16日 午前11時20分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	1,954,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書（2）においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

501093017

公 告 日	令和元年9月30日		工 事 担 当 課	下水道建設課
工 事 名	令和元年度下建公第 1 1 号 野村第二排水区雨水管渠築造工事に伴う舗装復旧工事			
工 事 場 所	津市 久居野村町		地内	
工 事 概 要	表層 954m2			
工 期	契約締結の日から 令和2年1月20日 まで			
発 注 業 種	舗装			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾞﾛｯｸ】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】 B ・ A
		【ﾌﾞﾛｯｸ】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里	【格付】 B ・ A
		【ﾌﾞﾛｯｸ】安芸	【地区】安濃	【格付】 B
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和元年10月11日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和元年10月11日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 Tel059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和元年10月3日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和元年10月8日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059－229－3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和元年10月11日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和元年10月16日 午前11時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	6,805,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入 札 保 証 金	免 除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ・当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。			

事後審査型条件付一般競争入札

501093018

公 告 日	令和元年9月30日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和元年度南公安第1号 藤水雲出線ほか4線交通安全施設（区画線）修繕工事				
工 事 場 所	津市 雲出長常町ほか5町		地内		
工 事 概 要	区画線工 7, 977m				
工 期	契約締結の日から 令和2年2月3日 まで				
発 注 業 種	塗装				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	A 1 ・ A 2			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】		【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】		【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】		【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間(平成21年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 塗装工事で発注された路面標示・ライン設置工事等(舗装工事等に含まれるものを除く)			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和元年10月11日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和元年10月11日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和元年10月3日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和元年10月8日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和元年10月11日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和元年10月16日 午後1時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	6,499,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入 札 保 証 金	免 除				
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

501093019

公 告 日	令和元年9月30日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和元年度北事推第1号 津市モーターボート競走場駐車場（区画線）改修工事				
工 事 場 所	津市 藤方		地内		
工 事 概 要	区画線工 11,730m				
工 期	契約締結の日から 令和2年2月21日 まで				
発 注 業 種	塗装				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	A 1・A 2			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】		【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】		【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】		【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間(平成21年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 塗装工事で発注された路面標示・ライン設置工事等(舗装工事等に含まれるものを除く)			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和元年10月11日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和元年10月11日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和元年10月3日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和元年10月8日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和元年10月11日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和元年10月16日 午後1時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	6,835,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入 札 保 証 金	免 除				
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

501093020

公 告 日	令和元年9月30日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	令和元年度営地調第 4 1 号 津市中央市民館多目的便所設置工事			
工 事 場 所	津市 愛宕町	地内		
工 事 概 要	改修 (建具改修、内装改修、躯体改修) ※上記に係る建築工事等 一式			
工 期	契約締結の日から 令和2年1月24日 まで			
発 注 業 種	建築一式			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】 津・香良洲	【地区】 津・香良洲	【格付】 D・C
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和元年10月11日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和元年10月11日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和元年10月3日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和元年10月8日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和元年10月11日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和元年10月16日 午後1時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	7,204,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

501093021

公 告 日	令和元年9月30日	工 事 担 当 課	建設整備課	
工 事 名	令和元年度建整南第1号 美杉町下之川地内道路照明灯整備工事			
工 事 場 所	津市 美杉町下之川 地内			
工 事 概 要	照明工 2基			
工 期	契約締結の日から 令和2年1月31日 まで			
発 注 業 種	電気			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】久居	【地区】美杉・久居・一志・白山	【格付】A1・A2
		【ブロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】A1・A2
		【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A1・A2
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和元年10月11日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和元年10月11日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和元年10月3日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和元年10月8日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和元年10月11日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和元年10月16日 午後1時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	2,429,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	免 除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

501093022

公 告 日	令和元年9月30日	工 事 担 当 課	下水道施設課	
工 事 名	令和元年度下施雨ボ第2－2号 桜橋ポンプ場（新館）電気設備（蓄電池等）取替修繕			
工 事 場 所	津市 桜橋三丁目 地内			
工 事 概 要	電気設備取替修繕 一式 触媒栓式据置アルカリ蓄電池（1セル/個） 86個			
工 期	契約締結の日から 令和2年3月13日 まで			
発 注 業 種	電気			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等		
	格 付 要 件	なし		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【フロック】	【地区】	【格付】
		【フロック】	【地区】	【格付】
		【フロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間（平成21年度以降）に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 電気工事で発注された蓄電池設備の製作、据付工事又は修繕で契約金額が720万円以上		
	技術者要件	主任（監理）技術者	同業種の技術者（実務経験）以上の者（本市発注工事における専任配置）	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること （審査基準日：平成29年10月1日～平成30年9月30日）			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和元年10月11日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和元年10月11日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 Tel059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和元年10月3日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	令和元年10月8日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059－229－3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	令和元年10月11日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和元年10月16日 午後1時40分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	8,161,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	無			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書（2）においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ・当工事の発注者（契約相手方）は、「津市上下水道事業管理者」です。			

事後審査型条件付一般競争入札

501093023

公 告 日	令和元年9月30日		工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	令和元年度営教総第 4 3 号 津市立村主小学校防水改修工事				
工 事 場 所	津市 安濃町連部		地内		
工 事 概 要	防水改修工事 一式				
工 期	契約締結の日から 令和2年1月14日 まで				
発 注 業 種	防水				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	A 1			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和元年10月11日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和元年10月11日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和元年10月3日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和元年10月8日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和元年10月11日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和元年10月16日 午後1時50分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	12,897,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

501093024

公 告 日	令和元年9月30日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和元年度北道維第 2 7 号 納所町ほか 4 町地内道路修繕工事				
工 事 場 所	津市 納所町ほか 4 町		地内		
工 事 概 要	表層 281m2 側溝工 78m 集水桝・マンホール工 1箇所 防止柵工 21m				
工 期	契約締結の日から 令和2年2月21日 まで				
発注業種	土木一式				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】 津・香良洲	【地区】 津・香良洲	【格付】 C	
		【ブロック】	【地区】	【格付】	
		【ブロック】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年10月18日 まで			
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年10月18日 まで			
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100			
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年10月9日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回答日	令和元年10月15日 ホームページにて回答			
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333			
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提出期限	令和元年10月18日 必着			
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開札日時及び場所	令和元年10月23日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予定価格	13,392,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前金払	有				
部分払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

501093025

公 告 日	令和元年9月30日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和元年度北道維環第 6 号 垂水高茶屋駅線及び青谷御殿場海岸線道路整備工事				
工 事 場 所	津市 垂水及び藤方		地内		
工 事 概 要	側溝工 243m 集水桝・マンホール工 10箇所 表層 454m2				
工 期	契約締結の日から 令和2年3月6日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】 津・香良洲	【地区】 津・香良洲	【格付】 C	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和元年10月18日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和元年10月18日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和元年10月9日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和元年10月15日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和元年10月18日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和元年10月23日 午前9時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	18,454,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入 札 保 証 金	免 除				
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

501093026

公 告 日	令和元年9月30日		工 事 担 当 課		建設整備課	
工 事 名	令和元年度建整道新第2号 高野尾町芸濃線道路改良工事					
工事場所	津市 高野尾町					地内
工 事 概 要	プレキャスト擁壁工 39m					防止柵工 58m
	現場打水路工 25m					
	側溝工 26m					
	集水桝・マンホール工 1箇所					
	表層 411m ²					
工 期	契約締結の日から					令和2年2月28日 まで
発注業種	土木一式					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲		【格付】 C	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】		【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】		【格付】	
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他要件					
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から				令和元年10月18日 まで
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設計図書 の 購 入	購入期間	本公告の日から				令和元年10月18日 まで
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100				
設計図書等 に 関 す る 質 問	提出期限	令和元年10月9日				午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)
	回 答 日	令和元年10月15日				ホームページにて回答
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333				
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提出期限	令和元年10月18日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛				
開札日時 及び場所	令和元年10月23日 午前9時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予定価格	21,272,000 円 (税抜き)					
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

501093027

公 告 日	令和元年9月30日	工 事 担 当 課	農業基盤整備課	
工 事 名	令和元年度農基林振補第1号 林道中畑線開設工事			
工 事 場 所	津市 美里町平木	地内		
工 事 概 要	補強土壁工 一式 コンクリートブロック工 97.3m ² 場所打函渠工 70.6m ³ コンクリート路面工 508.2m ²			
工 期	契約締結の日から 令和2年3月13日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】安芸	【地区】美里・河芸・芸濃・安濃	【格付】B・A2・A1
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年10月18日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年10月18日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年10月9日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年10月15日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年10月18日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年10月23日 午前10時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	25,700,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

501093028

公 告 日	令和元年9月30日		工 事 担 当 課		営繕課	
工 事 名	令和元年度営生学教総補第42号 北立誠地区放課後児童クラブ整備に伴う旧津市立北立誠幼稚園及び津市立北立誠小学校改修工事					
工事場所	津市 江戸橋一丁目		地内			
工事概要	改修 旧津市立北立誠幼稚園 (建具改修、内外装改修、塗装改修、躯体改修) 津市立北立誠小学校 (建具改修、内外装改修、塗装改修) ※上記に係る建築工事等 一式					
工 期	契約締結の日から 令和2年2月10日 まで					
発注業種	建築一式					
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C・B		
		【ブロック】	【地区】	【格付】		
		【ブロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
その他要件						
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年10月18日 まで				
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年10月18日 まで				
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100				
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年10月9日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)				
	回答日	令和元年10月15日 ホームページにて回答				
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333				
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提出期限	令和元年10月18日 必着				
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛				
開札日時及び場所	令和元年10月23日 午前10時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予定価格	18,107,000 円 (税抜き)					
最低制限価格	有					
入札保証金	免除					
契約保証金	契約金額の100分の10以上					
前金払	有					
部分払	無					
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

501093029

公 告 日	令和元年9月30日		工 事 担 当 課		市営住宅課	
工 事 名	令和元年度住補第 4 号 津市市営阿漕 1 号館アパート外壁等改修工事					
工 事 場 所	津市 柳山津興		地内			
工 事 概 要	外壁改修等 (防水改修、外壁改修、塗装改修) ※上記に係る建築工事等 一式					
工 期	契約締結の日から 令和2年2月28日 まで					
発 注 業 種	建築一式					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格 付 要 件	あり				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】 B		
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】		
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】		
	同 種 工 事 実 績 要 件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級建築施工管理技士(建築) 又は同等以上の者 (本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)			
その他要件						
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和元年10月18日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和元年10月18日 まで				
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 Tel059-293-6100				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和元年10月9日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和元年10月15日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎 7 階) F A X 059－229－3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	令和元年10月18日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便 (株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和元年10月23日 午前10時20分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室					
予 定 価 格	32,328,000 円 (税抜き)					
最低制限価格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書 (2) においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

501093030

公 告 日	令和元年9月30日		工 事 担 当 課		市営住宅課	
工 事 名	令和元年度住補第5号 津市市営森団地58号ほか23戸外壁等改修工事					
工事場所	津市 森町		地内			
工事概要	外壁改修等 (防水改修、外壁改修、建具改修、塗装改修) ※上記に係る建築工事等 一式					
工 期	契約締結の日から 令和2年2月28日 まで					
発注業種	建築一式					
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉		【格付】B・A	
		【ブロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃		【格付】B・A	
		【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲		【格付】B	
	同種工事実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級建築施工管理技士(建築)又は同等以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
その他要件						
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年10月18日 まで				
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年10月18日 まで				
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100				
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年10月9日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)				
	回答日	令和元年10月15日 ホームページにて回答				
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333				
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提出期限	令和元年10月18日 必着				
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛				
開札日時及び場所	令和元年10月23日 午前10時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予定価格	41,040,000 円 (税抜き)					
最低制限価格	有					
入札保証金	免除					
契約保証金	契約金額の100分の10以上					
前金払	有					
部分払	無					
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。					

【総合評価落札方式】事後審査型条件付一般競争入札

501093031

公 告 日	令和元年9月30日	工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和元年度南道維第8号 津市久居アルスプラザ整備事業に伴う道路修繕（舗装）工事（その1）			
工 事 場 所	津市 久居新町ほか4町 地内			
工 事 概 要	基層 4,292m ² 表層 4,292m ² セメントミルク浸透 4,250m ² 研掃 3,980m ²			
工 期	契約の締結の日から起算して120日間			
発 注 業 種	舗装			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	技術者要件	主任（監理）技術者	同業種の監理技術者（専任配置）	
		現場代理人	常駐配置（監理技術者と兼務可）	
	その他要件			
総合評価 落札方式 に 関 する 事 項	総合評価方式 の類型	工事成績重視型（津市建設工事総合評価落札方式試行要領第3条第2号）		
	評価項目、評価 の内容、配点	別紙「総合評価落札方式評価項目一覧」のとおり		
	総合評価点 の算出	加算方式： 総合評価点＝価格点（80点満点）＋価格以外の評価点（20点満点） 価格点の算出方法は以下のとおりとする。 ア．入札価格＞低入札価格調査基準価格の場合 $\text{価格点} = 80 \text{点} \times \text{失格基準価格} \div \{ \text{失格基準価格} + (\text{低入札価格調査基準価格} - \text{失格基準価格}) / 100 + (\text{入札価格} - \text{低入札価格調査基準価格}) \}$ イ．入札価格≤低入札価格調査基準価格の場合 $\text{価格点} = 80 \text{点} \times \text{失格基準価格} \div \{ \text{失格基準価格} + (\text{入札価格} - \text{失格基準価格}) / 100 \}$		
	評価方法及び 落札者決定方法	入札が無効でない者のうち、予定価格の範囲内で失格基準価格以上の者について総合評価点を算出する。総合評価点が最も高い者を落札候補者とし、総合評価点が最も高い者が複数ある場合は、開札立会人によるくじ引きにより決定するものとする。		
	【提出資料】 評価項目 算定資料	評価項目算定資料届出書		【第1号様式】
		施工実績評価資料（同種・同規模工事実績に関する資料）		【第5号様式】
		社会貢献に関する資料 （経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）、ISO（ISO9000s又はISO14001）登録証（写）又はM-EMS（ステップ1又はステップ2）の認証（写））		【添付資料】
		市内本店業者施工率評価資料		【別紙様式】
		手持ち工事量評価資料		【別紙様式】
		配置予定技術者評価資料（配置予定技術者の工事施工実績に関する資料）		【第6号様式】
価格以外の 評価点の公表 （審査結果）	令和元年10月23日 津市ホームページ「入札・契約」にて公表			
審査結果照会	令和元年10月25日 までに自らの審査結果について書面により照会することができる。 照会対象項目は、価格点以外の評価項目すべてとする。			

評価項目 算定資料 の提出方法	提出方法	持参に限る
	提出期限	令和元年10月18日 午後5時 ※期限を過ぎての提出は受付致しません。
	提出先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）
設計図書 の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年10月18日 まで
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」
設計図書 の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年10月18日 まで
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100
設計図書等 に関する 質 問	提出期限	令和元年10月9日 午後5時 まで （指定の質問書を使用すること）
	回答日	令和元年10月15日 ホームページにて回答
	提出先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）
	提出期限	令和元年10月18日 必着
	郵送先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛
開札日時 及び場所	令和元年10月29日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室	
予定価格	97,011,000 円（税抜き）	
低入札価格調査 基準価格	有	本件は「津市低入札価格調査試行要領」の対象工事とする。 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者が落札候補者となった場合においては、落札候補者の決定を保留し、「津市低入札価格調査試行要領」に規定する低入札価格調査を実施する。 低入札価格調査は、低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札を行った者から工事費に係る積算内訳書その他の資料の提出を求めるほか、「津市低入札価格調査試行要領」第7条第2項各号に規定する事項についての事情聴取、関係機関への照会等により行うものとする。 調査基準価格を下回った入札を行った者に対して本市から資料の提出及び事情聴取の協力の要請があった場合は、これに協力すること。 なお、低入札価格調査基準価格を下回って契約する場合、次の事項を適用する。 ・主任技術者の資格を有する専任の担当技術者を1名追加して工事現場に配置すること。 ・契約保証金を契約金額の10分の3以上の額とすること。 ・前払金を契約金額の10分の2以内の額とすること。
失格基準価格	有	失格基準価格未満の金額の入札は失格とする。 失格基準価格は、低入札価格調査基準価格に10分の9を乗じて得た額（1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の100分の10以上	
前金払	有	
部分払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項、津市建設工事総合評価落札方式試行要領、津市低入札価格調査試行要領のとおりとする。ただし、事後審査型条件付一般競争入札共通事項4入札書（2）においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・配置予定技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・本件は総合評価落札方式試行案件です。 ・低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者であっても落札者とならない場合があります。	

津市公告第 7 8 号

土地区画整理法施行令（昭和 3 0 年政令第 4 7 号）第 3 5 条第 4 項の規定に基づき、次の者を津都市計画事業津駅前北部土地区画整理審議会の委員の選挙の当選人と定めましたので、同条第 5 項の規定により公告します。

令和元年 9 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 宅地の所有者のうちから選挙される委員の当選人

氏名又は名称	住所又は所在地
浪方 一男	津市栄町四丁目 1 4 3 番地 2
大森 芳幸	津市大谷町 2 0 8 番地 8 1
山谷 敏己	津市上浜町一丁目 1 6 7 番地
永田 正博	津市上浜町一丁目 2 6 番地
前田 和男	津市栄町四丁目 6 9 番地
木本 弘	津市栄町四丁目 7 7 番地 2
公益社団法人三重県宅地建物取引業協会	津市上浜町一丁目 6 番 1

2 宅地について借地権を有する者の中から選挙される委員の当選人

名称	所在地
株式会社別府商店	津市上浜町一丁目 1 7 9 番地

津市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年 9 月 26 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

津市上下水道事業管理規程第 2 号

津市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（指定の更新）

第 5 条の 2 第 4 条第 1 項の指定は、5 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前 2 条の規定は、第 1 項の指定の更新について準用する。

第 6 条第 1 項中「の指定」の次に「又は前条第 1 項の更新」を加え、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 指定工事業者は、指定の更新の決定がされたとき、又は指定の効力が失われたときは、その効力を失った指定工事業者証を管理者に返納するものとする。

第 8 条第 2 号中「第 5 条各号」の次に「のいずれか」を加える。

第 10 条中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号を第 4 号とし、第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2) 第 5 条の 2 の規定により指定工事業者の指定を更新したとき。

(3) 第 5 条の 2 第 1 項の規定により指定工事業者の指定の効力が失われたとき。

第 11 条第 1 項第 3 号及び第 13 条第 5 号ア中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に津市水道事業給水条例第 11 条第 1 項の規定による指定を受けている同項に規定する指定給水装置工事事業者のこの規程の施行の日以後における最初の改正後の第 5 条の 2 第 1 項の更新については、同項中「5 年ごと」とあるのは、「令和元年 9 月 30 日から起算して 5 年（当該指定を受けた日が令和元年 9 月 30 日の 5 年前の日以前である場合にあっては、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成 31 年政令第 154 号）第 4 条に規定する期間）を経過する日まで」とする。

津市工業用水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年 9 月 3 0 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

津市上下水道事業管理規程第 3 号

津市工業用水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

津市工業用水道事業給水条例施行規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条中「6 4 . 8 0 円」を「6 6 円」に改める。

第 1 号様式（表）、第 3 号様式、第 4 号様式、第 6 号様式から第 9 号様式まで及び第 1 2 号様式から第 1 4 号様式までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の津市工業用水道事業給水条例施行規程（以下「新規程」という。）

第 1 1 条の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る工業用水の料金（以下「料金」という。）の減額について適用し、施行日前の使用に係る料金の減額については、なお従前の例による。

3 新規程第 1 1 条及び前項の規定にかかわらず、施行日前から継続している工業用水の使用で、施行日から令和元年 1 0 月 3 1 日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものの当該確定した料金については、なお従前の例による。

津市上下水道事業告示第 4 号

津市水道事業給水条例（平成 1 8 年津市条例第 2 2 2 号）第 1 1 条第 1 項及び第 4 項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

令和元年 9 月 1 8 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名 称	所 在 地	指定年月日
タカゾノ設備	亀山市井尻町 1 0 8 6 番地 1	令和元年 7 月 2 6 日

津市上下水道事業告示第 5 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 7 の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 2 号の規定により告示する。

令和元年 9 月 1 8 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名 称	所 在 地	廃止年月日
株式会社中部浄化槽 工業	津市垂水真ヶ坪 4 3 5 番地 の 1	令和元年 8 月 1 日

津市上下水道事業告示第 6 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 7 の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の休止の届出があったので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 2 号の規定により告示する。

令和元年 9 月 1 8 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名 称	所 在 地	休止年月日
三共商事有限公司	津市半田 2 2 2 1 番地 3	令和元年 8 月 1 日

津市上下水道事業告示第 7 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 7 の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 2 号の規定により告示する。

令和元年 9 月 2 5 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名 称	所 在 地	廃止年月日
三共商事有限会社	津市半田 2 2 2 1 番地 3	令和元年 8 月 8 日

津市上下水道事業公告第7号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和元年9月24日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和元年9月24日	工 事 担 当 課	浄水課	
工 事 名	令和元年度 浄水第50号 久居別所浄水場普通沈殿池耐震補強工事			
工事場所	津市 榑原町 地内			
工事概要	コンクリート工 22m3 表面塗装工 642m2			
工 期	契約締結の日から 令和2年3月13日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】久居	【地区】久居	【格付】C・B・A1・A2
		【ブロック】久居	【地区】一志・白山・美杉	【格付】C
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年10月15日 まで		
	閲覧場所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年10月15日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年10月2日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和元年10月9日 ホームページにて回答		
	提 出 先	水道総務課契約財産担当(津市水道局庁舎1階) FAX059-237-5819		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年10月15日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課		
開札日時及び場所	令和元年10月17日 午前9時00分 津市水道局庁舎2階 入札室			
予定価格	22,080,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			